

ご契約のしおり・約款

建物更生共済

むてきプラス



令和8年4月1日以降契約日のご契約用

かならずお読みください

この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、かならずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。
なお、後ほどお送りする共済証書とともに大切に保管し、ご活用ください。

JA共済の事業理念

JA共済は、「相互扶助(助け合い)」を事業理念としています。

～人と人との「絆」を深めたい～

「一人は万人のために、万人は一人のために」——。日本の農村では、古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。日常の農作業はもちろん、自然災害や火事などの災害時には、共同体全体で救済・援助を行いました。そうした歴史を背景に、農家組合員が協力して農業生産力の増進と経済的・社会的地位の向上をはかること、そして、協同による事業活動を通じて、農家組合員の幸福と利益を実現することを目的に「農業協同組合(JA)」は生まれました。

JAの共済事業は、こうした相互扶助(助け合い)を事業理念として、自主的・民主的に運営されており、人間性の尊重や地域社会づくりへの貢献をめざしています。

はじめに

.....

このたびはご契約のお申込みをいただき、
ありがとうございます。

この「ご契約のしおり・約款」は、
共済契約についての大切なことがらを
記載したものです。

ぜひご一読いただき、
「共済証書」、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」
および「意向確認書（控）」（または「意向確認内容（控）」）
とともに大切に保管してください。

お願いとお知らせ

お願いとお知らせ

共済契約にご加入の際には共済約款をご一読ください。

この冊子に掲載している「ご契約のしおり」および「共済約款」をご一読され、ご契約の内容や告知などについてよくご理解いただきますようお願いいたします。

共済契約申込書・告知書はかならず共済契約者・被共済者がご自身で正確にご記入ください。

1. 共済契約申込書における共済の対象の種類、特約の有無、共済金額などは、共済契約にとって重要な内容ですので、共済契約者・被共済者ご自身でご記入し、内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いいたします。
2. 告知書は、共済の対象（ご契約の対象）となる建物の用途・構造や同一の共済の対象に対して既に締結されている他の共済・保険の有無などについてありのままを共済契約者・被共済者ご自身でご記入いただくことになっております。

告知につきましては、「告知義務等について」 **P14** をご覧ください。

ご契約のお申込みにあたって、共済契約者ご本人からのお申込みであることを確認させていただくことがあります。

組合職員が、共済契約者ご本人からのお申込みであることを運転免許証やパスポートなどにより、確認させていただくことがありますのでご了承ください。

共済契約にかかる手続きは、組合所定の端末を使用する方法により行うこともできます。

共済契約にかかる手続きは、書面に代えて、組合所定の端末を使用する方法により行うこともできます。

わかりにくい点、お気づきの点がある際には、
ご遠慮なくご加入先のJAまでお問い合わせください。

お渡しする書類について

ご契約にあたって、お渡しする書類です。ご確認のうえ、大切に保管してください。

重要事項説明書・意向確認書

重要事項説明書（契約概要）



ご契約内容に関する重要な事項のうち、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項について記載しています。

重要事項説明書（注意喚起情報）



ご契約に際して共済契約者にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項について記載しています。

意向確認書（控）または意向確認内容（控）

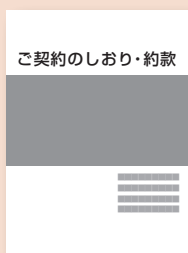


今回お申込みいただいたご契約が、共済契約者のご意向を反映した内容になっているかご確認いただくためのものです（組合所定の端末を使用する方法により共済契約を行った場合は、意向確認内容（控）をお渡します）。

ご契約のしおり・約款（本冊子）

本冊子は次の2つの部分で構成されています。

ご契約のしおり・約款



■ご契約のしおり

約款の内容を読みやすく整理し、ご契約上の重要事項や共済金の請求、手続き等について、わかりやすく説明しています。

■約款

ご契約のご加入からお支払いまでのいろいろなことと取りきめたものです。

共済証書

共済証書



ご契約内容について具体的に記載したもので、組合がお申込みを承諾した場合に、共済契約者にお渡しいたします。お受取り後、かならず内容をご確認いただき、もし共済証書の記載内容がお申込みいただいた内容と異なるときは、すみやかにご加入先のJAまでご連絡ください。また、共済証書は共済金の請求時等に必要となりますので大切に保管していただき、万一紛失された場合には、すみやかにご加入先のJAまでご連絡ください。

上記のほかにもJAから書類をお渡しすることがありますので、あわせてご確認ください。

目的別もくじ

お知りになりたい内容から掲載ページをお探しのときにご利用ください。

ご契約に関して

告知書の記入で気をつけなくては
いけないことは？



告知義務等について

P14

保障がいつから始まるのか
知りたい



責任（保障）の開始について

P16

申込みを撤回したい



クーリング・オフ制度について

P18

専門用語の意味がわからない



共済用語のご説明

P80

事故発生・共済金のご請求

どんなときにどんな共済金が
支払われるのか知りたい



建物更生共済の特徴としくみ

P22

共済金のお支払い

P26

どんなときに共済金が
支払われないのか知りたい



共済金をお支払いできない場合

P40

共済金を請求したい



共済金のご請求について

P70

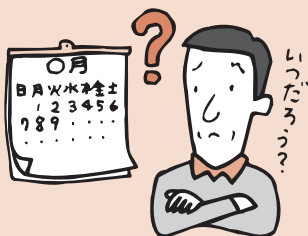
共済金の受取人が共済金を
請求できないときは？



代理人による共済金のご請求

P75

共済掛金はいつまでに
払えばいいの？



共済掛金のお払込み

P44

共済掛金の払込みの方法を変更したい
共済掛金をまとめて払いたい



共済掛金の払込方法

P47

共済掛金が払い込めない
急にお金が必要になった



お払込みが困難な場合の
ご契約の継続
お金がご入り用のときの
貸付制度

P49

P50

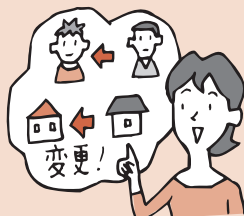
家を増改築したんだけど…



通知義務等について

P57

共済契約関係者や
住所を変更したい



共済契約関係者の変更

P62

ご住所の変更、改姓・改名の届出

P61

家を譲渡した後の
契約の取扱いは？



ご契約の引継ぎ
通知義務等について

P63

P57

保障内容を見直したい



下取り（転換）制度による
保障の見直し

P64

契約を解約した際の
返れい金について知りたい



ご契約の解約について

P51

共済金などにかかる
税金について知りたい



税金のお取扱いについて

P65

JA 共済のご相談・
苦情窓口のご案内



JA 共済のご相談・苦情窓口の
ご案内
JA 共済について

P79

P78

もくじ

ご契約のしおり

お願いとお知らせ	P02
お渡しする書類について	P03
目的別もくじ	P04
安心してご契約期間をお過ごしいただくために はじめにご確認いただきたいこと	P08

第1章 ご契約に際して

ご契約に際してかならずご確認いただきたい
ことがらについて説明しています。

適正な火災共済金額の設定について	P12
告知義務等について	P14
責任（保障）の開始について	P16
個人情報のお取り扱いについて	P17
クーリング・オフ制度について	P18

第2章 しくみと共済金

建物更生共済および各種特約のしくみの概要を
説明しています。

建物更生共済の特徴としくみ	P22
共済金のお支払い	P26
実損てん補特約	P33
修理費給付特約	P35
動産損害担保特約	P36
家財費用共済金等不担保特約	P37
継続特約	P38
共済掛金振替払特約	P39
共済金をお支払いできない場合	P40

第3章 ご契約中について

共済掛金のお払込みやご契約内容を変更される場合の手続き等について説明しています。

【共済掛金のお払込みとご契約の継続について】

共済掛金のお払込み	P44
失効したご契約の復活	P46
共済掛金の払込方法	P47
お払込みが困難な場合のご契約の継続	P49
お金がご入り用のときの貸付制度	P50
ご契約の解約について	P51
ご契約の無効・取消し・解除・消滅	P53
割りもどし金のお支払い	P56

【共済契約者・被共済者の義務について】

通知義務等について	P57
損害防止義務	P60

【ご契約内容の変更と届出】

ご住所の変更、改姓・改名の届出	P61
共済契約関係者の変更	P62
ご契約の引継ぎ	P63
下取り（転換）制度による保障の見直し	P64

【建物更生共済と税金】

税金のお取扱いについて	P65
-------------	-----

第4章 共済金のご請求について

共済金のご請求の手続き、必要書類について説明しています。

共済金のご請求について	P70
-------------	-----

第5章 JA共済のご案内

JA共済の概略、ご相談・苦情窓口について説明しています。

JA共済について	P78
JA共済のご相談・苦情窓口のご案内	P79
共済用語のご説明	P80
参考資料1（貸付限度額に関するご留意点）	P84
参考資料2（解約、解除および消滅における共済掛金振替払特約の返れい金の額）	P86

約 款

目次	P90
普通約款	P91
特則	P128
特約	P132
別表	P156

はじめにご確認いただきたいこと

1 告知義務等



ほかの保険に入っているけど、申し込めるかな。
言わなければわからないだろうから、黙っていよう。

共済金をお支払いできない場合があります。
告知書には共済契約者・被共済者ご自身で、ありのままをご記入ください。

ご契約時には、重要な事項（建物の用途や構造、他の契約の加入有無など）を告知いただく義務（告知義務）があります。告知書には共済契約者・被共済者ご自身で、ありのままをご記入ください*。告知書の記載が事実と異なる場合は、ご契約が解除されたり共済金をお支払いできないこと等があります。

告知義務等については、**P14**

2 クーリング・オフ制度



契約の申込みをしたんだけど、やっぱりやめたいわ。
クーリング・オフがあるからあせらなくても平気ね。

クーリング・オフには所定の期間・条件があります。

お申込み（申込書のご提出*時に記入したご契約の責任を開始する日（契約日））または「ご契約のしおり・約款」および「申込内容（控）」（申込書（控）を含みます。）の交付を受けた日のいずれか遅い日から8日を超えるとご契約のお申込みの撤回または解除を行うことができなくなります。 **クーリング・オフ制度については、P18**

3 責任（保障）の開始



この間、申込書を書いて渡したから、
いつでも共済金を支払ってもらえるのよね！

**共済金をお支払いできるのは
お申込みの時または告知の時のいずれか遅い時からです。**

組合がお申込みを承諾した場合、組合はお申込みの時*または告知の時*のいずれか遅い時から、保障を開始します。

責任（保障）の開始については、**P16**

4 共済金をお支払いできない場合



万一火事になっても、共済に入ってるから安心だね。
かならず保障してもらえるんだから。

共済金をお支払いできない場合があります。

例えば、共済契約者、被共済者（これらの者の法定代理人）の故意・重大な過失もしくは法令違反によって生じた損害などに対しては共済金をお支払いすることができません。

免責事由等、共済金をお支払いできない場合については、**P40**

5 共済掛金の払込猶予期間



共済掛金を払いそびれてしまったよ！
何かあったらどうしよう…？

共済掛金のお払込みには払込猶予期間を設けています。

共済掛金は払込期月中にお払込みいただきますが、一時的にお払込みの都合がつかないときのために払込猶予期間を設けています。この期間中に共済掛金のお払込みがないと、ご契約は解除または失効し、共済金のお支払いができなくなります。

払込猶予期間については、**P44**



*組合所定の端末を使用する方法を含みます。

6 通知義務等



この間、家を増築したんだが、まだJAに連絡していなかったよ。
別に急ぐ必要はないんだろう？

**共済金をお支払いできない場合があります。共済期間中の
変更事項は、遅滞なくご加入先のJAにご連絡ください。**

建物の増築や用途・構造の変更などが生じた場合は、遅滞なくご加入先のJAにご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がないと、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないこと等があります。

通知義務等については、**P57**

7 ご契約の解約と解約時の返れい金



契約を解約しようと思うんだが、
今まで払い込んだ共済掛金はもどってくるのかな？

**解約時の返れい金は、多くの場合においてお払込みいただいた
共済掛金の合計額よりも少なくなります。**

ご契約を途中で解約された場合、返れい金をお支払いしますが、共済契約は預貯金とは異なるため、返れい金は、多くの場合においてそれまでお払込みいただいた共済掛金の合計額よりも少なくなります。

ご契約の解約と解約時の返れい金については、**P51**

8 組合（JA）が破綻した場合



組合にもしものことがあったら、保障がなくなってしまうと
思うとなんだかこわいよ。

**ご安心ください。
万一、組合（JA）が破綻しても保障は継続します。**

組合（JA）が破綻しても、他の組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が共同もしくは全国共済農業協同組合連合会単独で保障をお引受けいたします。

組合（JA）が破綻した場合については、**P78**

9 ご契約の見直し（ご契約の転換など）



この間、テレビで地震のニュースを見ていたらこわくなったよ。
保障を見直したいけど、何か条件はあるのかな？

**ご契約の見直しの際には、不利益となる事項もありますので、
ご留意のうえお申込みください。**

現在のご契約を見直して新たにご契約をお申込みされる場合には、共済掛金が高くなるなど、共済契約者にとって不利益となることもあります。また、ご契約を転換される場合には「保障見直し設計書」などをかならずお受取りになり、現在のご契約と比較のうえご検討ください。

ご契約の転換については、**P64**

10 JA 共済に対するご相談・苦情等の受け付け、紛争時における対応などについて



組合の説明に納得ができないんだけど…。

皆さまの声を私たちにお届けください。

JA 共済では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかるご相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

JA 共済のご相談・苦情窓口のご案内 **P79**

第1章 ご契約に際して



本章では、ご契約に際してかならずご確認くださいことがらについて説明しています。

章内もくじ

- 適正な火災共済金額の設定について P12 ➤
- 告知義務等について P14 ➤
- 責任（保障）の開始について P16 ➤
- 個人情報のお取り扱いについて P17 ➤
- クーリング・オフ制度について P18 ➤

適正な火災共済金額の設定について



万一、事故が発生した場合に十分な保障を受けられるよう、適正な火災共済金額でご加入いただく必要があります。

しおり

共済用語のご説明

- 共済価額
- 再取得価額
- 時価額
- 火災共済金額

しおり

共済用語のご説明

- 残存価額の割合
- 協定共済価額

約款

建物条項第4条
動産条項第4条

ご契約時にご注意いただきたいこと

共済契約者には、建物や動産の評価（共済価額）に関する事項として、「建物・動産の再取得価額・時価額」について、共済契約申込書に事実を正確に記載*していただく必要があります。この内容に基づき、火災共済金額を設定していただくことになります。

建物や動産の共済価額の考え方

建物更生共済では、共済の対象について「時価額」ではなく、現在と同等の建物や動産を改めて建築・購入するのに必要な「再取得価額」で評価し保障します。この再取得価額が共済価額となり、ご加入いただける上限額*¹となります。

再取得価額は、共済契約者により共済契約申込書に記載*していただきます*²が、JAからも次の方法などで参考金額をご案内しております。詳しくはご加入先のJAまでお問い合わせください。

※ 1 共済の対象の残存価額の割合が50%未満の場合は、時価額での保障となり、時価額までが加入限度となります。

※ 2 建物、特定建築物または償却固定資産を共済の対象とする場合は、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を評価し、「再取得価額」を「協定共済価額」として協定します（「協定共済価額」は共済証書に記載されます）。

■建物または特定建築物の場合

- 建物または特定建築物の建築時の価額をもとに経過している年数に基づき、現在の再取得価額を簡易的に算出した金額
- 建物または特定建築物の用途・構造から、現在の標準的な建築単価を使用し、再取得価額を簡易的に算出した金額

■家財の場合

居住している家屋の広さ・家族構成から一般的な家財・家具の再取得価額を簡易的に算出した金額

■営業用什器備品の場合

業種別に一般的な物品の再取得価額を簡易的に算出した金額

なお、共済金をお支払いする損害が発生した場合、共済金を算出するために使用する「共済価額」と「損害の額」は、その損害が発生した場所および時における組合が決定した価額となります。



* 組合所定の端末を使用する方法を含みます。

火災共済金額の設定

事故が発生した場合に十分な保障が受けられるよう、火災共済金額の設定に関しては、次の点にご注意いただき、適正な火災共済金額の設定をご検討ください。

- 共済価額より低く火災共済金額を設定されると、損害が発生した場合に、その損害の額について十分な保障が得られないことがあります。
- 共済価額を超えて火災共済金額を設定しても※¹、その超えた部分は保障されません※²ので、約款に定められている支払限度額を超える共済金をお支払いすることはできません。既に他の共済・保険に加入されている場合で、その共済金額・保険金額と設定された共済契約の火災共済金額との合計額が共済価額を超えている場合も同様に、支払限度額を超える共済金は支払われないため、共済掛金を余分にお支払いいただくことになります。

※¹ 共済契約のお申込みのときに、火災共済金額が共済価額を超えていた場合（共済契約者および被共済者が善意でかつ重大な過失がなかった場合に限ります。）に、その超過部分について共済契約を取り消すことができます。

※² 建物、特定建築物または償却固定資産を共済の対象とする場合で、火災等、風災、ひょう災、雪災または水災により全損となったときは、共済価額×1.3を限度として、火災共済金額全額をお支払いします。

しおり

ご契約の無効・取消し・
解除・消滅
P53

しおり

共済用語のご説明
●全損

保障の見直し

物価の上昇や下落、経年による減価などにより、共済価額は変動することがありますので、共済価額いっばいに保障をご準備されていたとしても、共済価額と火災共済金額が一致しなくなることがあります。適正な火災共済金額を維持するためには、加入金額の見直しが必要となる場合があります。詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

告知義務等について



ご契約に際して建物の用途や構造、他の共済（保険）契約の加入有無などについて、組合所定の告知書でおたずねします。告知の内容により、ご契約をお引受けできるかどうかを決めさせていただいておりますので、告知書へは事実をありのまま告知（記入）してください*。

約 款

基本条項第14条
継続特約第10条

告知義務について

共済契約者・被共済者には、建物の用途や構造、他の共済（保険）契約の加入有無などについて告知していただく義務（告知義務）があります

共済契約者・被共済者には、共済契約の締結（共済の対象の追加を含みます。）または復活の際、組合所定の共済契約申込書または告知書でおうかがいする事項について、事実を告知していただく義務があります*。

継続特約を付加したご契約を継続される場合においても、組合所定の共済契約申込書または告知書もしくは共済証書に記載された告知していただいた事実に変更があれば告知していただく必要があります*。

告知の方法について

共済契約申込書または告知書へは事実をありのまま正確にもれなく告知（記入）してください



共済契約者・被共済者ご自身で、組合所定の共済契約申込書または告知書の記載事項についてご記入し、ご署名ください*。

■告知書の記載事項

- 建物の用途
- 建物の構造
- 他の共済（保険）契約の加入有無 など

約 款

基本条項第15条

告知義務違反について

告知が事実と相違する場合、ご契約を解除することがあります

1. 建物の用途や構造などについて、故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしますと、組合は告知義務違反としてご契約を解除することがあります。
2. 共済金をお支払いする事由が生じても、共済金をお支払いできない場合があります。
3. ご契約を解除した場合には、返れい金があれば、共済契約者にお支払いします。

しおり

共済用語のご説明
●返れい金



* 組合所定の端末を使用する方法を含みます。

協定共済価額に関する義務について

建物、特定建築物または償却固定資産を共済の対象とする場合は、共済契約の締結の際、協定共済価額を協定するときに、組合が共済の対象を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を正確に告げていただく必要があります*。

故意または重大な過失によって事実をありのままに告げていただけなかったり、事実と違うことを告げていただいたことにより、定めるべき額と異なる協定共済価額が定められたときは、共済金を減額してお支払いすることがあります。



* 組合所定の端末を使用する方法を含みます。

約 款

建物条項第4条
動産条項第4条
動産条項第20条
実損てん補特約第3条
実損てん補特約第4条

しおり

共済用語のご説明
●協定共済価額

責任（保障）の開始について



組合がお申込みを承諾した場合、お申込みの時または告知の時のいずれか遅い時からご契約の責任（保障）を開始します。

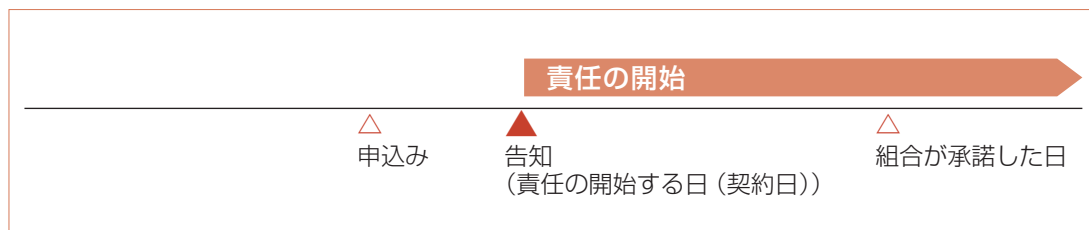
約 款

基本条項第2条

責任（保障）の開始

組合がご契約のお申込みを承諾した場合には、お申込みおよび告知*がともに完了した時からご契約の責任（保障）を開始します。

責任の開始を図示すると次のようになります。



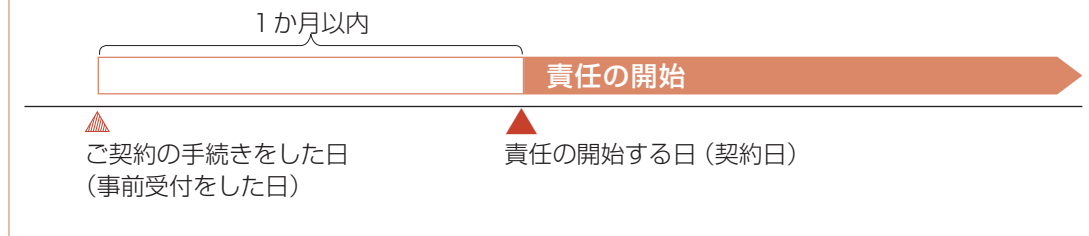
ご契約のお申込みの事前受付について

建物更生共済では、ご希望の契約日を手続時点から1か月を超えない範囲で事前に指定することができます。

なお、以下の点につきあらかじめご了承ください。

- ご契約を転換される場合には、お申込みの事前受付はできません。
- 共済証書の発行は責任の開始の後になるため、発行までお時間がかかることがあります。
- 責任の開始する日までに告知事項の内容に変更が生じた場合は、ご加入先のJAまでご連絡ください。

例：ご契約の手続きをした日に責任の開始する日（契約日）を事前に指定される場合



* 組合所定の端末を使用する方法を含みます。

個人情報のお取り扱いについて



共済契約に関する個人情報は次のとおりお取扱いいたします。

個人情報のお取扱い

- ご契約内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、組合（JA）および全国共済農業協同組合連合会が、共済契約のお引受けの判断、共済金等のお支払い、共済契約のご継続・維持管理、各種サービスのご提供・充実を行うために利用します。
また、本契約に関する個人情報は、組合（JA）および全国共済農業協同組合連合会の他の商品・サービスのご案内・ご提供・開発・研究を行うために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- 保健医療等の情報（要配慮個人情報、機微（センシティブ）情報）については、共済事業の適切な業務運営の確保に必要な範囲でお取扱いいたします。
- 個人番号を含む個人情報（特定個人情報）は、法令により認められる範囲を超えた利用は行いません。
- 適正かつ迅速な共済契約のお引受け・共済金のお支払いを行うために必要な範囲内の情報を、医療機関、修理業者、共済契約のお引受け・共済金のご請求・お支払いに関する関係先等に提供し、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- 法令により必要と判断される場合、共済契約者・被共済者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者（注）に提供することがあります。
（注）共済金支払査定に用いる診断書の電子化業務を委託する場合等における外国にある第三者を含みます。
- 全国共済農業協同組合連合会は、共済契約の適正なお引受けおよび共済金の適正なお支払いの実施ならびに不適切な共済金の請求等の防止により、共済制度の健全な運営をはかるため、本契約に関する個人情報を一般社団法人 日本損害保険協会、共済団体、損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

上記以外の組合（JA）のその他個人情報のお取扱いについては、組合（JA）の個人情報保護方針・個人情報保護法に基づく公表事項等をあわせてご覧ください。また、全国共済農業協同組合連合会の個人情報のお取扱い等の詳細は、**JA共済ホームページ** (<https://www.ja-kyosai.or.jp>) をご覧ください。

しおり

JA共済について
P78

クーリング・オフ制度について



クーリング・オフとは、ご契約のお申込みを行った後でも、ご契約のお申込みの撤回や解除ができる制度です。

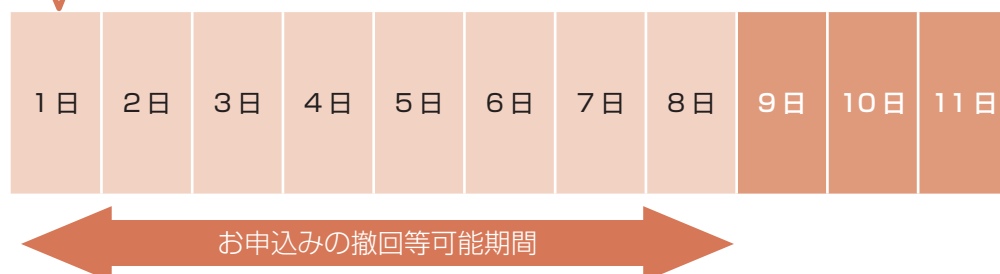
クーリング・オフの申出方法

クーリング・オフの適用には所定の期間・条件があります

お申込者または共済契約者（以下「申込者等」といいます。）は、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

- ご契約の申込日（共済契約申込書のご提出（組合所定の端末を使用する方法を含みます。）時に記入したご契約の責任を開始する日（契約日））
- 「ご契約のしおり・約款」および「申込内容（控）」（申込書（控）を含みます。）の交付を受けた日（お申込み時に「ご契約のしおり・約款」のお受取り方法をWeb（インターネット）で確認と選択した場合、「ご契約のしおり・約款」の交付を受けた日は、申込日となります。）

申込日または「ご契約のしおり・約款」および「申込内容（控）」（申込書（控）を含みます。）の交付日のいずれか遅い日



書面による手続きが必要です

お申込みの撤回等は、書面の発信日（郵便の消印日）に効力を生じるため、郵送により上記の期間内（8日以内の消印有効）にお申込みの組合支所（店）または組合本所（店）あてにお申し出いただく必要があります。

<記入見本>

〇月〇日に申し込んだ建物更生共済の申込みを取り消します。

- ① JA〇〇 △△支店
- ② 〇〇県△△市□□××-××-××
共済太郎
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
- ③ 〇〇年△△月□□日
- ④ ××××万円
- ⑤ 家（居住用）
- ⑥ 〇〇県△△市□□××-××-××

■書面への記載事項

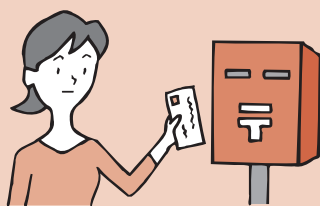
書面には、建物更生共済契約のお申込みの撤回等をする旨を明記のうえ、

- ① 契約された組合・支所（店）名
 - ② 申込者等の住所、氏名（**自署**）、電話番号（連絡先電話番号）
 - ③ 共済契約の申込日
 - ④ 火災共済金額
 - ⑤ 共済の対象の種類・用途
 - ⑥ 建物、特定建築物または動産を収容する建物の所在地
- をご記入ください。なお、ご契約のお申込み時に、共済契約申込書に押印した場合は、その印鑑と同一印を押印してください。

手続きの流れは次のとおりです



お申込みの撤回等が可能な日付であるかをご確認のうえ、建物更生共済契約のお申込みの撤回等を行う旨を書面に明記してください。なお、ご契約のお申込み時に共済契約申込書に押印した場合は、その印鑑と同一印を押印してください。



郵送により、お申込みの組合支所（店）または組合本所（店）あてにお申し出ください。お申込みの撤回等は、書面の発信日（郵便の消印日）に効力を生じます。

クーリング・オフができない場合

クーリング・オフのお取扱いができない場合があります

次の場合は、お申込みの撤回等のお取扱いはできません。

- 営業または事業のための共済契約の場合（農業のための共済契約を除きます。）
- 申込者等が団体の場合
- 債務履行の担保のための共済契約の場合
- 既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
- その他クーリング・オフ制度の趣旨に反する場合

その他

- お申込みの撤回等の場合には、お払込みいただいた金額を申込者等にお返しいたします。
- お申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払事由が生じているときは、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、申込者等がお申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払事由が生じたことを知っている場合を除きます。
- 転換によるお申込みの場合は、転換がなかったものとして以前のご契約にもどります。
- 賠償責任共済とのセット契約の場合は、建物更生共済契約と賠償責任共済契約について同時にお申込みの撤回等をしていただくことになります。

第2章 しくみと共済金



本章では、建物更生共済および各種特約のしくみの概要を説明しています。

章内もくじ

■建物更生共済の特徴としくみ	P22
■共済金のお支払い	P26
■実損てん補特約	P33
■修理費給付特約	P35
■動産損害担保特約	P36
■家財費用共済金等不担保特約	P37
■継続特約	P38
■共済掛金振替払特約	P39
■共済金をお支払いできない場合	P40

建物更生共済の特徴としくみ



建物更生共済は、火災や、台風・地震などの自然災害による建物や動産などの損害を幅広く保障する共済です。

特約の付加により、長期間の保障を受けることもでき、また、共済期間の満了時には満期共済金をお受取りいただけます。

火災等・自然災害等の損害に頼もしい保障

火災等の保障



火災や落雷、爆発、盗難などにより損害を受けたとき、火災共済金をお支払いいたします。

また、火災共済金を支払う場合に、次の費用共済金を所定の条件によりお支払いいたします。

■火災共済金をお支払いする場合にお支払いする費用共済金

お支払いする費用共済金

損害防止費用共済金、残存物とりかたづけ費用共済金、ドアロック交換費用共済金、臨時費用共済金、失火見舞費用共済金、盗難再発防止費用共済金、特別費用共済金

自然災害（風災、ひょう災、雪災または水災）の保障



風災、ひょう災、雪災または水災により損害を受けたとき、風水災等共済金をお支払いいたします。

また、風水災等共済金を支払う場合に、次の費用共済金を所定の条件によりお支払いいたします。

■風水災等共済金をお支払いする場合にお支払いする費用共済金

お支払いする費用共済金

残存物とりかたづけ費用共済金、臨時費用共済金、特別費用共済金

自然災害（地震等）の保障



地震、火山の噴火・爆発またはこれらによる津波などにより損害を受けたとき、地震共済金をお支払いいたします。

お支払いする共済金について詳しくは「共済金のお支払い」をご参照ください。

- 自然災害による損害が異常に発生し、その異常な発生が共済掛金の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、共済金の一部を削減することがあります※1・※2。

※1 共済金の一部を削減することとは、異常危険準備金等の支払財源が不足するとき、共済金を削減してお支払いすること等をいいます。

※2 東日本大震災を含め、過去の大規模自然災害において共済金は削減することなく支払われております。

JA共済は、大規模自然災害などのリスクに確実に備えるため、異常危険準備金の積立てや再保険などによって、十分な支払財源の確保に努めております。

しおり

共済金のお支払い
P26

約款

建物条項第22条
動産条項第24条

最高で再取得価額まで、最長で30年間の保障



建物・特定建築物・家財・営業用什器備品・償却固定資産について最高で再取得価額まで保障します*¹・*²。なお、自然災害のうち地震等による損害の場合は、再取得価額の50%が保障の上限となります。

また、継続特約を付加することにより最長30年間保障します。

※1 建物・特定建築物・家財・営業用什器備品・償却固定資産の残存価額の割合が50%未満の場合は、時価額までの保障となります。

※2 建物・特定建築物・償却固定資産を共済の対象とする場合で、火災等、風災、ひょう災、雪災または水災により全損となったときは、再取得価額（上記「※1」の場合は時価額）×1.3を限度として火災共済金額まで保障します。

しおり

共済用語のご説明
●再取得価額
●残存価額の割合

しおり

継続特約
P38

しおり

共済用語のご説明
●全損

しおり

満期共済金
P32
修理費給付特約
P35

共済期間満了後の満期共済金



建物更生共済は共済期間満了後に満期共済金をお支払いしますので、リフォームや家財・営業用什器備品の買替えの資金として計画的にご活用いただけます。

また、修理費給付特約を付加することにより、所定の期間経過後、修理費共済金をお受取りいただけます。

共済契約関係者

共済契約者、被共済者、満期共済金受取人になれる方は次のとおりです。

共済契約者



共済の対象の所有者もしくはその親族の方または共済の対象を管理する方に限られます。

被共済者



共済の対象の所有者に限られ、事故が発生した場合に損害のてん補を受けられる方です。

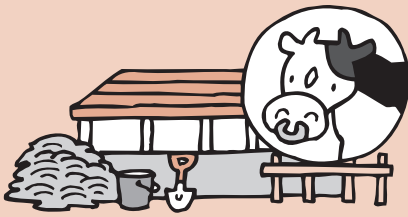
満期共済金受取人



共済契約者と被共済者のいずれかの方になります。共済契約者が共済の対象を管理する場合は、共済契約者に限ります。

共済の対象となる建物・動産

共済証書記載の建物・特定建築物および共済証書記載の建物内に收容されている動産（家財・営業用什器備品・償却固定資産）を共済の対象とすることができます。

建物	特定建築物
 家など基礎工事が施されており、外壁、柱、小屋組、はり、屋根等の主要構造部のすべてを具備する建築物をいいます。	 外壁の一部または全部を欠くために建物に該当しない建築物をいいます。

約 款

建物条項第3条

■共済の対象から除外できる物

次の物は共済契約申込書に共済の対象から除外する旨を明記*すれば共済の対象に含まれません。

- ①建物または特定建築物の基礎工事部分
- ②畳、建具、その他の建物または特定建築物の従物
- ③電気設備、ガス設備、冷暖房用設備その他の建物または特定建築物の付属設備

■共済の対象に含まれない物（特定建築物）

特定建築物を共済の対象とする場合、特定建築物の開口部に風防、遮光、温度調整等を目的として設置された布製、合成樹脂製等の遮蔽物は共済の対象に含まれません。

■共済の対象に含まれる物（建物）

建物を共済の対象とする場合、建物が所在する敷地内に設置された次の物（建物と従的な関係があり、建物の用に供するものをいいます。ただし、区分所有建物（分譲マンション等）を共済の対象とする場合は、共用部分を除きます。）は、共済の対象に含まれます*。

- ①物置、納屋または車庫（基礎工事が施されているものを除きます。）
- ②門、塀、垣、カーポートまたはサイクルポート（植物等の生物、石垣ならびに擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物は含みません。）

*共済契約申込書に共済の対象から除外する旨を明記*すれば共済の対象に含まれません。

■共済の対象に含めることができる物（建物）

建物を共済の対象とする場合、建物が所在する敷地内に設置された次の物（建物と従的な関係があり、建物の用に供するものをいい、特定建築物として共済の対象とすることができるものを除きます。）は、共済契約申込書に共済の対象に含む旨を明記*すれば共済の対象に含めることができます。

- ①「■共済の対象に含まれる物（建物）」①の物置、納屋および車庫以外の付属建物
- ②「■共済の対象に含まれる物（建物）」②の門、塀、垣、カーポートおよびサイクルポート以外の工作物



*組合所定の端末を使用する方法を含みます。

しおり

共済用語のご説明

- 建物が所在する敷地内

動 産



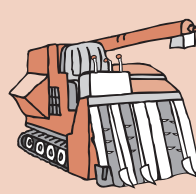
家財

家財・家具をいいます。



営業用什器備品

業務上の必要から使用または所持されている物品をいいます。



償却固定資産

大型農機具など償却を行うことが会計上必要な動産をいいます。(1機種ごとの契約となります。)

■共済の対象に含まれない物(家財または営業用什器備品)

家財または営業用什器備品を共済の対象とする場合は、次の物は共済の対象に含まれません。

- ①通貨、有価証券、預貯金証書(通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)、印紙、切手、乗車券その他これらに類する物^{※1}
- ②貴金属、宝石、宝玉および骨とう品ならびに書画、彫刻物等の美術品で、1個または1組の共済価額が30万円を超えるもの
- ③稿本、設計書、図案、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- ④自動車(ただし、農耕作業用小型特殊自動車^{※2}は共済の対象に含まれます。)
- ⑤船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)および航空機
- ⑥動物、植物等の生物
- ⑦商品、製品、半製品、原材料、機械^{※3}その他これらに類する物
- ⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- ⑨リース・レンタル物などの被共済者が所有していない物
- ⑩共済契約申込書に共済の対象から除外する旨が記載^{*}されている物

※1 通貨および預貯金証書については、通貨等盗難共済金の支払事由に該当する場合は、共済の対象に含まれます。

※2 「農耕作業用小型特殊自動車」とは農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機および国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車であって、最高速度毎時35km未満のものをいいます。

※3 「機械」とは、電気などの動力を用いて、工場や作業場で、製造・加工・その他の作業を行うために使用される機械をいいます。なお、一部の農業用の機械については、共済の対象に含まれる場合があります。詳しくはご加入先のJAまでお問い合わせください。



* 組合所定の端末を使用する方法を含みます。

約 款

動産条項第3条

共済金のお支払い



建物更生共済では、次のとおり共済金をお支払いします。

約 款

建物条項第5条
動産条項第5条

火災共済金

次のいずれかの事故によって共済の対象に損害が生じた場合に火災共済金をお支払いします。

事故の種類

以下の事故を「火災等」と総称します。

火 災	落 雷	破裂または爆発	水ぬれ ※1・※2
建物または特定建築物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊※2または建物内部もしくは特定建築物内部での車両※3もしくはその積載物の衝突・接触		盗難による盗取、損傷または汚損	騒じょうその他これに類似する集団行動に伴う暴力行為または破壊行為

※1 給排水設備（スプリンクラ設備・装置を含みます。）に生じた事故または被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水または溢水による水ぬれをいいます。

※2 自然災害によるものを除きます。

※3 道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる身体障害者用の車をいいます。

お支払いする火災共済金の額

■共済の対象が建物または特定建築物の場合

区 分	お支払いする火災共済金の額	
	実損てん補特約を付加した場合 (実損てん補)	実損てん補特約を付加しない場合 (比例てん補)
火災共済金額が共済価額の80%以上の場合	損害の額* (火災共済金額を限度とします。)	損害の額 (火災共済金額を限度とします。)
火災共済金額が共済価額の80%未満の場合		損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額の80\%}}$ (火災共済金額を限度とします。)

■共済の対象が家財、営業用什器備品または償却固定資産の場合（実損てん補）

お支払いする火災共済金の額＝損害の額（火災共済金額を限度とします。）*

※共済の対象が建物、特定建築物または償却固定資産の場合で、次の①または②に該当するときは、お支払いする火災共済金の額は次の表のとおり（比例てん補）となります。

- ①共済契約の締結の際、協定共済価額を協定するときに、故意または重大な過失によって組合が共済の対象を評価するために必要と認めて照会した事項について事実を告げなかった場合等により、定めるべき額と異なる協定共済価額が定められたとき
- ②共済契約の締結後、共済の対象の増築、改築、修繕、設備等の設置・変更等により、共済の対象の再取得価額が増加した場合で、故意または重大な過失により、その申出を怠ったとき

区 分	お支払いする火災共済金の額
火災共済金額が共済価額の80%以上の場合	損害の額 (火災共済金額を限度とします。)
火災共済金額が共済価額の80%未満の場合	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額の80\%}}$ (火災共済金額を限度とします。)

■共済の対象が建物、特定建築物または償却固定資産の場合で、全損となったとき

上記にかかわらず、次の金額をお支払いします。

お支払いする火災共済金の額＝火災共済金額（共済価額×1.3を限度とします。）

- 共済価額および損害の額は共済契約の区分（新価共済契約、時価共済契約）および建物・特定建築物と動産の区分により異なります。詳しくは約款をご参照ください。

！ 注意 ■火災共済金にあわせてお支払いする共済金について

火災共済金のほか、残存物とりかたづけ費用共済金、ドアロック交換費用共済金、臨時費用共済金、盗難再発防止費用共済金、特別費用共済金、傷害共済金等が支払われる場合がありますので、「その他の共済金」、「費用共済金」をご参照ください。

約 款

建物条項第18条
動産条項第20条
実損てん補特約第4条

しおり

共済用語のご説明
●火災共済金額
●共済価額

しおり

共済用語のご説明
●協定共済価額

しおり

共済用語のご説明
●全損

しおり

共済用語のご説明
●新価共済契約
●時価共済契約

しおり

その他の共済金
P30
費用共済金
P31

約 款

建物条項第6条
動産条項第6条

風水災等共済金

次のいずれかの自然災害によって共済の対象に生じた損害の状況が「風水災等共済金をお支払いする場合」に該当するときに風水災等共済金をお支払いします。

自然災害の種類

■風災、ひょう災、雪災または水災



「風災」は次のものをいいます。

台風、せん風、竜巻、暴風等

- これらによる洪水、高潮、高波、土砂崩れ、崖崩れ、地すべり、土石流および山崩れを除きます。



「ひょう災」

降ひょうをいいます。



「雪災」は次のものをいいます。

豪雪の場合におけるその雪の重み・落下等による事故、なだれ

- 融雪水の漏入・凍結による事故、融雪洪水による事故を除きます。
- 1回の積雪期において雪災の事故による損害が複数生じた場合であって、それぞれ別の事故によって生じたことが明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定して取り扱います。



「水災」は次のものをいいます。

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・高波・土砂崩れ・崖崩れ・地すべり・土石流・山崩れ・落石等

風水災等共済金をお支払いする場合

- ①風災、ひょう災、雪災または水災によって生じた損害の損害割合*が5%以上の場合
- ②風災、ひょう災、雪災または水災によって生じた損害（床下浸水による損害を除きます。）の損害割合*が3%以上5%未満の場合
- ③風災、ひょう災または雪災によって生じた損害の額が5万円以上の場合

※「損害割合」とは $\frac{\text{損害の額}}{\text{共済価額}}$ をいいます。

しおり

共済用語のご説明
●損害割合

お支払いする風水災等共済金の額

■共済の対象が建物または特定建築物の場合

区 分	お支払いする風水災等共済金の額	
	実損てん補特約を付加した場合 (実損てん補)	実損てん補特約を付加しない場合 (比例てん補)
火災共済金額が共済価額の80%以上の場合	損害の額* (火災共済金額を限度とします。)	損害の額 (火災共済金額を限度とします。)
火災共済金額が共済価額の80%未満の場合		損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額の80\%}}$ (火災共済金額を限度とします。)

■共済の対象が家財、営業用什器備品または償却固定資産の場合（実損てん補）

お支払いする風水災等共済金の額＝損害の額（火災共済金額を限度とします。）※

※共済の対象が建物、特定建築物または償却固定資産の場合で、次の①または②に該当するときは、お支払いする風水災等共済金の額は次の表のとおり（比例てん補）となります。

- ①共済契約の締結の際、協定共済価額を協定するときに、故意または重大な過失によって組合が共済の対象を評価するために必要と認めて照会した事項について事実を告げなかった場合等により、定めるべき額と異なる協定共済価額が定められたとき
- ②共済契約の締結後、共済の対象の増築、改築、修繕、設備等の設置・変更等により、共済の対象の再取得価額が増加した場合で、故意または重大な過失により、その申出を怠ったとき

区 分	お支払いする風水災等共済金の額
火災共済金額が共済価額の80%以上の場合	損害の額 (火災共済金額を限度とします。)
火災共済金額が共済価額の80%未満の場合	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額の80\%}}$ (火災共済金額を限度とします。)

■共済の対象が建物、特定建築物または償却固定資産の場合で、全損となったとき

上記にかかわらず、次の金額をお支払いします。

お支払いする風水災等共済金の額＝火災共済金額（共済価額×1.3を限度とします。）

- 共済価額および損害の額は共済契約の区分（新価共済契約、時価共済契約）および建物・特定建築物と動産の区分により異なります。詳しくは約款をご参照ください。

！ ■風水災等共済金にあわせてお支払いする共済金について

風水災等共済金のほか、残存物とりかたづけ費用共済金、臨時費用共済金、特別費用共済金、傷害共済金が支払われる場合がありますので、「その他の共済金」、「費用共済金」をご参照ください。

約 款

建物条項第18条
動産条項第20条
実損てん補特約第4条

しおり

共済用語のご説明
●火災共済金額
●共済価額

しおり

共済用語のご説明
●協定共済価額

しおり

共済用語のご説明
●全損

しおり

共済用語のご説明
●新価共済契約
●時価共済契約

しおり

その他の共済金
P30
費用共済金
P31

約 款

建物条項第7条
建物条項第18条
動産条項第7条
動産条項第20条

しおり

共済用語のご説明
●損害割合
●新価共済契約
●時価共済契約

約 款

動産条項第8条
動産条項第20条

しおり

共済用語のご説明
●共済証書記載の建物

地震共済金

地震等によって共済の対象に生じた損害の状況が下表「お支払いする地震共済金の額」の「お支払いする場合」に該当するときに地震共済金をお支払いします。

■地震等



- 「地震等」は次のものをいいます。
- ①地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波
 - ②①によって生じた火災、破裂または爆発によるもの
 - ③①によって生じた火災、破裂または爆発が延焼または拡大して生じたもの
 - ④火災、破裂または爆発が①により延焼または拡大して生じたもの
- 72時間以内に生じた複数の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

お支払いする地震共済金の額

お支払いする場合	お支払いする地震共済金の額
地震等によって生じた損害の損害割合※が5%以上の場合	$\text{損害の額} \times \frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}} \times 50\%$ (損害の額の50%を限度とします。)

- ※「損害割合」とは $\frac{\text{損害の額}}{\text{共済価額}}$ をいいます。
- 共済価額および損害の額は共済契約の区分（新価共済契約、時価共済契約）および建物・特定建築物と動産の区分により異なります。詳しくは約款をご参照ください。

■地震共済金にあわせてお支払いする共済金について
地震共済金のほか、傷害共済金が支払われる場合がありますので、下記「その他の共済金」をご参照ください。

その他の共済金

■持ち出し家財共済金

お支払いする場合	お支払いする持ち出し家財共済金の額
家財を共済の対象としている場合であって、その家財のうち、共済証書記載の建物から一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物※ ¹ 内において、火災等によって損害※ ² が生じた場合 ※ ¹ アーケード、地下道等、専ら通路に利用されるものを除きます。 ※ ² 直接に占有している際に生じた損害に限ります。	損害の額 (100万円または火災共済金額の20%のうち、いずれか低い額を限度とします。)

■通貨等盗難共済金

お支払いする場合	お支払いする通貨等盗難共済金の額
【家財を共済の対象としている場合】 共済証書記載の建物内に収容された生活用の通貨または預貯金証書に盗難による損害が生じた場合	【通貨の場合】 損害の額 (30万円または火災共済金額のうち、いずれか低い額を限度とします。)
【営業用什器備品を共済の対象としている場合】 共済証書記載の建物内に収容された営業用の通貨または預貯金証書に盗難による損害が生じた場合	【預貯金証書の場合】 損害の額 (300万円または火災共済金額のうち、いずれか低い額を限度とします。)

■傷害共済金

お支払いする場合	お支払いする傷害共済金の額
共済の対象について発生した火災等、自然災害または通貨等の盗難により傷害共済金の対象者*が傷害を受けた場合で、次の支払事由に該当するとき	1回の事故につき被害者1名について、次の傷害共済金をお支払いします。
傷害を受けた日以後200日以内に死亡された場合	【死亡の場合】 火災共済金額の30% (1名につき1,000万円を限度とします。)
傷害を受けた日以後200日以内に第1級～第5級の後遺障害の状態になられた場合	【後遺障害の場合】 火災共済金額の30%×後遺障害等級による支払割合 (1名につき1,000万円×支払割合を限度とします。)
傷害を受けた日以後200日以内にその傷害のために次のいずれかに該当した場合 ア. 10日以上入院して治療または施術を受けたこと イ. 30日以上入院または通院して治療または施術を受けたこと	【治療または施術の場合】 火災共済金額の5% (1名につき30万円を限度とします。)
*傷害共済金の対象となる方(被害者)は、被共済者(被共済者が法人の場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)・被共済者の親族・被共済者の使用人・共済証書記載の建物に居住している方です。	
1. 被害者1名について、傷害共済金の合計額は、支払事由ごとに次の①または②の額を限度とします。 ①死亡した場合または後遺障害の状態になった場合は、火災共済金額の30%または1,000万円のうちいずれか低い額 ②治療または施術を受けた場合は、火災共済金額の5%または30万円のうちいずれか低い額 2. 後遺障害の状態になった後に死亡した場合に、死亡したことによる傷害共済金の額と後遺障害の状態になったことによる傷害共済金の額の合計額は、火災共済金額の30%または1,000万円のうちいずれか低い額を限度とします。	

費用共済金

■損害防止費用共済金

お支払いする場合	お支払いする損害防止費用共済金の額
共済契約者または被共済者が共済の対象について、火災等による損害の発生または拡大の防止に努めた場合(必要であった損害防止費用に対してお支払いします。)	損害防止費用の額

■残存物とりかたづけ費用共済金

お支払いする場合	お支払いする残存物とりかたづけ費用共済金の額
火災共済金または風水災等共済金の支払事由に該当した場合で、残存物とりかたづけ費用が生じた場合(必要な残存物とりかたづけ費用に対してお支払いします。)	残存物とりかたづけ費用の額 (火災共済金の額または風水災等共済金の額の10%を限度とします。)

約 款

動産条項第9条
動産条項第20条

約 款

建物条項第15条
建物条項第20条
動産条項第17条
動産条項第22条

約 款

別表2〔後遺障害等級表〕

約 款

建物条項第1条
動産条項第1条
基本条項第1条
〔用語の説明〕
「入院」「通院」など

約 款

建物条項第8条
建物条項第19条
動産条項第10条
動産条項第21条

しおり

共済用語のご説明
●損害防止費用

約 款

建物条項第9条
建物条項第19条
動産条項第11条
動産条項第21条

約 款

建物条項第10条
建物条項第19条

約 款

動産条項第12条
動産条項第21条

約 款

建物条項第11条
建物条項第19条
動産条項第13条
動産条項第21条

約 款

建物条項第12条
建物条項第19条
動産条項第14条
動産条項第21条

約 款

建物条項第13条
建物条項第19条
動産条項第15条
動産条項第21条

約 款

建物条項第14条
建物条項第19条
動産条項第16条
動産条項第21条

約 款

建物条項第16条
建物条項第21条
動産条項第18条
動産条項第23条

しおり

共済金をお支払い
できない場合
P40

■水道管凍結修理費用共済金

お支払いする場合	お支払いする水道管凍結修理費用共済金の額
共済の対象である建物または特定建築物の専用水道管について、凍結によって損害（破損の損害をいいます。ただし、パッキングのみに生じた損害を除きます。）が生じた場合	1回の事故につき水道管凍結修理費用の額（10万円を限度とします。）

■ドアロック交換費用共済金

お支払いする場合	お支払いするドアロック交換費用共済金の額
共済の対象である鍵または持ち出し家財である鍵について、盗難によって損害が生じたことにより火災共済金または持ち出し家財共済金の支払事由に該当した場合で、ドアロックを交換した場合	1回の事故につきドアロック交換費用の額（5万円を限度とします。）

■臨時費用共済金

お支払いする場合	お支払いする臨時費用共済金の額
火災共済金または風水災等共済金の支払事由に該当した場合（臨時の費用に対してお支払いします。）	火災共済金の額または風水災等共済金の額×共済証書記載の支払割合* （1回の事故につき1建物または1特定建築物ごとに250万円を限度とします。） ※臨時費用共済金の支払割合は、お申込みのときに10%または30%のいずれかを選択いただけます。また、継続のとき（継続後契約の第1回共済掛金の払込みの際）に10%または30%のいずれかに変更することができます。

■失火見舞費用共済金

お支払いする場合	お支払いする失火見舞費用共済金の額
共済の対象または共済の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により、他人の所有物に滅失、損傷または汚損（煙損害または臭気付着による損害を除きます。）が生じた場合（必要な見舞金等の費用に対してお支払いします。）	1回の事故につき50万円×被災世帯の数（火災共済金額の20%を限度とします。）

■盗難再発防止費用共済金

お支払いする場合	お支払いする盗難再発防止費用共済金の額
盗難による損害が生じたことにより、火災共済金または通貨等盗難共済金の支払事由に該当した場合	5万円（共済期間を通じて1回のみのお支払いとなります。） なお、継続特約を付加した共済契約については、通算共済期間が20年の場合は2回*のお支払い、30年の場合は3回*のお支払いとなります。 ※10年ごと（継続のたび）に1回までのお支払いとなります。

■特別費用共済金

お支払いする場合	お支払いする特別費用共済金の額
火災等、風災、ひょう災、雪災または水災によって損害割合が80%以上の損害が生じた場合（損害を受けたために生じる仮住まいなどの特別な費用に対してお支払いします。）	火災共済金額の10% （1回の事故につき1建物または1特定建築物ごとに200万円を限度とします。）

満期共済金

お支払いする場合	お支払いする満期共済金の額
共済期間の満了まで共済の対象が耐存した場合 1. 継続特約を付加した共済契約については、通算共済期間が満了した場合に、「満期共済金」をお支払いします。 2. 火災等・自然災害で損害割合80%未満の損害が発生した場合には、共済金をお支払いした後もご契約は続くため、共済期間が満了した場合に「満期共済金」をお支払いします。	満期共済金額



■共済金をお支払いできない場合について

共済金の支払事由が生じても、共済金をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金をお支払いできない場合」をご参照ください。

実損てん補特約



主契約の共済の対象が建物または特定建築物である場合で、火災等、風災、ひょう災、雪災または水災によって損害を受けたときに、付保割合にかかわらず、火災共済金額を限度に、損害の額を火災共済金または風水災等共済金としてお支払いする特約です。

実損てん補特約のしくみ

実損てん補特約の付加

この特約は、共済の対象が建物または特定建築物の場合で、主契約のお申込みのときまたは主契約の第2回以後の共済掛金払込時（月払契約の場合は、各共済年度の第1共済年度の共済掛金払込時）もしくは主契約の共済掛金の前納中（契約応当日からその日を含めてその契約応当日の属する月の翌月の月応当日の前日までの期間中）に付加することができます。

共済金のお支払い

火災共済金または風水災等共済金の支払事由が生じた場合※¹、付保割合にかかわらず、次のとおり火災共済金または風水災等共済金をお支払いします。（実損てん補）

お支払いする火災共済金の額または風水災等共済金の額
＝損害の額（火災共済金額を限度とします。）※²

※¹ 火災共済金および風水災等共済金の支払事由については、「共済金のお支払い」をご参照ください。

※² 次の①または②に該当する場合、お支払いする火災共済金の額および風水災等共済金の額は次の表のとおり（比例てん補）となります。

- ①共済契約の締結の際、協定共済価額を協定するときに、故意または重大な過失によって組合が共済の対象を評価するために必要と認めて照会した事項について事実を告げなかった場合等により、定めるべき額と異なる協定共済価額が定められたとき
- ②共済契約の締結後、共済の対象の増築、改築、修繕、設備等の設置・変更等により、共済の対象の再取得価額が増加した場合で、故意または重大な過失により、その申出を怠ったとき

区 分	お支払いする火災共済金の額および風水災等共済金の額
火災共済金額が共済価額の80%以上の場合	損害の額 (火災共済金額を限度とします。)
火災共済金額が共済価額の80%未満の場合	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額の80\%}}$ (火災共済金額を限度とします。)

■共済の対象が全損となったとき

上記にかかわらず、次の金額をお支払いします。

お支払いする火災共済金の額または風水災等共済金の額
＝火災共済金額（共済価額 × 1.3 を限度とします。）

- 共済価額および損害の額は共済契約の区分（新価共済契約、時価共済契約）により異なります。詳しくは約款をご参照ください。

しおり

共済用語のご説明
●共済掛金

しおり

共済掛金のお払込み
P44

約 款

実損てん補特約第3条
実損てん補特約第4条

しおり

共済金のお支払い
P26

しおり

共済用語のご説明
●付保割合
●火災共済金額
●協定共済価額
●共済価額

しおり

共済用語のご説明
●全損

しおり

共済用語のご説明
●新価共済契約
●時価共済契約

しおり

地震共済金
P30

しおり

共済金をお支払い
できない場合
P40



■地震共済金のお支払いについて

地震共済金については、実損てん補特約を付加した場合であっても、お支払いする額は変更されず、比例てん補によるお支払いとなります。

■共済金をお支払いできない場合について

共済金の支払事由が生じても、共済金をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金をお支払いできない場合」をご参照ください。

修理費給付特約



共済期間の途中で建物または特定建築物の修理費用または家財の買替え費用として満期共済金の一部を修理費共済金として先払いする特約です。

修理費給付特約のしくみ

修理費給付特約の付加

1. 共済期間が10年の主契約（継続特約を付加した主契約を含みます。）に付加できます。
2. この特約は主契約のお申込みのときのみ付加できます。

修理費共済金の支払内容

次の表の期間を経過するときにおいて共済の対象が耐存している場合に、修理費共済金を満期共済金受取人にお支払いします。

約 款

修理費給付特約第3条

継続特約付加の有無	修理費共済金の支払時期 (経過期間※)	修理費共済金の額
無	3年・6年	満期共済金額×10%
有 (継続回数1回)	3年	満期共済金額×5%
	6年	満期共済金額×10%
	9年・12年・15年	満期共済金額×15%
有 (継続回数2回)	6年	満期共済金額×5%
	9年・12年・15年・18年	満期共済金額×10%
	21年・24年	満期共済金額×15%

※継続特約を付加した場合の経過期間は、当初の共済契約の契約日以後の経過期間となります。

<お支払い例>

火災共済金額2,000万円 満期共済金額200万円 保障期間30年の場合（継続2回）



修理費共済金の据置き

修理費共済金は、組合の定める利率で計算した利息を付して自動的に据え置かれます。この据え置かれた修理費共済金は、次の場合にお支払いします。

<修理費共済金のお支払い>

お支払いする場合	受取人
①満期共済金受取人から請求があった場合（一部の請求も可能です。）	満期共済金受取人
②共済契約が消滅した場合であって、火災共済金、風水災等共済金または地震共済金を支払うとき（返れい金を支払わない場合に限ります。）	被共済者※
③共済契約が消滅した場合であって、満期共済金を支払うとき	満期共済金受取人
④共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合（②または③に該当する場合を除きます。）	共済契約者

※共済の対象を管理する者が共済契約者の場合は、共済契約者を受取人とします。

動産損害担保特約



主契約の共済の対象が建物である場合に、その建物内に収容されている動産が火災等または自然災害によって損害を受けたときの保障をするための特約です。

動産損害担保特約のしくみ

共済の対象

主契約の共済の対象である建物内に収容されている動産であって、被共済者および被共済者と生計を一にする親族が所有し、または管理する家財または営業用什器備品です。



動産損害担保特約の付加

この特約は主契約のお申込みのときまたは主契約の第2回以後の共済掛金払込時（月払契約の場合は、各共済年度の第1共済年度の共済掛金払込時）もしくは主契約の共済掛金の前納中（契約応当日からその日を含めてその契約応当日の属する月の翌月の月応当日の前日までの期間中）に付加することができます。

共済期間

動産損害担保特約の責任開始時の属する日からその日を含めて主契約の共済期間満了日までとなります。

共済金のお支払い

次のとおり共済金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする共済金の額
火災等	■動産損害担保特約の共済金額が共済価額 ^{※1} の80%以上の場合 損害の額 ^{※2} ■動産損害担保特約の共済金額が共済価額の80%未満の場合 損害の額 × $\frac{\text{動産損害担保特約の共済金額}}{\text{共済価額の80\%}}$ (いずれも、動産損害担保特約の共済金額を限度とします。)
自然災害により全部が滅失	動産損害担保特約の共済金額の30% (損害の額または300万円のいずれか低い額を限度とします。)

※1 この特約において、「共済価額」とは、共済の対象が存在する場所における時価額をいいます。

※2 この特約において、「損害の額」とは、損害を受けた物の修繕費の額（その物が滅失したときまたはその物の修繕費の額がその物の時価額を超えるときは、その時価額）の合計額をいいます。

しおり

共済用語のご説明
●共済掛金

しおり

共済掛金のお払込み
P44

約 款

動産損害担保特約第4条
動産損害担保特約第5条
動産損害担保特約第7条

しおり

共済金をお支払い
できない場合
P40



■共済金をお支払いできない場合について

共済金の支払事由が生じても、共済金をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金をお支払いできない場合」をご参照ください。

家財費用共済金等不担保特約



主契約の共済の対象が家財である場合に、各種費用共済金および傷害共済金を不担保（各種費用共済金および傷害共済金を支払わないこと）とすることで、通常のご契約より割安な掛金でのご契約が可能です。

家財費用共済金等不担保特約のしくみ

家財費用共済金等不担保特約の付加

この特約は家財主契約のご契約において、お申込みのときと継続のとき（継続後契約の第1回共済掛金払込みの際）に付加することができます。

<家財費用共済金等不担保特約の保障イメージ>

家財費用共済金等不担保特約付契約 でお支払いの対象となる共済金	家財費用共済金等不担保特約付契約ではお支 払いの対象とならない費用共済金および共済金
火災共済金 風水災等共済金 地震共済金 持ち出し家財共済金 通貨等盗難共済金 満期共済金	損害防止費用共済金 残存物とりかたづけ費用共済金 ドアロック交換費用共済金 臨時費用共済金 失火見舞費用共済金 盗難再発防止費用共済金 特別費用共済金
傷害共済金	

上記の各共済金・各費用共済金について詳しくは「共済金のお支払い」をご参照ください。

ご留意いただきたい事項

この特約は継続のとき（継続後契約の第1回共済掛金払込みの際）に限り解約（上記のすべての費用共済金、傷害共済金支払われる契約に変更）することができます。

約 款

家財費用共済金等
不担保特約第2条
家財費用共済金等
不担保特約第3条

しおり

共済金のお支払い
P26

約 款

家財費用共済金等
不担保特約第4条

継続特約



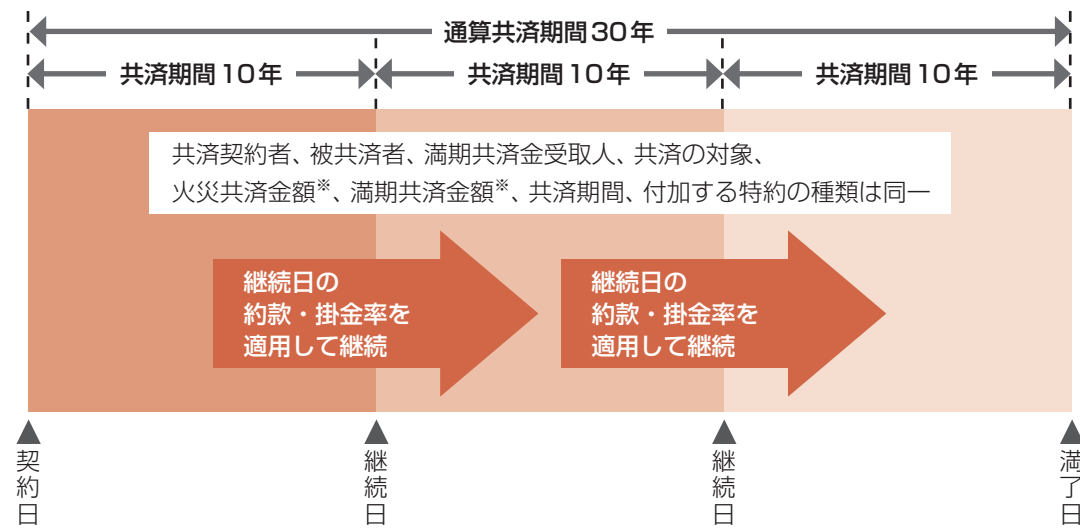
共済期間が満了した共済契約に、通常の新契約手続き（共済契約申込書への記載・署名など）を行わずにご契約を継続いただける特約です。
この特約を付加することで、通算して20年（継続回数1回）または30年（継続回数2回）の長期間の保障を受けられます。

継続特約のしくみ

継続特約の付加

この特約は主契約のお申込みのときのみ付加できます。

＜継続特約付契約のイメージ（継続回数2回）＞



約 款
継続特約第5条

- ※継続後契約の協定共済価額、火災共済金額および満期共済金額の取扱い
建物、特定建築物または償却固定資産を共済の対象とする場合、継続後契約の協定共済価額等について、次のとおり取り扱います。（この場合、継続後契約の共済掛金を変更することがあります。）
- ①継続後契約の協定共済価額は、建築費または物価の変動等にしがって調整して算出した額とします。
 - ②継続後契約の火災共済金額が①により算出した協定共済価額を超える場合は、その協定共済価額と等しくなるよう、継続後契約の火災共済金額および満期共済金額を同時に同一の割合で減額します。
 - ③②により、継続後契約の火災共済金額が組合の定める額を超える場合は、組合の定める額に等しくなるよう、継続後契約の火災共済金額を減額します。

約 款
継続特約第4条
継続特約第7条

ご契約が継続されないおむな場合

- 継続意思確認日（継続日の属する月の前月15日）までに共済契約者から特に継続しない旨のお申し出があった場合
- 継続後の共済契約の第1回共済掛金が払い込まれないまま払込猶予期間を経過した場合
- 継続前の共済契約が失効している間に、その共済契約の共済期間が満了した場合

しおり
共済用語のご説明
●返れい金

継続されなかつた場合のお取扱い

ご契約が継続されない場合には、共済契約者に返れい金をお支払いします。

共済掛金振替払特約



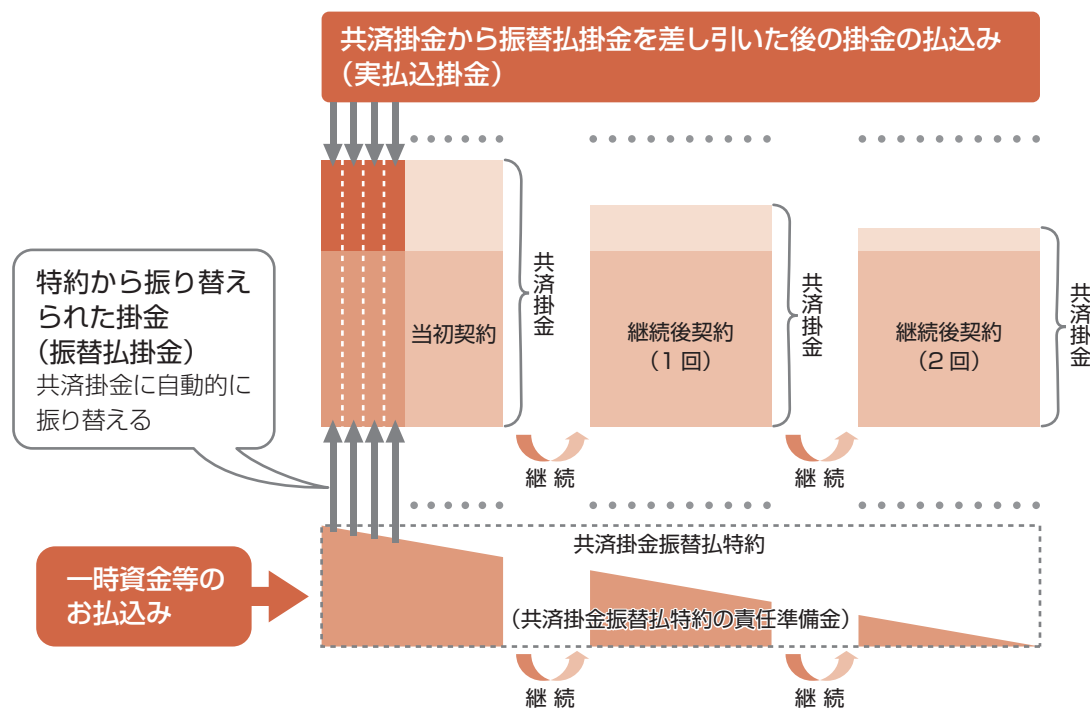
ご契約の際に、まとまった資金をお払込みいただくことにより、毎年または毎月、振替払掛金として共済掛金に自動的に振り替える特約です。

共済掛金振替払特約のしくみ

共済掛金振替払特約の付加

この特約は主契約のお申込みのときのみ付加できます。

<共済掛金振替払特約付契約のイメージ>



※ 1 この特約を付加した契約の共済掛金は次のとおりです。

共済掛金 = 振替払掛金 + 実払込掛金 (差額部分の掛金)

※ 2 「実払込掛金」は以下で構成されます。

- 主契約の共済掛金の一部 (主契約の共済掛金 - 振替払掛金)
- 動産損害担保特約の共済掛金
- セットされた賠償責任共済契約の共済掛金

共済掛金振替払特約の無効・取消し・解約・解除・消滅

- 主契約が無効・取消し・解約・解除・消滅となった場合、この特約も無効・取消し・解約・解除・消滅となります。
- この特約のみを解約することはできません。
- この特約が解約・解除され、または消滅したときは、共済契約者に返れい金をお支払いします。ただし、主契約から返れい金をお支払いしない場合は、この特約からも返れい金をお支払いしません。(詳しくは約款をご参照ください。)

しおり

共済用語のご説明
● 一時資金

約 款

共済掛金振替払特約
第7条

しおり

共済用語のご説明
● 返れい金

共済金をお支払いできない場合



共済金の支払事由が生じても、共済金をお支払いできない場合があります。

約 款

建物条項第5条～第16条
動産条項第5条～第18条
動産損害担保特約
第4条、第5条

約 款

建物条項第17条
動産条項第19条

支払事由に該当しない場合

建物更生共済の主契約、特約の共済金は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

免責事由に該当した場合

火災共済金・風水災等共済金・地震共済金・持ち出し家財共済金・通貨等盗難共済金・損害防止費用共済金・残存物とりかたづけ費用共済金・水道管凍結修理費用共済金・ドアロック交換費用共済金・臨時費用共済金・失火見舞費用共済金・盗難再発防止費用共済金・特別費用共済金をお支払いできないおもな場合

- 共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被共済者と生計を一にする親族の故意（被共済者に共済金を取得させる目的のものに限ります。）によって生じた損害
- 被共済者以外の者（例えば被共済者の法定相続人、質権者）が共済金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 火災等（盗難を除きます。）または自然災害による損害が生じた際における共済の対象または持ち出し家財の紛失または盗難によって生じた損害
- 共済の対象である動産が屋外にある間に盗難によって生じた損害
- 自転車、原動機付自転車または農耕作業用小型特殊自動車を持ち出し家財となっている間にそれらの盗難によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 共済の対象の欠陥およびその欠陥によって生じた損害（相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。）
- 共済の対象の自然の消耗または劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。）等およびこれらによって生じた損害
- 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷等その他外観上の損傷または汚損（落書による汚損を含みます。）であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害およびこれらによって生じた損害
- 共済の対象について、風、雨、雪、ひょう、砂じんその他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害（共済証書記載の建物または特定建築物の外側の部分が火災等または自然災害によって破損し、その破損部分から内部に吹き込むことまたは漏入することによって生じた損害を除きます。）

傷害共済金をお支払いできないおもな場合

- 共済契約者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた火災等・自然災害により受けた傷害または共済契約者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた傷害
- 被害者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた火災等・自然災害により、その本人が受けた傷害または被害者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって、その本人について生じた傷害
- 被害者以外の者（例えば被害者の法定相続人）が傷害共済金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた傷害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動が発生したときに受けた傷害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故が発生したときに受けた傷害
- 共済の対象の欠陥、自然の消耗・劣化等およびこれらによって生じた損害により受けた傷害

ご契約が無効、取消しまたは解除となった場合

共済金の不法取得目的による無効の場合

共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的で共済契約※を締結または復活し、共済契約※が無効となった場合は、共済金をお支払いする事由が発生していても、共済金をお支払いできません。

※特約を含みます。

詐欺または強迫による取消しの場合

共済契約者、被共済者の詐欺または強迫によって共済契約を締結または復活したため、組合が共済契約または共済契約の復活を取り消した場合、共済金をお支払いする事由が発生していても、共済金をお支払いできません。

第1回共済掛金のお払込みがないことによる解除の場合

第1回共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除します。

告知義務違反による解除の場合

告知事項について、故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしたため、組合が共済契約を告知義務違反により解除した場合、共済金をお支払いする事由が発生していても、共済金をお支払いできません。ただし、共済金の支払事由の原因が解除の原因となった事実に基づかなかった場合を除きます。

しおり

ご契約の無効・取消し・解除・消滅
P53

約 款

基本条項第29条

約 款

基本条項第31条

約 款

基本条項第5条

約 款

基本条項第15条

約 款

基本条項第18条

しおり

通知義務等について
P57

約 款

基本条項第32条

危険増加による解除の場合

次の事実の発生により、危険の増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によってこれらの事実の発生を遅滞なく通知しなかったため組合が共済契約を解除した場合、またはこの共済契約の引受範囲を超えることとなり組合が共済契約を解除した場合、その事実が発生した時から解除した時まで共済金をお支払いする事由が発生していても、共済金をお支払いできません。

ただし、共済金の支払事由の原因が解除の原因となった事実に基づかなかった場合を除きます。

- 用途・構造の変更、移転、解体ほか、告知事項の内容に変化を生じさせる事実が発生した場合

重大事由による解除の場合

次のいずれかに該当し、組合が共済契約を解除した場合、次のいずれかの事由が発生した時から解除した時まで生じた支払事由については、共済金はお支払いできません。

- 共済契約者または被共済者が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- 共済契約者または被害者^{※1}が、組合にこの共済契約に基づく傷害共済金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
- 被共済者または被害者^{※2}が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- 共済契約者または被共済者が、反社会的勢力^{※3}に該当すると認められる場合、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{※4}を有していると認められる場合
ただし、これに該当しない被共済者に生じた損害については適用しません。
- 被害者^{※1}が反社会的勢力^{※3}に該当すると認められる場合、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{※4}を有していると認められる場合
ただし、これに該当しない被害者に生じた傷害については適用しません。なお、この場合の共済契約の解除はこれに該当する被害者にかかる部分とします。
- そのほか、組合の共済契約者、被共済者または被害者^{※1}に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

※1 被害者が死亡した場合には、被害者またはその法定相続人とします。

※2 被害者が死亡した場合には、その法定相続人とします。

※3 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※4 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与を行うこと、反社会的勢力の不当な利用を行うこと、法人である場合は反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していること等をいいます。

約 款

基本条項第7条
基本条項第44条

ご契約が失効している場合

第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までにお払込みされなかったこと等により、共済契約の効力を失っている間は、共済金をお支払いする事由が発生していても、共済金をお支払いできません。

第3章 ご契約中について



本章では、共済掛金のお払込みやご契約内容を変更される場合の手続き等について説明しています。

章内もくじ

【共済掛金のお払込みとご契約の継続について】

- 共済掛金のお払込み . . . P44
- 失効したご契約の復活 . . . P46
- 共済掛金の払込方法 . . . P47
- お払込みが困難な場合の
ご契約の継続 P49
- お金でご入り用のときの
貸付制度 P50
- ご契約の解約について . . . P51
- ご契約の無効・取消し・解除・消滅
. P53
- 割りもどし金のお支払い . . . P56

【共済契約者・被共済者の義務について】

- 通知義務等について . . . P57
- 損害防止義務 P60

【ご契約内容の変更と届出】

- ご住所の変更、改姓・改名の届出
. P61
- 共済契約関係者の変更 . . . P62
- ご契約の引継ぎ P63
- 下取り（転換）制度による保障の
見直し P64

【建物更生共済と税金】

- 税金のお取扱いについて . . . P65

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について]
共済掛金のお払込み



共済掛金は払込期月中にお払込みください。なお、払込期月中にお払込みいただけないときのために、払込猶予期間を設けています。

約 款
基本条項第4条

しおり
共済用語のご説明
●払込期月
●払込猶予期間
●契約日
●月応当日

第 1 回共済掛金のお払込みについて

第 1 回共済掛金の払込期月

第 1 回共済掛金は、次の払込期月中にお払込みいただきます。

第 1 回共済掛金の払込期月	契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間
----------------	---------------------------------

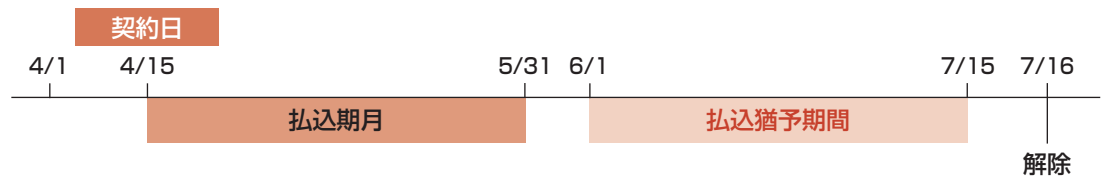
第 1 回共済掛金の払込猶予期間

払込期月中にお払込みいただけないときのために、次のとおり払込猶予期間を設けています。

第 1 回共済掛金の 払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間

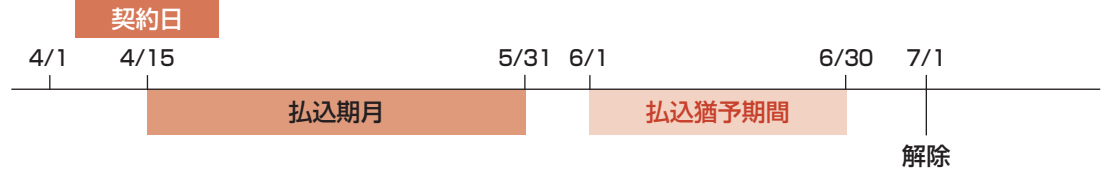
■年払契約の場合

<例>



■月払契約の場合

<例>



約 款
基本条項第5条

ご契約の解除

第 1 回共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除（共済契約が転換契約の場合、取消し）します。

第2回以後の共済掛金のお払込みについて

第2回以後の共済掛金の払込期月

第2回以後の共済掛金は、次の払込期月中にお払込みいただきます。

第2回以後の共済掛金の 払込期月	契約応当日（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、月応当日）の 属する月の初日からその日を含めて末日までの期間
---------------------	---

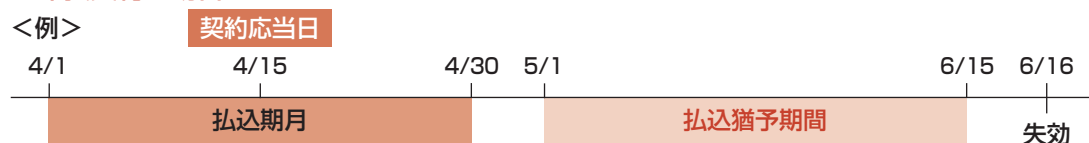
第2回以後の共済掛金の払込猶予期間

払込期月中にお払込みいただけないときのために、次のとおり払込猶予期間*を設けています。

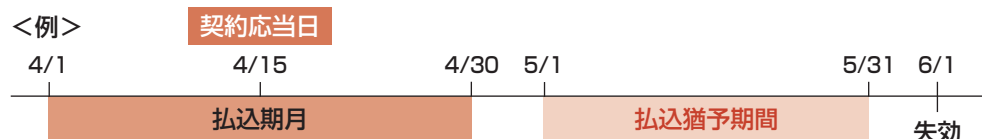
第2回以後の 共済掛金の 払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々 月の月応当日（契約応当日が払込期月の末日の場合は、その 払込期月の翌々月の末日）までの期間
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月 末日までの期間

*継続特約を付加したご契約を継続される場合においても、払込猶予期間を設けております。

■年払契約の場合



■月払契約の場合



共済掛金のお払込みが困難な場合のお取扱い

共済掛金の自動振替貸付のお取扱いがあります。

詳しくは「お払込みが困難な場合のご契約の継続」をご参照ください。

また、共済金額の減額や払込方法を変更（年払契約から月払契約）するお取扱いもありますので、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

ご契約の失効

第2回以後の共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、ご契約の効力がなくなり（失効）、共済金をお支払いできません。

- 払込猶予期間満了日までにお払込みがない場合でも、共済掛金の自動振替貸付が可能な場合は、あらかじめお申出（自動振替貸付反対のお申出）がない限り、自動的に共済掛金を振替貸付いたします。
- 賠償責任共済とのセット契約の場合には、更新される賠償責任共済の共済掛金相当額もあわせて自動的に貸し付けます。
- 失効となった場合でも失効日以後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

約 款

基本条項第6条

しおり

共済用語のご説明

- 払込期月
- 払込猶予期間
- 契約応当日
- 月応当日

約 款

継続特約第9条

約 款

基本条項第10条
基本条項第22条
基本条項第42条

しおり

お払込みが困難な場合
のご契約の継続
P49

約 款

基本条項第7条
基本条項第42条

しおり

共済用語のご説明

- 失効と復活

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] 失効したご契約の復活



ご契約が失効した場合でも、失効日以後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

約 款

基本条項第13条

ご契約の復活

復活のお申込みの際には、次のものをご用意いただきます

- ①共済契約復活申込書
- ②告知書
- ③復活のお申込みの時までの払い込まなかった共済掛金に相当する額[※]
- ④共済証書（継続特約が付加されたご契約で共済契約継続証が交付されているときは、共済証書および共済契約継続証）

場合によっては次のものも必要となります。

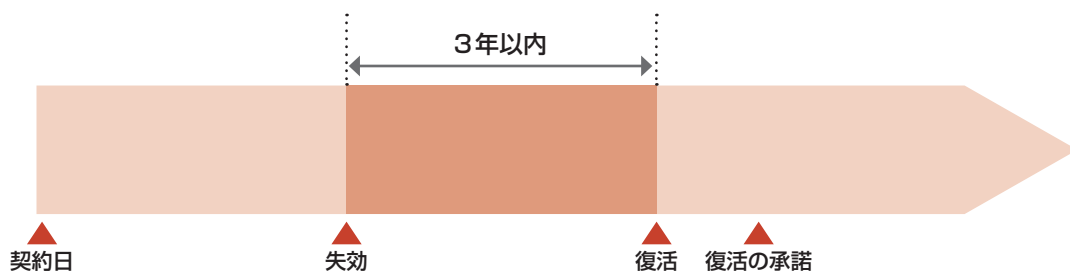
- ⑤延滞利息（③の利息です。組合が定めた利率によって算出されます。）
- ⑥共済掛金の自動振替貸付または共済証書貸付の貸付金が所定の金額以上の場合、組合の定める額

※「口座振替扱掛金」が適用されたご契約であっても、復活のお申込みの時までの払い込まなかった共済掛金に相当する額には「口座振替扱掛金」は適用されません。

復活のお申込みの承諾について

復活の際にも「告知義務」があり、復活のお申込みをされても、新規にご契約を申し込まれる場合と同様に、復活を承諾できない場合があります。

組合が共済契約の復活を承諾したときは、組合の共済契約上の責任は、上記③、⑤および⑥の額の合計額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には告知の時）に再開します。



ご契約の復活について、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。



■失効によるご契約の消滅

ご契約が失効し、復活しないまま失効日以後3年を経過すると、ご契約は消滅します。

■告知義務違反について

告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約が「告知義務違反による解除」となることがあります。

しおり

告知義務等について
P14

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] 共済掛金の払込方法



共済掛金は、次の払込経路でお払込みいただけます。なお、共済掛金をまとめて払い込む方法もあります。

共済掛金の払込経路

口座振替扱い※1	JAや銀行等の金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法です。組合が指定した金融機関の預貯金口座を振替口座としてお決めいただきます。共済契約者が指定した口座から共済掛金が自動的に振り替えられます。 指定した口座が残高不足等の理由で振替えができなかった場合は、共済掛金の払込猶予期間満了日までに直接JAの窓口でお払込みください。
クレジットカード扱い※2	組合の指定するクレジットカードによりお払込みいただく方法です。組合が共済掛金の領収ができなかった場合は、共済掛金の払込猶予期間満了日までに直接JAの窓口でお払込みください。
持参扱い	直接、JAの窓口でお払込みいただく方法です。

※1 口座振替扱掛金が適用されます。

※2 組合が取り扱っている場合に限りです。



■共済掛金の払込経路の変更

1. 払込経路の変更をご希望の場合（例：持参扱いから口座振替扱いへの変更など）はご加入先のJAまでご連絡ください。
2. 口座振替扱いまたはクレジットカード扱いにされている場合で、組合の定める取扱条件を満たさなくなった場合、別の払込経路でお払込みいただくことになります。この場合に、払込経路が変更されるまでは、直接JAの窓口でお払込みください。

共済掛金をまとめて払い込む方法

まとまったお金がある場合に、将来の共済掛金をまとめてお払込みいただくことができる制度があります。

■前納（年払契約の場合）

将来の何年分かの共済掛金を、まとめて前納するお取扱いです。この場合は、前納期間中の共済掛金に「口座振替扱掛金」が適用され、さらに組合が定めた率（この率は経済情勢などによって変動することがあります。）で割り引いて計算した前納共済掛金をお払込みいただけます。この前納共済掛金は、契約応当日ごとに年払いの共済掛金にあてられます。

また、次の場合に、前納共済掛金の残額については、払いもどされます。

- 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
- 共済掛金の払込方法が月払いに変更された場合
- 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合

約 款

基本条項第11条

約 款

基本条項第12条

■一括払い（月払契約の場合）

当月以後の共済掛金の3か月分または6か月分をまとめてお支払いいただくお取扱いです。
この場合は、組合が定めた率で割り引いて計算した一括払共済掛金をお支払いいただきます。

また、次の場合に、一括払共済掛金のうち未到来の共済期間に対応する共済掛金については、払いもどされます。

- 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
- 共済掛金の払込方法が年払いに変更された場合
- 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合



■まとめてお支払いいただく場合の留意点

- 前納共済掛金および一括払共済掛金は、次の払込経路にてお支払いいただきます。

	口座振替扱い	クレジットカード扱い	持参扱い
前納共済掛金	○	×	○
一括払共済掛金	○	○	○

- 共済掛金振替払特約が付加されているご契約については、共済掛金の前納・一括払いをご利用いただくことができません。
- 共済掛金の前納・一括払いについて、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

口座振替扱掛金の適用について

共済掛金の払込経路を口座振替扱いとしたご契約、または前納期間中のご契約には、お支払いいただく共済掛金に割安な「口座振替扱掛金」が適用されます。

■口座振替扱掛金は以下の場合に適用されます

- 払込経路を「口座振替扱い」としているご契約の共済掛金*
 - ※ 共済掛金の払込経路を「クレジットカード扱い」または「持参扱い」に変更したご契約は、「口座振替扱掛金」は適用されなくなります。
- 共済掛金を前納しているご契約の前納期間中の共済掛金

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] お払込みが困難な場合のご契約の継続



共済掛金のお払込みのご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するよう、お取扱いを設けています。

一時的に共済掛金のご都合がつかないとき

共済掛金の自動振替貸付について

1. お払込みがないまま共済掛金の払込猶予期間を過ぎた場合でも、その時点での返れい金の額※¹の80%※²の範囲内であれば、共済掛金に相当する額の自動的な貸付けを受けることができます。
※1 その共済掛金の払込みがあったものとして計算した額とします。
※2 既に、「共済掛金の自動振替貸付」や「共済証書貸付」の貸付金がある場合は、その元利金を差し引いた残額とします。
2. 貸付金の利息は組合の定める利率で計算し、毎年の共済掛金の払込猶予期間（月払契約の場合は、第1共済月度の払込猶予期間）が満了するごとに元金に繰り入れられます。
3. あらかじめ「自動振替貸付反対の申出」をされている場合は、このお取扱いは行いませんのでご注意ください。
4. 共済金等をお受取りになるときに、貸付金の元利金の残高があれば、共済金等からその金額を差し引いてお支払いいたします。
5. 貸付金はいつでも元利金の全部または一部のご返済ができます。
6. 貸付金のご返済がないと元利金が増えて、共済掛金の自動振替貸付ができなくなり、ご契約が失効となることがあります。お早めにご返済ください。



■ **共済掛金振替払特約を付加した共済契約における共済掛金の自動振替貸付・共済証書貸付**
共済掛金振替払特約を付加した共済契約について、共済掛金の自動振替貸付を行う場合には、主契約とこの特約の返れい金をあわせて貸付原資とします。
詳細については参考資料1（貸付限度額に関するご留意点）を参照してください。

約 款

基本条項第42条
基本条項第44条

しおり

参考資料1
（貸付限度額に関する
ご留意点）
P84

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について]
お金がご入り用のときの貸付制度



一時的に必要な資金をお貸しする共済証書貸付の制度があります。

約 款
基本条項第43条

共済証書貸付

共済契約者は、共済証書貸付を受けることができます。
貸付けができる金額は、ご契約の内容や共済掛金の払込年数などによって異なります。特に、ご契約後短期間の場合などは貸付けができないことがありますので、ご了承ください。詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

共済証書貸付の概要

項 目	内 容
貸付金額の範囲	その申込時の返れい金の80%（ただし、その申込時に「共済掛金の自動振替貸付」や「共済証書貸付」による貸付金があるときは、その額からこれらの貸付金の元利金を差し引いた残額とします。）
貸付利率	組合の定めた利率
貸付対象者	共済契約者
貸付期間	1年以内
貸付期間の延長	貸付期間の満了日まで共済証書貸付による貸付金の元利金が返済されない場合は、貸付期間を1年以内の範囲で延長します。
その他	共済金のお支払い、返れい金のお支払い、共済掛金の払いもどしなどの際に共済証書貸付の元利金がある場合は、それぞれの金額から差し引いてお支払いします。

約 款
基本条項第44条

ご契約の失効

共済証書貸付による貸付金の元利金が、共済年度（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、共済月度）の末日における返れい金の額を超える場合、ご契約の効力がなくなり（失効）、共済金等をお支払いできません。
（失効となった場合でも失効日以後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。）

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] ご契約の解約について



ご契約の解約はいつでもできますが、建物更生共済は、火災等・自然災害から建物や動産を保障する大切な財産です。ぜひ、共済期間の満了までご継続ください。

ご契約を解約される場合について

やむを得ずご契約を解約される場合には、組合所定の申込書に**共済契約者ご自身**でご署名をされたうえでお申し出ください。

その際は、解約前に未請求となっている共済金がないかを十分ご確認ください。

ご契約の継続を迷われた場合のお取扱い

ご契約の継続を迷われた場合は、次のようなお取扱いがございますので、ご加入先のJAへご相談ください。

共済掛金のお払込みが困難なとき

共済掛金の自動振替貸付のお取扱いがあります。詳しくは「お払込みが困難な場合のご契約の継続」をご参照ください。

また、共済金額の減額や払込方法を変更（年払契約から月払契約）するお取扱いもありますので、詳しくはご加入先のJAへご相談ください。

お金がご入り用のとき

共済証書貸付のお取扱いがあります。

解約の際の返れい金・共済掛金の払いもどしについて

返れい金について

建物更生共済は、多くの人互いに助けあい、将来の予期し得ない事態に備えることを目的とする制度です。そのため預貯金とは異なり、お払込みいただいた共済掛金のすべてが積み立てられるのではなく、一部はご不幸にあわれた方々への共済金のお支払いや、ご契約を維持するための費用などにあてられます。

したがって、途中で解約された場合には、それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額をお支払いしますので、**今までお払込みいただいた共済掛金の合計額よりも少ないか、ご契約後まもないときには、まったくもどらないこともあります。**

返れい金の具体的な金額は、共済証書に各共済年度末（一部）の返れい金の額が記載されていますのでご確認ください。



■共済掛金振替払特約を付加している場合の返れい金

共済掛金振替払特約と継続特約が付加された共済契約を解約された場合、共済契約が非継続となる際の返れい金に比べて、返れい金の額が少なくなることがあります。

返れい金の算出方法については、参考資料2（解約、解除および消滅における共済掛金振替払特約の返れい金の額）をご参照ください。

約 款

基本条項第28条

しおり

お払込みが困難な場合
のご契約の継続
P49

しおり

お金がご入り用のとき
の貸付制度
P50

しおり

共済用語のご説明
●返れい金

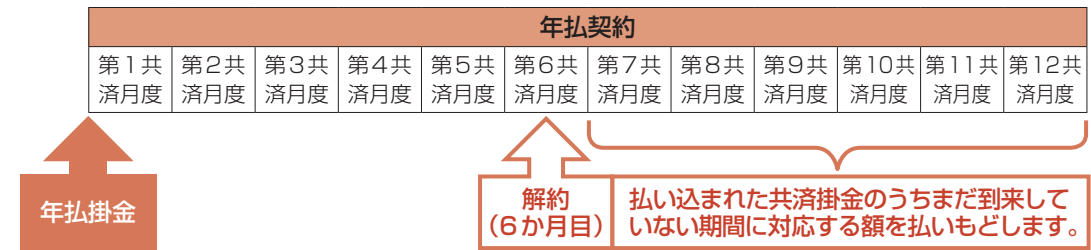
しおり

参考資料2
（解約、解除および消滅
における共済掛金振替
払特約の返れい金の額）
P86

共済掛金の払いもどしについて

ご契約を解約される場合には、返れい金のほか、払い込まれた共済掛金のうちまだ到来していない期間に対応する額を月単位で払いもどします。

< 共済掛金の払いもどし例 >



■月払契約のお取扱い

月払契約は払いもどしの対象とはなりません。

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] ご契約の無効・取消し・解除・消滅



ご契約が、無効・取消し・解除・消滅となる場合は次のとおりです。

ご契約の無効

共済金の不法取得目的による無効

共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約*の締結または復活をした場合は、共済契約*を無効とし、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

※特約を含みます。

約 款

基本条項第29条

ご契約の取消し

超過共済による一部取消し

共済契約の締結の時に、火災共済金額が共済価額を超えていた場合（共済契約者および被共済者が善意でかつ重大な過失がなかった場合に限り）、共済契約者は、その超過部分について共済契約を取り消すことができます。

約 款

基本条項第30条

詐欺または強迫による取消し

共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって共済契約を締結または復活した場合、組合は共済契約または共済契約の復活を取り消すことができます。

この場合、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

（復活の場合は、復活の申込みの時に共済契約は消滅したものとし、復活時以後に払い込まれた共済掛金*は払いもどしません。）

※復活の申込みの時までの払い込まれなかった共済掛金に相当する額および組合の定める取扱いに基づき計算した延滞利息を含みます。

約 款

基本条項第31条

ご契約の解除

第1回共済掛金のお払込みがないことによる解除

第1回共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除（共済契約が転換契約の場合、取消し）します。

約 款

基本条項第5条

告知義務違反による解除

共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

約 款

基本条項第15条

約 款

基本条項第18条

しおり

通知義務等について
P57

約 款

基本条項第32条

危険増加による解除

共済契約の締結後、次の事実の発生により、危険の増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によってこれらの事実の発生を遅滞なく通知しなかった場合、またはこの共済契約の引受範囲を超えることとなった場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

- 用途・構造の変更、移転、解体ほか、告知事項の内容に変化を生じさせる事実が発生した場合

重大事由による解除

1. 組合は、次のいずれかに該当する場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

- 共済契約者または被共済者が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- 共済契約者または被害者^{※1}が、組合にこの共済契約に基づく傷害共済金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
- 被共済者または被害者^{※2}が、この共済契約に基づく共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- 共済契約者または被共済者が、反社会的勢力^{※3}に該当すると認められる場合、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{※4}を有していると認められる場合
- そのほか、組合の共済契約者、被共済者または被害者^{※1}に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

※1 被害者が死亡した場合には、被害者またはその法定相続人とします。2.において同様とします。

※2 被害者が死亡した場合には、その法定相続人とします。

※3 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。2.において同様とします。

※4 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与を行うこと、反社会的勢力の不当な利用を行うこと、法人である場合は反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していること等をいいます。2.において同様とします。

2. 組合は、被害者が反社会的勢力に該当すると認められる場合、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合には、将来に向かって、この共済契約のその被害者にかかる部分を解除することができます。

ご契約の消滅

次の場合には、ご契約は消滅します。

- 共済の対象について火災等または自然災害によって損害割合80%以上の損害が生じた場合
- 共済期間が満了した場合
- 共済の対象が火災等および自然災害以外の原因により滅失した場合
- 共済の対象が譲渡された場合（被共済者を変更する場合を除きます。）
- 共済契約が失効し、復活しないまま失効した日以後3年を経過した場合



注意

■ご契約が解除、消滅となる場合の返れい金やまだ到来していない期間の共済掛金の払いもどしについて

●返れい金

ご契約が解除され、または消滅した場合には、組合の定める取扱いに基づき計算した共済掛金積立金に相当する額（事故消滅時^{*}の返れい金は約款に基づき計算した額となります。）を返れい金としてお支払いします。

ただし次の場合など、返れい金をお支払いできない場合もありますので、詳細は約款をご参照ください。

※地震等による場合を除きます。

<返れい金をお支払いしない例>

- 共済期間が満了しご契約が消滅した場合で、満期共済金を支払ったとき
- 共済の対象が譲渡され消滅した場合で、ご契約の引継ぎがされたとき
- 共済契約者の詐欺の行為によりご契約が重大事由解除された場合 など

●共済掛金の払いもどし

ご契約が解除され、または消滅した場合は、払い込まれた共済掛金^{*}のうちまだ到来していない期間に対応する額を月単位で払いもどします。

※月払契約は払いもどしの対象とはなりません。

約 款

基本条項第33条

約 款

基本条項第20条

しおり

共済契約関係者の変更
P62

しおり

共済用語のご説明
●返れい金

約 款

基本条項第15条
基本条項第18条
基本条項第32条
基本条項第33条
基本条項第35条

しおり

ご契約の引継ぎ
P63

約 款

基本条項第8条

〔共済掛金のお払込みとご契約の継続について〕 割りもどし金のお支払い



割りもどし金は、5年間の収支実績に基づき、剰余金が生じた場合に共済契約者に分配してお支払い（還元）するお金のことです。

約 款

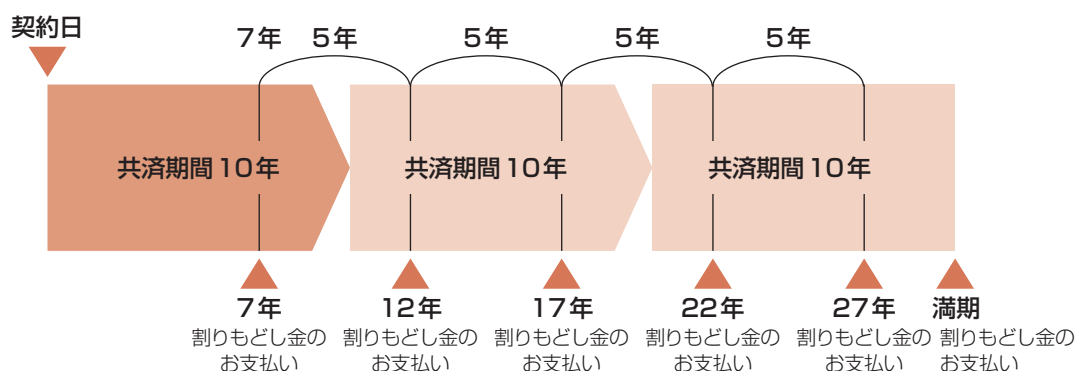
基本条項第45条

割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとまたは満期時（共済期間が5年のご契約は満期時のみ）にお支払いします。

割りもどし金は、自動的に据え置かれ、組合の定める率（この率は経済情勢などによって変動することもあります。）で積み立てられますが、共済契約者のお申し出によりその全部または一部をお受取りになることもできます。

＜割りもどし金お支払いのイメージ（継続回数2回の場合）＞



- 共済契約が消滅した場合であって、火災共済金、風水災等共済金または地震共済金をお支払いするとき^{※1}は、据え置かれていた割りもどし金は被共済者へお支払いします。ただし、共済の対象を管理する者が共済契約者の場合は、共済契約者へお支払いします。
- 共済契約が消滅した場合であって、満期共済金をお支払いするときは、据え置かれていた割りもどし金は満期共済金受取人へお支払いします。
- 共済契約が解約もしくは解除され、または消滅^{※2}する場合には、据え置かれていた割りもどし金は共済契約者へお支払いします。

※1 返れい金をお支払いしない場合に限りです。

※2 上記の場合を除きます。

[共済契約者・被共済者の義務について] 通知義務等について



共済契約者や被共済者には、共済の対象となる建物や動産に変更が生じた場合、遅滞なくご加入先のJAにご通知いただく義務（通知義務等）があります。

ご通知をいただけないと、共済金をお支払いできないことや、減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

危険の増加・減少に伴う通知義務

次の事実が発生した場合は遅滞なくご加入先のJAにご通知ください。ご通知がない場合、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがあります。

建物の用途・構造を変更、増改築・修繕した場合



共済の対象である建物、特定建築物もしくは共済の対象である動産を収容する建物の用途・構造の変更、増築または引き続き15日以上改築・修繕をした場合



■用途・構造の変更の留意点

営業を開始、休止または廃止する場合を含み、共済の対象が動産である場合には、それを収容する建物についてもご通知ください。

建物を空家にした場合



共済の対象である建物、特定建築物または共済の対象である動産を収容する建物を引き続き30日以上空家とした場合

移転した場合



共済の対象である動産をほかの場所に移転した場合

約 款

基本条項第17条

しおり

危険増加による解除の
場合
P42

凡例 通知義務の対象

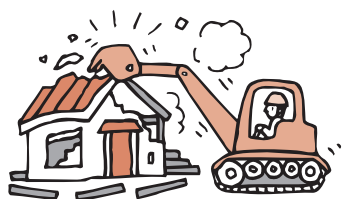


=建物・特定建築物



=動産（家財・営業
用什器備品など）

解体した場合



共済の対象である建物、特定建築物または共済の対象である動産を収容する建物の全部または一部を解体した場合

上記のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が生じた場合



次の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

- 共済の対象の所在地
- 建物の延面積
- 住宅への付属
- 建物内に収容する作業用設備・作業人員等の規模
- 職作業内容・製造物
- 共済の対象の範囲に関する特記

火災等、自然災害および専用水道管の凍結以外の原因で損害を受けた場合



共済の対象について火災等、自然災害および専用水道管の凍結以外の原因によって損害（軽微な損害を除きます。）が生じた場合

その他の通知義務等について

約 款

基本条項第19条

共済契約者が住所を変更した場合



共済証書記載の住所を変更した場合
（共済契約者に通知していただきます。）

約 款

基本条項第20条

共済の対象を譲渡する場合



被共済者が共済の対象を譲渡する場合

約 款

建物条項第4条
動産条項第4条

共済の対象の再取得価額が増加または減少した場合



共済の対象である建物、特定建築物または償却固定資産の増築、改築、修繕、設備等の設置・変更・撤去または解体等により、再取得価額が増加または減少した場合



注意

■変更内容が共済契約の引受範囲を超えることとなった場合

ご通知いただいた場合であっても、その変更内容が次のいずれかに該当するときは共済契約の引受範囲を超えることとなり、ご契約を続けることができないため、ご契約を解除させていただきます。

- 建物もしくは特定建築物が引き続き30日以上空家となった場合
- 日本国外に共済の対象が移転した場合
- 建物もしくは特定建築物の構造を変更したことにより、基礎工事が施されている建築物ではなくなった場合、または外壁（建物のみ）・柱・小屋組・はり・屋根等の主要構造部のすべてを具備する建築物ではなくなった場合
- 共済の対象が営業用什器備品の場合で、これを収容する建物が次のいずれかに該当した場合
 - ・製造・加工等作業を行う建物となった場合
 - ・水害危険・盗難危険の高い用途の建物となった場合（用途例：パチンコ店、ゲームセンター、コインランドリー、無人のカラオケボックス、コインスナック、漫画喫茶など）
- 特定建築物の用途が対象の用途（畜舎、堆肥舎など）ではなくなった場合
- 作業が行われている建物・特定建築物で、次のいずれかに該当した場合
 - ・動力設備が合計50kW以上となった（工業上の生産加工に使用する動力に限ります。）
 - ・電力設備が合計100kW以上となった（生産加工のための熱源等に使用する電力に限ります。）
 - ・作業人数が常時50人以上となった（生産加工等の作業に従事する人数に限ります。）
- 閉所に不特定多数の人が出入りする施設や、発火性・引火性の高い物質を使用、製造または加工する作業など特に火災危険が高いと考えられる用途に変更となった場合

＜ご契約を続けることができない用途の例＞

- ・ディスコ、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、330㎡以上のダンスホールなど
- ・ビニールハウス、ビニール製温室など
- ・セルロイド加工、セルローシン（木粉）製造、火工品製造などを行う建物
- ・特殊紡績、毛反毛以外の反毛作業、製綿、綿繰、落綿選別などを行う建物
- ・マグネシウム、アルミニウム、ベリリウム、チタニウム、ジルコニウムその他これらに類する粉末製造などを行う建物

なお、上記用途例は、組合の定める取扱いに基づき、ご契約を続けることができない一例です。その他これらに準ずる用途に変更の場合であっても、その変更内容によっては、ご契約を続けることができない場合がありますのでご注意ください。詳しくはご加入先のJAまでお問い合わせください。

[共済契約者・被共済者の義務について] 損害防止義務



共済契約者および被共済者は、火災等、自然災害もしくは専用水道管の凍結が発生したときは、損害の発生および拡大の防止に努めてください。

約 款

基本条項第37条

損害の発生および拡大の防止の義務



共済の対象または持ち出し家財について火災等、自然災害もしくは専用水道管の凍結が生じたときまたは火災等、自然災害もしくは専用水道管の凍結の原因が発生したときは、損害の発生および拡大の防止に努めてください。

約 款

建物条項第18条
動産条項第20条
実損てん補特約第4条

義務を怠った場合は共済金が減額になることがあります

損害の発生および拡大の防止に努めなかったときは、損害の額からその発生または拡大の防止をすることができたと認められる額を差し引いた額を損害の額とみなします。ただし、共済契約者または被共済者に正当な理由がある場合を除きます。

[ご契約内容の変更と届出]

ご住所の変更、改姓・改名の届出



お引越しやご結婚などで共済証書記載の共済契約者のご住所等に変更があった場合には、遅滞なくご加入先のJAに通知してください。

ご通知がない場合は、JAからの大切なお知らせをお届けできなくなります。

住所変更



お届けいただいている共済契約者のご住所が転居、住所表示の変更などによって変更された場合

約 款

基本条項第19条

しおり

通知義務等について
P57

改姓・改名



共済契約者・被共済者がご結婚などによって改姓または改名された場合

[ご契約内容の変更と届出] 共済契約関係者の変更



共済契約者・被共済者・満期共済金受取人は、次のように変更することができます。
変更の際には、ご加入先の JA までご相談ください。

約 款

基本条項第47条

共済契約者の変更

共済契約者は、組合の承諾を得て、共済契約者を変更することができます。
共済契約者を変更しますと、共済契約上の権利義務はすべて新しい共済契約者に承継されます。

約 款

基本条項第48条

満期共済金受取人の変更

共済契約者（共済の対象を管理する者を除きます。）は、書面で組合に通知することにより、満期共済金受取人を共済契約者または被共済者に変更することができます。

約 款

基本条項第20条

被共済者の変更

共済契約者は、被共済者が共済の対象を譲渡する場合、あらかじめ書面で組合に通知することにより、被共済者を譲受人に変更することができます。

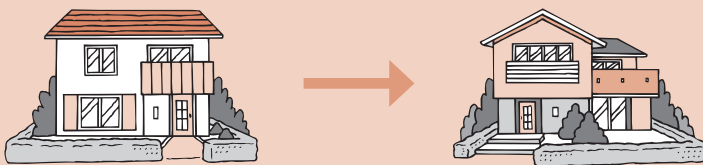
[ご契約内容の変更と届出] ご契約の引継ぎ



建替えによりご契約が消滅する場合等の一定の条件に該当する場合、新しい建物にご契約を引き継ぐことができます。

ご契約の引継ぎ

次の条件を満たすことにより、ご契約を新しい建物へと引き継ぐことが可能です。



ご契約の引継ぎの条件

ご契約の引継ぎには、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- 下記の「解約・消滅の理由」のAまたはBに当てはまる場合
- 下記の「適用条件」のa～cのすべてに該当する場合
- あらかじめ組合にお申込みになり、これを組合が承諾した場合

■解約・消滅の理由

- A. 法令等の規定によるやむを得ない理由で共済契約を解約する場合
- B. 共済の対象が火災等および自然災害以外の原因により滅失したこと、または譲渡されたことにより、共済契約が消滅することとなる場合

■適用条件

- a. 被共済者が同一の方であること
- b. 新たな共済の対象が建物、特定建築物または償却固定資産の場合に、その建物、特定建築物または償却固定資産の残存耐用年数が残りの共済期間以上であること
- c. 同じ特約を継続して付加すること



■実損てん補特約の引継ぎ

新たな共済の対象が動産の場合、引き継がれる前の共済契約に付加されていた実損てん補特約は、引き継がれた後の共済契約には付加されません。

■動産損害担保特約の引継ぎ

新たな共済の対象が特定建築物または動産の場合、引き継がれる前の共済契約に付加されていた動産損害担保特約は、引き継がれた後の共済契約には付加されません。

■家財費用共済金等不担保特約の引継ぎ

新たな共済の対象が建物、特定建築物、営業用什器備品または償却固定資産の場合、引き継がれる前の共済契約に付加されていた家財費用共済金等不担保特約は、引き継がれた後の共済契約には付加されません。

■協定共済価額の変更・協定

新たな共済の対象が建物、特定建築物または償却固定資産の場合、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を評価し、再取得価額を協定共済価額として協定します。

約 款

基本条項第27条
引継契約条項

しおり

共済用語のご説明
● 協定共済価額

[ご契約内容の変更と届出] 下取り（転換）制度による保障の見直し



現在のご契約を解約することなく、共済掛金積立金や一時資金を充当することで、より保障を充実させることができる制度です。

約 款

基本条項第26条
転換契約条項

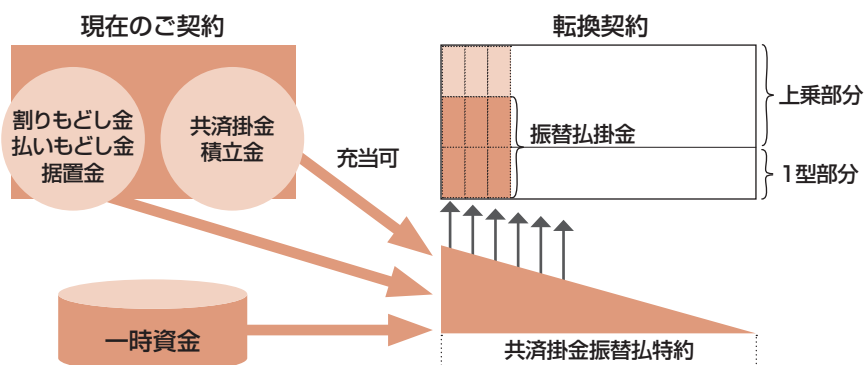
しおり

共済用語のご説明
●一時資金

転換制度について

現在のご契約の共済掛金積立金、一時資金およびその他資金（据置修理費共済金、据置割りもどし金等）を転換原資として、共済掛金振替払特約の責任準備金に充当する方法です。転換契約には、その締結時に共済掛金振替払特約が自動的に付加されます。

<転換制度の契約形態>



■新しいご契約の共済掛金率

新しいご契約の共済掛金率は現在のご契約の共済掛金率と変わることがあります。

■共済契約関係者

新しいご契約の共済契約者・被共済者は、現在のご契約の共済契約者・被共済者とそれぞれ同一の方とする必要があります。

満期共済金受取人については、転換申込時に新たに指定するため、新しいご契約と現在のご契約で同一である必要はありません。

■共済の対象

新しいご契約の共済の対象（建物や動産など）は、現在のご契約の共済の対象と同一のものとする必要があります。

転換できない共済契約

次のご契約は転換できません。

1. 契約日以後4年を経過していない共済契約
2. 共済金を支払うべき損害・傷害（ただし、共済金が支払われている損害または傷害を除きます。）が発生している共済契約
3. 共済掛金の自動振替貸付または共済証書貸付が行われている共済契約
4. 共済金請求権上に質権または譲渡担保権が設定されている共済契約

〔建物更生共済と税金〕 税金のお取扱いについて



建物更生共済にかかる税金のお取扱いは次のとおりです。

令和8年1月現在

共済契約者が「個人」の場合のお取扱い

所得控除（地震保険料控除）が受けられます

共済契約者または共済契約者と生計を同じくする配偶者その他の親族^{※1}が所有するその居住用（常時）建物や生活用動産を対象として共済に加入した場合、**地震保険料控除**が受けられますので、所得税等^{※2}・住民税が軽減されます。

なお、共済掛金振替払特約により、転換充当・一時資金充当した場合は、税法上、一時払掛金として取り扱われるため、その部分の地震保険料控除対象掛金の地震保険料控除の適用は初年度のみとなります。

※1 共済契約上の親族の範囲と異なる場合があります。

※2 所得税等とは、令和19年12月31日までの間の復興特別所得税を含みます。

■地震保険料控除の額

お申込みいただいた共済掛金のうち、地震保険料控除対象掛金については地震保険料控除として、その年の所得金額から控除されます。所得税法上、次の額が所得控除（地震保険料控除）の対象となります。

	共済掛金のうち 地震保険料控除対象掛金	所得控除額
建物更生共済契約	50,000円以下	地震保険料控除対象掛金の額
	50,000円超	50,000円

●住民税の場合、地震保険料控除対象掛金の額の2分の1（25,000円限度）が所得控除額となります。

■地震保険料控除対象掛金証明書の発行

地震保険料控除の適用を受けるためには、年末調整（給与所得者の場合）または確定申告（事業所得者等の申告納税者の場合）が必要です。

年中に地震保険料控除の対象となる共済掛金をお申込みいただいた場合は、組合より地震保険料控除対象掛金証明書を発行しますので、年末調整または確定申告時まで保管のうえ、ご使用ください。

共済金の種類によって課税の対象となります

共済金をお受取りになった場合の課税については次のとおりです。
なお、令和19年12月31日までの間、所得税の課税対象となる共済金等は、復興特別所得税についても課税対象となります。

■満期共済金をお受取りになったときの課税について

共済契約者と満期共済金受取人が、同一であるかどうかにかかわらず、すべて所得税等・住民税（一時所得）の課税対象となります。

- 一定の要件に該当し、金融類似商品として取り扱われる場合は、差益部分の20.315%（所得税等：15.315%＋住民税：5%）が源泉分離課税の対象になります。

■火災共済金等をお受取りになったときの課税について

火災共済金等は被共済者に支払われますが、非課税となります。なお、損害額が共済金の額を上回った場合、その上回った損害額は所得税法上の雑損控除や災害減免法の適用の対象となることがあります。

■傷害共済金をお受取りになったときの課税について

お受取りになられた傷害共済金は非課税になります。ただし、死亡の場合は、共済契約者・死亡された方・共済金を受け取られた方の関係によって異なり、以下のような課税になります。

	契約例			税の種類
	共済契約者	死亡された方	共済金を受け取られた方	
共済契約者と死亡された方が同一人の場合	 (夫)	 (夫)	 (妻)	相続税
	 (夫)	 (夫)	 (子)	
共済契約者と傷害共済金受取人が同一人の場合	 (夫)	 (妻)	 (夫)	所得税等・住民税（一時所得）
	 (夫)	 (子)	 (夫)	
共済契約者と死亡された方と傷害共済金受取人がそれぞれ異なる場合	 (夫)	 (妻)	 (子)	贈与税
	 (夫)	 (子)	 (妻)	

- 共済契約者と死亡された方が同一人で、共済金を受け取られた方がその相続人の場合には、死亡による共済金（他の契約の死亡共済金等がある場合は合計します。）に対して次の範囲内で相続税が非課税となる取扱いを受けることができます。

＜死亡共済金の非課税限度額＞

500万円×法定相続人の数

契約を転換した場合は課税対象になります

共済契約を転換した場合には、税務上は転換される契約を解約したものと取り扱われますので、共済掛金積立金相当額等が所得税等・住民税（一時所得）の課税対象となります。

※一定の要件に該当し、金融類似商品として取り扱われる場合は、差益部分の20.315%が源泉分離課税の対象になります。

共済契約者を変更した場合は課税対象になります

共済契約者が組合の承諾を得て、共済契約者を変更する場合は、変更時に「共済契約の権利」が贈与されたものとして扱われ、変更時点における返れい金相当額が贈与税の対象となります。なお、満期共済金受取時には、共済契約者の変更前後を通じた払込掛金総額を一時所得の必要経費とします。

共済契約者が「個人事業者」の場合のお取扱い

共済掛金の全部または一部を必要経費に算入することができます

業務用の建物または動産を共済の対象とした場合は、お払込みいただいた共済掛金のうち、満期共済金等にあてられる積立共済掛金部分を控除した残額を事業所得または不動産所得の計算上、支払保険料として必要経費に算入することが認められています。

なお、支払保険料として必要経費に算入できる金額は毎年異なりますので、「共済掛金領収証」等により「必要経費・損金対象額」としてお知らせします。

● 割りもどし金の割りもどしがあつた場合には、その額は雑収入として収入に計上します。

共済金の種類によって課税の対象となります

■満期共済金をお受取りになった場合の課税について

満期共済金は、所得税等・住民税（一時所得）の対象となります。その際、必要経費となるのは、お払込みいただいた共済掛金の金額の累計額ではなく、既に事業所得または不動産所得の必要経費に算入した額を控除した残額になります。

● 一定の要件に該当し、金融類似商品として取り扱われる場合は、差益部分の20.315%（所得税等：15.315%＋住民税：5%）が源泉分離課税の対象になります。

■火災共済金等をお受取りになった場合の課税について

火災共済金等は非課税になります。

契約を転換した場合は課税対象になります

共済契約を転換した場合には、税務上は転換される契約を解約したものと取り扱われますので、満期共済金と同様に、共済掛金積立金相当額等が所得税等・住民税（一時所得）の課税対象となります。

● 一定の要件に該当し、金融類似商品として取り扱われる場合は、差益部分の20.315%が源泉分離課税の対象になります。

共済契約者が「法人」の場合のお取扱い

共済掛金の全部または一部を損金に算入することができます

お申込みいただいた共済掛金のうち、満期共済金にあてられる積立共済掛金部分を控除した残額を支払保険料として損金に算入することが認められています。

なお、支払保険料として損金に算入できる金額は毎年異なりますので、「共済掛金領収証」等により「必要経費・損金対象額」としてお知らせします。

- 割りもどし金の割りもどしがあった場合には、その額は雑収入として益金に算入します。

お受取りになった共済金は益金に算入します

■満期共済金をお受取りになった場合の課税について

満期共済金と共済掛金のうち損金に算入されなかった金額の累計額との差額を雑収入として益金に算入します。

- 一定の要件に該当し、金融類似商品として取り扱われる場合は、差益部分の15.315%(所得税等)が源泉徴収の対象になります。

■火災共済金等をお受取りになった場合の課税について

非課税とはならず、火災共済金等が建物等の帳簿価額等を超える金額は益金に算入します。ただし、圧縮記帳を選択した場合は、課税を将来に繰り延べる措置が受けられます。

また、共済掛金のうち損金に算入されなかった金額の累計額は別途取り崩し、損金に算入します。

契約を転換した場合は課税対象になります

共済契約を転換した場合には、税務上は転換される契約を解約したものと取り扱われますので、満期共済金と同様に、共済掛金積立金相当額等が法人税等の課税対象となります。

- 一定の要件に該当し、金融類似商品として取り扱われる場合は、差益部分の15.315%が源泉徴収の対象になります。



■税金のお取扱いについての留意点

税金のお取扱いについては、令和8年1月現在の法令等および国税当局への照会結果に基づくもので、将来を保証するものではありません。個別のお取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。

第4章 共済金のご請求について



本章では、共済金のご請求の手続き、必要書類について説明しています。

章内もくじ

■共済金のご請求について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P70

共済金のご請求について



火災等や自然災害によって損害や傷害が生じた場合は、すみやかにご加入先のJAにご連絡ください。

しおり

共済金のお支払い
P26

ご請求にあたって

ご請求にあたっては、円滑な手続きを行うためにも、共済契約者・被共済者には必要な書類等のご確認・準備をお願いいたします。



まず、共済証書を準備し、ご契約内容（お支払いの条件等）を十分にご確認ください。



ご契約内容の確認がお済みになりましたら、ご加入先のJAへご連絡をお願いいたします。その際には次の点についても、ご連絡ください。

- 契約番号
- 罹災日時
- 罹災原因
- 損害の状況
- 同一の共済の対象に対して他の共済（保険）契約を締結されている場合はその内容 など

共済金のご請求の具体的な手続きの流れは、次ページをご参照ください。
共済金のお支払いの対象となるかなど、ご不明の場合やお困りの場合は迷わずJAにお問い合わせください。

約 款

基本条項第46条



■共済金等を請求する権利の時効について

共済金等を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。

ご請求手続きの流れ

共済契約者・被共済者



事故発生のご通知

共済契約者・被共済者が、共済の対象について損害が発生したことを知った時点で現場を保存し、ただちにご加入先のJAにお電話ください。

JA 共済



事故調査

被害物、被害箇所等を事故調査いたします。(調査時には立会いをお願いいたします。)

共済金のご請求についての説明

担当者が共済金、費用共済金およびご請求に必要な書類についてご説明いたします。

共済金のご請求

所定の書類を取りそろえ、ご加入先のJAまでご提出ください。

※共済金を請求できるのは、原則として、被共済者となります。

また、同一の共済の対象に対して他の共済(保険)契約を締結されている場合は、その内容、その契約からの支払いの有無および支払いの内容をご連絡ください。

損害査定

事故調査に基づき、共済価額・損害の額の認定、共済金の支払可否等の損害査定を実施します。

共済金のお支払い

損害査定結果に基づき、共済金をお支払いします。
※約款上、共済金をお支払いできない場合もあります。

約 款

基本条項第36条

しおり

共済金をお支払い
できない場合
P40

約 款
基本条項第39条

お支払い時期について

組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
① 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被共済者または被害者に該当する事実
② 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③ 共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療または施術の経過および内容
④ 共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

■事実の確認を行うために特別な照会または調査が不可欠な場合

ご請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後、次のいずれかの日数^{*1}を経過する日まで^{*}に共済金をお支払いします。

特別な照会または調査の内容	日数
災害救助法が適用された被災地域における調査（上表①～⑤）	60日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会（上表①～④）	90日
後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会（上表③）	120日
●弁護士法その他の法令に基づく照会（上表①～⑤） ●警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会（上表①～④） ●日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査（上表①～⑤）	180日
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における調査 ^{*2} （上表①～⑤）	365日

※1 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
※2 地震等による損害または傷害が生じた場合に支払う共済金についての調査に限ります。

■事実の確認、特別な照会または調査の日数に含まない場合

共済契約者、被共済者または被害者^{*}が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間について、上記の日数に含みません。
※被害者が死亡した場合には、その法定相続人とします。

■お支払い時期を超過して共済金をお支払いすることとなった場合

お支払い時期を超過した期間について、遅延利息を付して共済金をお支払いします。

お支払い方法について

約 款

基本条項第39条

共済金については、次のいずれかのうち、被共済者または被害者*がお選びいただいた方法によりお支払いします。

- 組合または組合の指定する金融機関等にある被共済者または被害者*が指定した口座に振り込む方法
- 組合の事務所または組合の指定する場所でお支払いする方法

※被害者が死亡した場合には、その法定相続人とします。

約 款

別表1 [請求書類]

請求関係書類

共済金の区分	ご請求できる方	ご請求に必要な書類	保管・取得先
火災共済金 損害防止費用共済金 残存物とりかたづけ費用共済金 水道管凍結修理費用共済金 ドアロック交換費用共済金 臨時費用共済金 失火見舞費用共済金 盗難再発防止費用共済金 特別費用共済金 持ち出し家財共済金 通貨等盗難共済金 火災等による共済金 (動産損害担保特約)	被共済者	組合所定の請求書	ご加入先のJAの窓口
		共済証書(継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されているときは、共済証書および共済契約継続証)	共済契約者がお持ちです。
		関係官署の罹災証明書	消防署などの窓口
		被共済者の印鑑証明書	市区町村役場の窓口
風水災等共済金 地震共済金 自然災害による共済金 (動産損害担保特約)			
満期共済金 修理費共済金	満期共済金受取人	組合所定の請求書	ご加入先のJAの窓口
		共済証書(継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されているときは、共済証書および共済契約継続証)	共済契約者がお持ちです。
		満期共済金受取人の印鑑証明書	市区町村役場の窓口
傷害共済金	被害者 (被害者が死亡した場合はその法定相続人)	組合所定の請求書	ご加入先のJAの窓口
		共済証書(継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されているときは、共済証書および共済契約継続証)	共済契約者がお持ちです。
		組合所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書(死亡の場合)	ご加入先のJAの窓口
		組合所定の様式による医師または歯科医師の診断書(後遺障害の場合)	
		組合所定の様式による医師もしくは歯科医師の診断書または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師の証明書(治療または施術の場合)	
		あんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師の施術についての医師の同意書(施術の場合)	
		被害者の印鑑証明書(後遺障害または治療もしくは施術の場合)	市区町村役場の窓口
		被害者の法定相続人の印鑑証明書(死亡の場合)	

※これらの書類のほか特に必要と認める書類の提出を求めることがあります。

約 款

基本条項第38条

代理人による共済金のご請求

共済金の受取人である被共済者または被害者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払いを受けるべき代理人がいない場合に、次の方が被共済者または被害者に代わって共済金を請求することができます。

<被共済者または被害者の代理人となれる方>

- ① 被共済者または被害者と同居または生計を一にする配偶者※¹
- ② ①の者がいない場合または①の者に共済金を請求できない事情がある場合は、被共済者または被害者と同居または生計を一にする3親等内の親族※²
- ③ ①および②の者がいない場合または①および②の者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

※1 法律上の配偶者に限ります。③において同様とします。

※2 法律上の親族に限ります。③において同様とします。



注意

■代理請求における注意事項

- 被共済者または被害者の代理人からの共済金の請求に対して、組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合には、組合は共済金をお支払いできません。
- この制度によりご請求される場合には、かならずご加入先のJAまでご相談ください。

第5章 JA共済のご案内



本章では、組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会の概略について、また、ご相談・苦情窓口のご案内について記載しています。

JA共済は、末永く安心してご契約を継続いただけるよう努めています。

章内もくじ

- JA共済について P78
- JA共済のご相談・苦情窓口のご案内 P79

JA 共済について

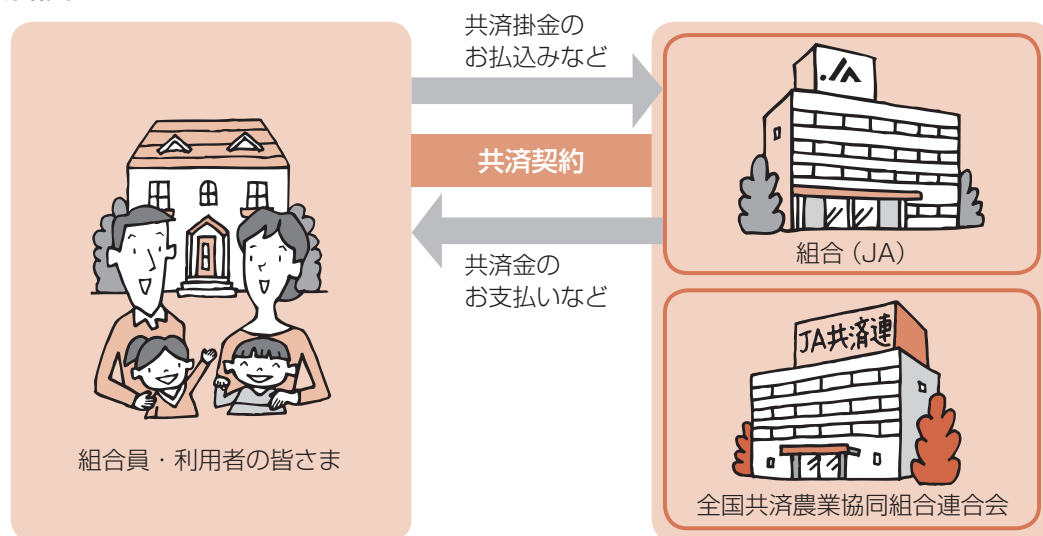


JA 共済は、農業協同組合法に基づいて組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が運営する共済です。共済契約は、組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が共同してお引受けいたします。

JA 共済の概略

JA 共済事業は、組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が一体となって運営しています。

<概略図>



■組合（JA）

JA 共済の窓口です。

共済契約のお申込み、共済掛金のお支払い、共済金のご請求、各種のご通知などのお手続きは、組合（JA）でお受けいたします。

■全国共済農業協同組合連合会

全国の組合（JA）が会員となり組織している法人であり、企画、開発、資金運用などさまざまな面で組合（JA）と一体となってJA 共済事業を運営しています。

将来、万一組合（JA）の経営が困難になった場合でも、共済契約は、他の組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でお引受けすることにより、保障を継続してまいります。

皆さまの声を、私たちにお届けください JA 共済のご相談・苦情窓口のご案内



JA 共済では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。
※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかるご相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

苦情受付と対応について（苦情処理措置の内容）

1. ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、まずはご加入先の組合（JA）の本支所等で受け付けます。
2. 相談・苦情等の申し出があった場合、組合（JA）は、これを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
3. 組合（JA）は、相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合（JA）内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4. 組合（JA）は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
5. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に組合（JA）の経営者層に報告するとともに、組合（JA）内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

まずは、ご加入先の組合（JA）のJA 共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

○JA 共済相談受付センターでは、JA 共済全般に関するお問い合わせのほか、相談・苦情等をお電話で受け付けております。相談・苦情等のお申し出があった場合には、お申出者のご了解を得たうえで、ご加入先の組合（JA）に対して解決を依頼します。

JA 共済相談受付センター（JA 共済連 全国本部）

電話番号：☎0120-536-093 ☎0120-167-100（ご高齢者専用ダイヤル）

※ご高齢者専用ダイヤルとは、直接オペレーターにつながり、ご高齢の方にもよりわかりやすく丁寧に対応させていただきます番号サービスです。

受付時間：9:00～18:00（月～金曜日） 9:00～17:00（土曜日）

※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更となる場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

※組合（JA）の電話番号に関しましては、JA 共済ホームページ（<https://www.ja-kyosai.or.jp>）でもご確認ください。また、ご不明な場合にはJA 共済相談受付センターまでお問い合わせください。

紛争時の対応について（紛争解決措置の内容）

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、ご加入先の組合（JA）が対応しますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関である「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」に解決の申し立てを行うことができます。また、組合（JA）は下記外部機関を紹介し、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供します。詳細は組合（JA）にお問い合わせください。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

電話番号：03-5368-5757 受付時間：9:00～17:00

（土日・祝日および12月29日～1月3日を除く）

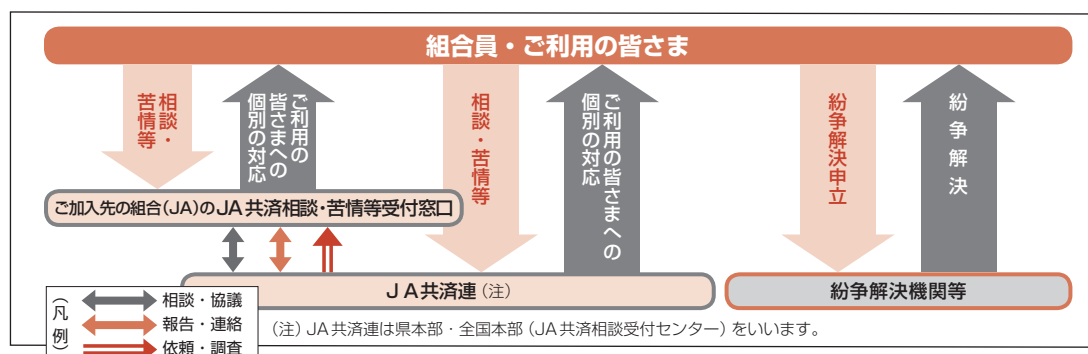
※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR 促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しております。（認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号）

相談・苦情等受付・対応態勢

下図のような態勢で組合員・ご利用の皆さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて共済仕組みや各種サービスの開発・改善に努めています。



共済用語のご説明

あ							
一時資金 [いちじしきん]	第1回共済掛金とあわせてお払いいただく一時資金をいい、共済掛金振替払特約の責任準備金にあてられます。転換契約の場合、お申込みのときに、お払いいただくかどうかを選択いただけます。 なお、約款（共済掛金振替払特約）ではこの一時資金のことを「共済掛金振替払特約充当額（実持込）」と記載しています。						
営業用什器備品 [えいぎょうようじゅうきびひん]	事務所や店舗等で販売・サービスなどの業務上の必要から被共済者が所有している物品であり、このうち機械および商品等を除いたものをいいます。						
か							
火災共済金額 [かさいきょうさいきんがく]	共済契約の締結時に共済契約者と組合が約定したお支払いすべき共済金の額の最高限度であり、これに基づき共済金を算出します。						
家財 [かざい]	日常生活において被共済者および被共済者と生計を一にする親族が家庭生活用具として所有している家具、衣類、身のまわり品、電気器具、寝具など、家庭生活を営むうえで必要な物品をさします。						
共済価額 [きょうさいかがく]	共済の対象である建物、特定建築物または動産を金銭に評価した額をいい、次の表の額になります。 <table><tr><td>共済契約の区分</td><td>共済価額</td></tr><tr><td>新価共済契約</td><td>再取得価額</td></tr><tr><td>時価共済契約</td><td>時価額</td></tr></table>	共済契約の区分	共済価額	新価共済契約	再取得価額	時価共済契約	時価額
共済契約の区分	共済価額						
新価共済契約	再取得価額						
時価共済契約	時価額						
共済掛金 [きょうさいかけきん]	共済契約の保障に対して共済契約者からお払いいただくお金のことです。						
共済掛金積立金 [きょうさいかけきんつみたてきん]	将来の共済金等をお支払いするために、共済掛金の中から積み立てられているお金のことです。						
共済期間 [きょうさいきかん]	保障が行われる期間（組合がその期間に共済金の支払事由が生じた場合に支払いの責任を持つ期間）のことです。						
共済金額 [きょうさいきんがく]	火災共済金額および満期共済金額をいいます。						
共済契約者 [きょうさいけいやくしゃ]	組合と共済契約を締結され、ご契約上の権利（契約内容変更等の請求権など）と義務（共済掛金支払義務など）を有する方をいいます。						
共済月度 [きょうさいげつど]	契約日または月応当日から翌月の月応当日の前日までの期間をいいます。						
共済証書 [きょうさいしょうしょ]	ご加入いただいた共済金額、共済期間、付加された特約などのご契約内容を具体的に記載したものです。組合がお申込みを承諾した場合に共済契約者へお渡しします。						
共済証書記載の建物 [きょうさいしょうしょきざいのたてもの]	共済証書に記載された建物（家財または営業用什器備品を共済の対象とする場合であって、その建物に2以上の戸室があるときは、共済証書に記載された戸室）をいいます。						
共済の対象 [きょうさいのたいしょう]	ご契約の対象となる建物、特定建築物または動産（家財、営業用什器備品または償却固定資産）をいいます。被共済者が所有するものに限ります。						
共済の対象を管理する者 [きょうさいのたいしょうをかんりするもの]	共済の対象を所有することなく管理する者（被共済者の親族を除きます。）をいいます。						
共済約款 [きょうさいやっかん]	「ご契約から共済金等のお支払い・消滅までのとりきめなど」を記載したものです。						

協定共済価額 [きょうていきょうさいかがく]	組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を評価し、協定した再取得価額で、共済証書に記載した額をいいます。
契約応当日 [けいやくおうとうび]	ご契約後の共済期間中にむかえる毎年の、共済契約の契約日に対応する日（ご契約後ちょうど1年目、2年目、3年目などにあたる日）のことです。
契約日 [けいやくび]	ご契約上の責任（保障）が開始する日をいいます。
さ	
再取得価額 [さいしゅとくかがく]	共済の対象である建物、特定建築物または動産と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物、特定建築物または動産を再築または再取得するために要する額をいいます。
残存価額の割合 [ざんぞんかがくのわりあい]	時価額の再取得価額に対する割合 $\left[\frac{\text{時価額}}{\text{再取得価額}} \right]$ をいいます。
残存物とりかたづけ費用 [ざんぞんぶつとりかたづけひよう]	残存物のとりこわし費用、とりかたづけ清掃費用および搬出費用をいいます。
時価額 [じかがく]	再取得価額から経過年数に応じた減価額を控除した額です。
時価共済契約 [じかきょうさいけいやく]	共済の対象のその時における残存価額の割合が50%未満である共済契約をいいます。
失効と復活 [しっこうとふっかつ]	払込猶予期間を過ぎても共済掛金のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることを失効といいます。 失効した日以後3年以内に所定の手続きによりご契約の効力をもとの状態へもどすことを復活といいます。
主契約 [しゅけいやく]	共済契約のもっとも基本となる契約部分で、特約を付加する対象となっている主たる部分のことです。
新価共済契約 [しんかきょうさいけいやく]	共済の対象のその時における残存価額の割合が50%以上である共済契約をいいます。
親族 [しんぞく]	6親等内の血族、配偶者*または3親等内の姻族をいいます。 ※婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
全損 [ぜんそん]	次のいずれかの場合をいいます。 ● 共済の対象が滅失した場合 ● 復旧するために要する額（共済の対象が償却固定資産の場合は、修繕費の額）が再取得価額以上となる場合
損害防止費用 [そんがいぼうしひよう]	次の費用のうち必要であった額をいいます。 ● 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ● 消火活動に使用したことにより損傷した物の再取得費用（修繕ができるときは修繕費） ● 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用
損害割合 [そんがいわりあい]	損害の額の共済価額に対する割合 $\left[\frac{\text{損害の額}}{\text{共済価額}} \right]$ をいいます。

た			
第〇級後遺障害 [だい〇きゅうこういしょうがい]	約款別表2〔後遺障害等級表〕の該当等級の後遺障害をいいます。 なお、約款別表2[後遺障害等級表]中の「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。労務にかかる制限の程度は、日常生活動作の制限や四肢の麻ひの程度、精神または身体の状況などにより総合的に判定されます。		
建物 [たてもの]	基礎工事が施されており、外壁、柱、小屋組、はり、屋根等の主要構造部のすべてを具備する建築物をいいます。		
建物が所在する敷地内 [たてものがしよざいするしきちない]	建物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一人により占有されているものをいいます。		
月応当日 [つきおうとうび]	月ごとの共済契約の契約日に対応する日のことをいいます（対応する日がない場合は、その月の末日が月応当日となります）。		
特定建築物 [とくていけんちくぶつ]	外壁の一部または全部を欠くために、建物に該当しない建築物をいいます。		
特約 [とくやく]	主契約とは別の共済金の支払いを行うなどのために、主契約に付加することができるものです。		
な			
は			
払込期月 [はらいこみきげつ]	共済掛金をお払込みいただく月のことです。		
	第1回共済掛金の払込期月	契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間	
	第2回以後の共済掛金の払込期月	契約応当日（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、月応当日）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間	
払込猶予期間 [はらいこみゆうよきかん]	共済掛金のお払込みについて、猶予される期間をいいます。		
	第1回共済掛金の払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間
		月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間
	第2回以後の共済掛金の払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間
		月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間
被共済者 [ひきようさいしゃ]	共済の対象の所有者で、共済事故が発生した場合に損害のてん補を受けるべき方をいいます。		
復活 [ふっかつ]	「失効と復活」をご参照ください。		

付保割合 [ふほわりあい]	火災共済金額の共済価額に対する割合 $\left[\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}} \right]$ をいいます。
返れい金 [へんれいきん]	ご契約を解約された場合などに、共済契約者にお支払いするお金のことです。 ご契約から短期間で解約されますと、返れい金はまったくないか、あってもわずかな金額となります。
ま	
や	
ら	
わ	
割りもどし金 [わりもどしきん]	5年間の収支実績に基づき、剰余金が生じた場合に共済契約者に分配してお支払い（還元）するお金のことです。 この割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごと、または満期時（共済期間が5年のご契約は満期時のみ）にお支払いします。

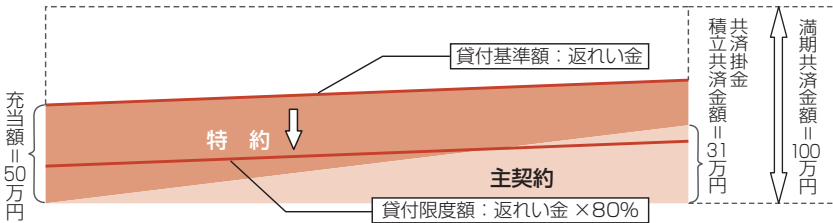
貸付限度額に関するご留意点

共済掛金振替払特約を付加した共済契約における自動振替貸付および共済証書貸付の限度額については、次の①から③の3つの額のうちもっとも低い額の80%を貸付限度額とします。各々の適用例は概ね次のとおりです。

① 貸付けのときの返れい金の額（この特約の返れい金を含むものとし、その共済掛金のお払込みがあったものとして計算した額とします。）

特約への充当額が満期に比して小さいケースにおいては、そのご契約の「解約返れい金の額」が「満期共済金額」を下回る水準で共済期間を通じて増加します。この際、基本的には返れい金の額が貸付基準額となります。

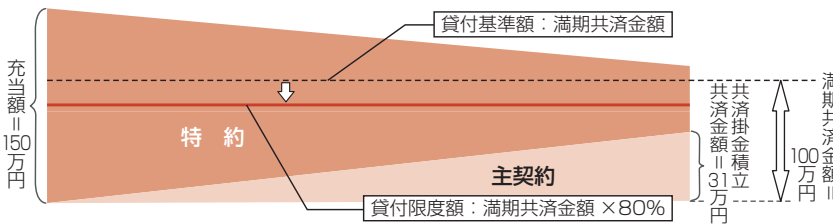
例：共済掛金積立共済金額 31 万円、満期共済金額 100 万円、火災共済金額 1,000 万円、特約への充当額 50 万円



② 満期共済金額

特約への充当額が満期に比して大きく上回り、かつ継続特約を付加しているケースにおいては、そのご契約の「解約返れい金の額」が「満期共済金額」を上回る水準で共済期間を通じて減少します。この際、基本的には満期共済金額が貸付基準額となります。

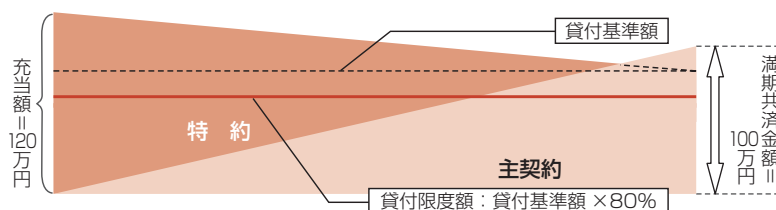
例：共済掛金積立共済金額 31 万円、満期共済金額 100 万円、火災共済金額 1,000 万円、特約への充当額 150 万円



③（共済契約の締結の際におけるこの特約の責任準備金の額（一時資金を含みます。）－共済期間中に振り替えられる振替払掛金の合計額）＋満期共済金額

継続特約を付加しない場合において、特約への充当額が満期共済金額と同額以上となるケースにおいては、そのご契約の「解約返れい金の額」が概ね「満期共済金額」を下回る水準まで共済期間を通じて減少します。この際、貸付基準額が右肩下がりとなることを回避する必要があるため、上記の式の算出結果が貸付基準額となります。

例：満期共済金額 100 万円、火災共済金額 1,000 万円、特約への充当額 120 万円



継続特約を付加したご契約の場合は、満期共済金額 ≤ 当初充当額で、②に該当しないときに③を適用します。なお、共済契約の区分に応じて次のとおり読みかえます。

共済契約の区分	読みかえられる字句	読みかえる字句
継続後契約	共済契約の締結の際におけるこの特約の責任準備金の額（一時資金を含みます。）	共済契約が継続した際におけるこの特約の責任準備金の額
	共済期間中に振り替えられる振替払掛金	継続後契約の共済期間中に振り替えられる振替払掛金
継続回数を継続する前の共済契約	満期共済金額	共済掛金積立共済金額

しおり

共済用語のご説明
●一時資金

参考資料 2

解約、解除および消滅における共済掛金振替払特約の返れい金の額

共済掛金振替払特約の返れい金の額は、共済契約の区分に応じて次の表のとおり計算します。

共済契約の区分		返れい金の額
継続特約を付加しない共済契約 (→参考 1 ㉔)		次により計算したこの特約の責任準備金の残額 「共済契約締結時のこの特約の責任準備金の額」※－「既に共済掛金に振り替えられた振替払掛金の合計額」
継続特約を付加した共済契約	当初の共済契約 (→参考 1 ㉕)	次により計算したこの特約の責任準備金の残額 「共済契約継続時のこの特約の責任準備金の額」－「継続後契約で既に共済掛金に振り替えられた振替払掛金の合計額」
	継続後契約 (→参考 1 ㉖)	

※ 一時資金を含めた額とします。ただし、第 1 回共済掛金が払い込まれないまま、この特約が解約、解除され、または消滅した場合は、一時資金は含まれません。

継続特約を付加したご契約が継続されない場合※の共済掛金振替払特約の返れい金の額 (→参考 1 ㉗)

継続されない場合の共済掛金振替払特約の返れい金の額は、継続されたとした場合にその継続時に共済掛金振替払特約の共済掛金積立金となるべきであった額と同額とします。

※継続前契約の共済期間が満了する日の属する共済月度の実払込掛金が払い込まれていない場合および継続前契約が失効している間に、その共済契約の共済期間が満了した場合を除きます。

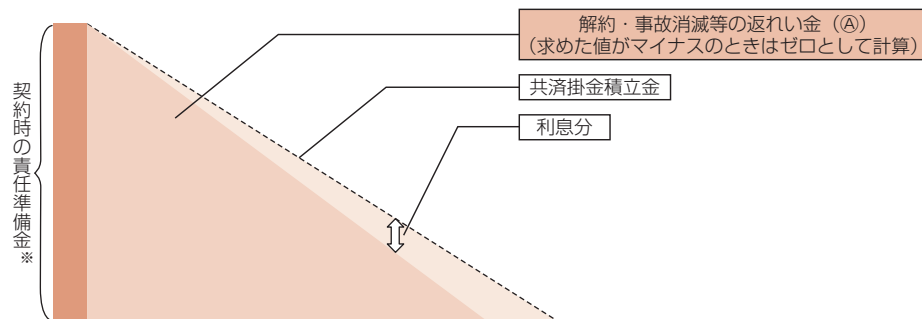
共済掛金振替払特約の責任準備金の額および振替払掛金の額が減額された場合の返れい金の額 (→参考 2)

減額前後における解約等による共済掛金振替払特約の返れい金相当額の差額を返れいします。

しおり
共済用語のご説明
●一時資金

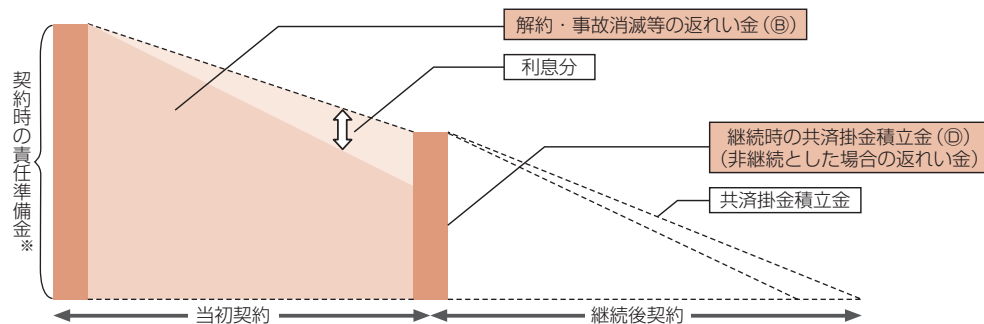
<参考1 解約・事故消滅等による返れい金（イメージ）>

■継続特約を付加しない共済契約



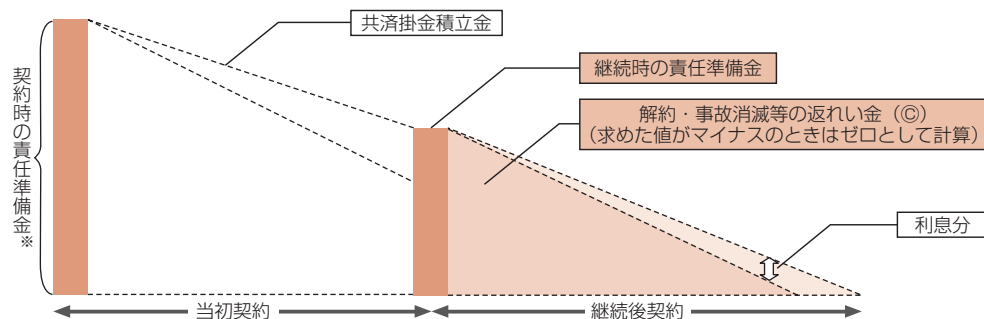
■継続特約を付加した共済契約（当初契約）

<継続回数1回のイメージ>



■継続特約を付加した共済契約（継続後契約）

<継続回数1回のイメージ>



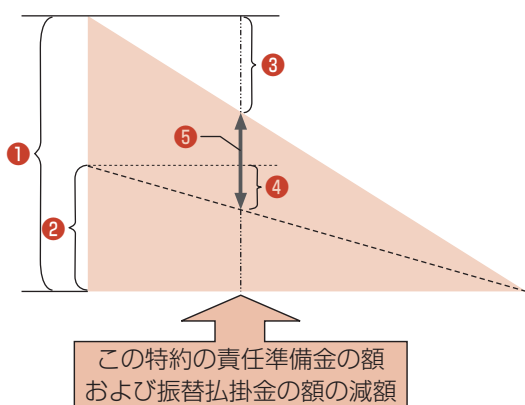
※ 一時資金を含めた額とします。ただし、第1回共済掛金が払い込まれないまま、この特約が解約、解除され、または消滅した場合は、一時資金は含まれません。

しおり

共済用語のご説明
●一時資金

<参考2 減額された場合による返れい金（イメージ）>

算式のイメージ ⇨ $5 = (1 - 3) - (2 - 4)$



- 1 契約時の責任準備金※
- 2 減額後の責任準備金
- 3 既に共済掛金に振り替えられた振替払掛金の合計額
- 4 減額後の共済掛金に基づき振り替えられていたはずの振替払掛金の合計額
- 5 この特約の責任準備金の額および振替払掛金の額の減額に伴う返れい金

※ 一時資金を含めた額とします。ただし、第1回共済掛金が払い込まれないまま、この特約の責任準備金が減額された場合は、一時資金は含まれません。

約 款

約款は、ご契約についてのとりきめを記載したものです。

約款をお読みの際には、次の点にご注意ください。

- 約款には、この共済契約に付加、適用可能なすべての項目について規定しておりますので、ご契約内容によっては適用されない内容も含まれております。
- 約款中の「用語の説明」において、この約款で規定されている内容のうち主要な用語について説明しています。約款をお読みの際には、この「用語の説明」もあわせてご確認ください。

ご不明な点等につきましては、

ご加入先のJAまでお問い合わせください。

建物更生共済約款

目 次

〔普通約款〕

第1章	建物条項	91
第2章	動産条項	100
第3章	基本条項	110
1	用語の説明	110
2	責任の開始	112
3	共済掛金の払込みならびに共済掛金が払い込まれない場合の解除および失効	112
4	共済契約の復活	114
5	告知義務	114
6	通知義務	115
7	共済契約の変更	116
8	解約	117
9	共済契約の無効・取消し・解除・消滅	117
10	共済掛金の精算等	119
11	損害または傷害が発生した場合の手續	120
12	共済契約者に対する貸付および貸付を原因とする失効	122
13	割りもどし金	123
14	時効	123
15	共済契約関係者	124
16	その他	124
第4章	全国共済農業協同組合連合会の共済責任	126

〔特 則〕

転換契約条項	128
引継契約条項	130

〔特 約〕

実損てん補特約	132
修理費給付特約	135
動産損害担保特約	138
家財費用共済金等不担保特約	144
継続特約	146
共済掛金振替払特約	151

〔別 表〕

別表1	請求書類	156
別表2	後遺障害等級表	158
別表3	公的医療保険制度	161
別表4	支払限度額	162

建物更生共済約款

〔普通約款〕

第1章 建物条項

第1条【用語の説明】

この建物条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用語	説明						
火災等	第5条【火災共済金を支払う場合】に規定する事故をいいます。						
共済価額	共済の対象が所在する場所における次の表の価額をいいます。 <table><tr><td>共済契約の区分</td><td>共済価額</td></tr><tr><td>新価共済契約</td><td>再取得価額</td></tr><tr><td>時価共済契約</td><td>時価額</td></tr></table>	共済契約の区分	共済価額	新価共済契約	再取得価額	時価共済契約	時価額
共済契約の区分	共済価額						
新価共済契約	再取得価額						
時価共済契約	時価額						
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。						
共済契約申込書	組合所定の共済契約申込書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。						
協定共済価額	組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を評価し、協定した再取得価額で、共済証書に記載した額をいいます。						
再取得価額	共済の対象である建物または特定建築物と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物または特定建築物を再築するために要する額をいいます。						
残存価額の割合	時価額の再取得価額に対する割合をいいます。						
残存物とりかたづけ費用	損害を受けた共済の対象の残存物（注）のとりかたづけに必要な費用で、とりこわし費用、とりかたづけ清掃費用および搬出費用をいいます。 （注）火災等、風災、ひょう災、雪災または水災によって生じたものに限ります。						
時価共済契約	共済の対象のその時における残存価額の割合が50%未満である共済契約をいいます。						
地震等	次のものをいい、防災または避難に必要な処置を含みます。（注） ア. 地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波 イ. ア. によって生じた火災、破裂または爆発によるもの ウ. ア. によって生じた火災、破裂または爆発が延焼または拡大して生じたもの エ. 火災、破裂または爆発がア. により延焼または拡大して生じたもの （注）72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。この場合であっても、共済契約者または被共済者は、第3章基本条項第36条【損害または傷害発生の通知】および第37条【損害防止義務】の規定に基づく義務を負うものとします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、それぞれ別の地震等として取り扱います。						
自然災害	風災、ひょう災、雪災、水災および地震等をいいます。						
傷害	火災等もしくは自然災害から避難しようとして受けた傷害またはその損害の発生するおそれが著しく増大した場合にその損害を防止しようとして受けた傷害を含みます。						
新価共済契約	共済の対象のその時における残存価額の割合が50%以上である共済契約をいいます。						
親族	6親等内の血族、配偶者（注）または3親等内の姻族をいいます。 （注）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。						

用 語	説 明
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・高波・土砂崩れ（注）・落石等をいい、防災または避難に必要な処置を含みます。 （注）崖崩れ、地すべり、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。この条において同様とします。
水道管凍結修理費用	凍結によって損害（注）を受けた共済の対象である建物または特定建築物の専用水道管を復旧するために要する額をいいます。 （注）破損の損害をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故またはなだれをいい（注１）、融雪水の漏入もしくは凍結または融雪洪水による事故を除きます。（注２） （注１）防災または避難に必要な処置を含みます。 （注２）雪災の事故による損害が１回の積雪期において複数生じた場合であって、それぞれ別の事故によって生じたことが第３章基本条項第39条〔共済金の支払時期および支払方法〕の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、１回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、共済契約者または被共済者は、第３章基本条項第36条〔損害または傷害発生の通知〕および第37条〔損害防止義務〕の規定に基づく義務を負うものとします。
損害防止費用	次の費用のうち必要であった費用（注１）をいいます。 ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物（注２）の再取得費用（注３） ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注４） （注１）必要であった費用にかかる物の損害について共済契約または保険契約により共済金または保険金が支払われる部分を除きます。 （注２）消火活動に従事した者の着用物を含みます。 （注３）消火活動に使用したことにより損傷した物が修繕することができる場合は、修繕費とします。 （注４）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。
損害割合	損害の額の共済価額に対する割合をいいます。
建物	基礎工事が施されており、外壁、柱、小屋組、はり、屋根等の主要構造部のすべてを具備する建築物をいいます。
他の共済契約等	この共済契約と同一の共済の対象について締結された火災等による損害、自然災害による損害、損害防止費用、残存物とりかたづけ費用、水道管凍結修理費用、臨時費用、失火見舞費用または特別費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約をいいます。
通院	ア. 平常の生活または業務に従事することに支障が生じ、かつ、医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師（注１）、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師（注２）による施術が必要であり、入院によらないで医師もしくは歯科医師の治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術を受けること（注３）をいいます。 イ. ア. の「あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術」は、別表３〔公的医療保険制度〕の法律に基づく公的医療保険制度が適用される施術に限り、ただし、公的医療保険制度の適用がない場合であっても、医師または歯科医師の同意を取得しており、かつ、公的医療保険制度の適用があるものとしたときに療養費の支給対象となる施術を含みます。 （注１）柔道整復師法に規定する柔道整復師をいいます。ア. において同様とします。 （注２）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に規定するあんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師をいいます。ア. およびイ. において同様とします。 （注３）往診を含みます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
特定建築物	外壁の一部または全部を欠くために、建物に該当しない建築物をいいます。
入院	ア. 医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師（注）による施術が必要であり、かつ、自宅等での治療または施術が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師、歯科医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。 イ. ア. の「施術」は、骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限り、かつ、 （注）柔道整復師法に規定する柔道整復師をいいます。ア. において同様とします。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被害者	第15条〔傷害共済金を支払う場合〕（２）に規定する傷害共済金の対象者のうち傷害を受けた者をいいます。
病院または診療所	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に規定する病院または患者を収容する施設を有する診療所 イ. 柔道整復師法に規定する施術所（注） ウ. 日本国外の医療施設であって組合がア. またはイ. と同等と認めたもの （注）患者を収容する施設と同等の施設を有する施術所に限り、かつ、
ひょう災	降ひょうをいい、防災または避難に必要な処置を含みます。

用 語	説 明
風災	台風、せん風、竜巻、暴風等をいい（注）、これらによる洪水、高潮、高波、土砂崩れを除きます。 （注）防災または避難に必要な処置を含みます。
復旧するために要する額	共済の対象である建物または特定建築物を損害発生前におけるその建物または特定建築物と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物または特定建築物に復旧するために要する額をいいます。
床下浸水	次の浸水をいいます。 ア. 共済の対象が住宅用建物（注1）である場合は、畳等が敷かれた起居に必要な床（注2）を超えない浸水 イ. 共済の対象が住宅用建物でない場合は、地盤面より45cmを超えない浸水 （注1）居住の用に供する建物をいい、業務または作業の用に供する建物を除きます。イ. において同様とします。 （注2）土間およびたたきの類を除きます。

第2条【この条項の適用】

組合は、この共済契約において建物または特定建築物を共済の対象とする場合に、この建物条項を適用します。

第3条【共済の対象の範囲】

- （1）この建物条項における共済の対象は、共済証書記載の建物または特定建築物とします。
- （2）被共済者が所有する次の物は、共済契約申込書にこれらを共済の対象から除外する旨が記載されている場合は、共済の対象に含まれません。
 - ① 建物または特定建築物の基礎工事部分
 - ② 畳、建具その他の建物または特定建築物の従物
 - ③ 電気設備、ガス設備、冷房用設備、暖房用設備その他の建物または特定建築物の付属設備
- （3）特定建築物を共済の対象とする場合は、（2）の規定にかかわらず、被共済者の所有する特定建築物の開口部に風防、遮光、温度調整等を目的として設置された布製、合成樹脂製等の遮蔽物については、共済の対象に含まれません。
- （4）建物を共済の対象とする場合において、建物が所在する敷地内（注1）に設置され、かつ、被共済者が所有する次の物（注2）は、共済契約申込書にこれらを共済の対象から除外する旨が記載されていないときは、共済の対象に含まれます。

区 分	内 容
① 付属建物	物置、納屋または車庫（注3）
② 工作物	門、塀、垣、カーポートまたはサイクルポート（注4）

- （注1）建物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一人により占有されているものをいいます。（5）において同様とします。
- （注2）建物と従的な関係があり、建物の用に供するものをいいます。ただし、区分所有建物を共済の対象とする場合は、共用部分を除きます。
- （注3）基礎工事が施されているものを除きます。
- （注4）植物等の生物、石垣ならびに擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物は含みません。
- （5）建物を共済の対象とする場合において、建物が所在する敷地内に設置され、かつ、被共済者が所有する次の物（注1）は、共済契約申込書にこれらを共済の対象に含める旨が記載されているときは、共済の対象に含まれます。

区 分	内 容
① 付属建物	物置、納屋および車庫（注2）以外の付属建物
② 工作物	門、塀、垣、カーポートおよびサイクルポート（注3）以外の工作物

- （注1）建物と従的な関係があり、建物の用に供するものをいい、特定建築物として共済の対象とすることができるものを除きます。
- （注2）（4）の物置、納屋および車庫をいいます。
- （注3）（4）の門、塀、垣、カーポートおよびサイクルポートをいいます。

第4条【共済の対象の評価】

- （1）組合は、共済契約の締結の際に、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を評価し、再取得価額を協定共済価額として協定し、共済証書に記載します。
- （2）（1）の協定をする場合は、共済契約者または被共済者は、組合が共済の対象の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、組合に事実を正確に告げなければなりません。
- （3）共済契約の締結後、次のいずれかの事実が発生した場合において、共済の対象の再取得価額が増加または減少したときは、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。
 - ① 共済の対象である建物もしくは共済の対象である特定建築物を増築、改築もしくは修繕（注1）し、またはその建物もしくは特定建築物の全部もしくは一部を解体したこと
 - ② 前条（4）により共済の対象に含まれる付属建物もしくは工作物を設置し、またはその付属建物もしくは工作物の用途も

- しくは構造を変更（注2）したこと
- ③ 前条（4）もしくは（5）により共済の対象に含まれる付属建物もしくは工作物を増築、改築もしくは修繕し、またはその付属建物もしくは工作物の全部もしくは一部を解体したこと
- ④ 火災等および自然災害以外の原因によって共済の対象である建物または共済の対象である特定建築物の一部が滅失したこと
- （注1）設備等の設置、変更または撤去を含みます。③において同様とします。
- （注2）用途または構造の変更により、前条（4）の付属建物または工作物に該当しないこととなった場合に限りま。
- （4）（3）および次の場合は、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を再評価し、協定共済価額を増加または減少した再取得価額に変更するものとします。
- ① 第3章基本条項第21条〔共済の対象の追加および除外〕（1）により、同条（1）①、②もしくは④の物を共済の対象に追加した場合または同条（2）により、前条（2）、（4）もしくは（5）により共済の対象に含まれる物を共済の対象から除外した場合
- ② 第3章基本条項第21条（1）による共済の対象の追加について、第15条〔告知義務違反による解除〕もしくは第31条〔詐欺または強迫による取消し〕の規定により解除もしくは取消しされた場合または第29条〔共済金の不法取得目的による無効〕の規定により無効となった場合
- （5）（3）の申出を受けた組合が求めた場合は、共済契約者または被共済者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を提出してください。
- （6）（4）により協定共済価額が変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第5条【火災共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に次のいずれかの事故（注1）によって共済の対象について生じた損害（注2）に対して、この共済約款に従い、被共済者に火災共済金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 建物または特定建築物の外部からの物体（注3）の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊（注4）または建物内部もしくは特定建築物内部での車両（注5）もしくはその積載物の衝突もしくは接触
- ⑤ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（注6）による水ぬれ（注4）
 - ア. 給排水設備（注7）に生じた事故
 - イ. 被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ⑥ 盗難
- ⑦ 騒ぎょうその他これに類似する集団行動（注8）に伴う暴力行為または破壊行為

（注1）地震等に規定する火災、破裂または爆発は除くものとし、防災（消火を含みます。）または避難に必要な処置を含みます。

（注2）⑥の場合にあつては、盗取、損傷または汚損の損害をいいます。

（注3）雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものを除きます。

（注4）自然災害によって生じたものを除きます。

（注5）道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる身体障害者用の車をいいます。

（注6）水があふれることをいいます。

（注7）スプリンクラ設備・装置を含みます。

（注8）群衆もしくは多数の者の集団行動によって数世帯以上もしくはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であつて、第17条〔共済金を支払わない損害または傷害〕（1）⑤の暴動に至らないものをいいます。

第6条【風水災等共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に風災、ひょう災、雪災または水災によって共済の対象について生じた損害の状況が、次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この共済約款に従い、被共済者に風水災等共済金を支払います。

- ① 風災、ひょう災、雪災または水災によって生じた損害の損害割合が5%以上の場合
 - ② 風災、ひょう災、雪災または水災によって生じた損害（注）の損害割合が3%以上5%未満の場合
 - ③ 風災、ひょう災または雪災によって生じた損害の額が5万円以上の場合
- （注）床下浸水による損害を除きます。

第7条【地震共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に地震等によって共済の対象について、損害割合が5%以上となる損害が生じた場合に、その損害に対して、この共済約款に従い、被共済者に地震共済金を支払います。

第8条【損害防止費用共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に共済の対象について火災等または火災等の原因が発生した場合において、共済契約者または被共済者が損害の発生または拡大の防止に努めたときは、損害防止費用に対して、この共済約款に従い、被共済者に損害防止費用共済金を支払います。

第9条【残存物とりかたづけ費用共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に共済の対象について火災共済金または風水災等共済金の支払事由に該当した場合に、残存物とりかたづけ費用に対して、この共済約款に従い、被共済者に残存物とりかたづけ費用共済金を支払います。

第10条【水道管凍結修理費用共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に共済の対象である建物または特定建築物の専用水道管について凍結によって損害（注1）が生じた場

合（注2）に、水道管凍結修理費用に対して、この共済約款に従い、被共済者に水道管凍結修理費用共済金を支払います。ただし、区分所有建物の専有部分を共済の対象とする場合は共用部分の専用水道管について、区分所有建物の共用部分を共済の対象とする場合は専有部分の専用水道管について水道管凍結修理費用共済金を支払いません。
（注1）破損の損害をいいます。ただし、パッキングのみに生じた損害を除きます。
（注2）凍結によって火災共済金の支払事由に該当した場合を除きます。

第11条【臨時費用共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に共済の対象について火災共済金または風水災等共済金の支払事由に該当した場合に、それによって生じる臨時の費用に対して、この共済約款に従い、被共済者に臨時費用共済金を支払います。

第12条【失火見舞費用共済金を支払う場合】

組合は、次の①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生じる見舞金等の費用に対して、この共済約款に従い、被共済者に失火見舞費用共済金を支払います。

① 共済期間中に共済の対象から発生した火災、破裂または爆発。ただし、被共済者以外の者の占有する部分（注1）において、被共済者および被共済者と生計を一にする同居の親族以外の者の占有する物から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 他人（注2）の所有物（注3）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

（注1）区分所有建物の共用部分を含みます。

（注2）共済契約者と被共済者が異なる共済契約の場合の共済契約者を含み、被共済者と生計を一にする同居の親族を除きます。

（注3）動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内（所有物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一人により占有されているものをいいます。）にあるものに限りします。

第13条【盗難再発防止費用共済金を支払う場合】

（1）組合は、共済期間中に共済の対象について盗難によって損害が生じたことにより、火災共済金の支払事由に該当した場合に、それによって生じる再発防止の費用等に対して、この共済約款に従い、被共済者に盗難再発防止費用共済金を支払います。

（2）盗難再発防止費用共済金の支払は、共済期間中に1回を限度とします。

第14条【特別費用共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に共済の対象について火災等、風災、ひょう災、雪災または水災によって、損害割合が80%以上となる損害が生じた場合に、それによって生じる特別な費用に対して、この共済約款に従い、被共済者に特別費用共済金を支払います。

第15条【傷害共済金を支払う場合】

（1）組合は、共済期間中に共済の対象について火災等または自然災害によって損害が生じた場合において、その火災等または自然災害を原因として（2）の傷害共済金の対象者が受けた傷害により、次の表の支払事由に該当したとき（注1）は、その傷害に対して、この共済約款に従い、被害者に傷害共済金を支払います。ただし、被害者が死亡したことによる傷害共済金については、その者の法定相続人（注2）に支払います。

支払事由	
死亡	傷害を受けた日以後200日以内に死亡したこと
後遺障害	傷害を受けた日以後200日以内に別表2〔後遺障害等級表〕の後遺障害の状態になったこと
治療または施術	傷害を受けた日以後200日以内にその傷害のために次のいずれかに該当したこと ア. 10日以上入院して治療または施術を受けたこと イ. 30日以上入院または通院して治療または施術を受けたこと

（注1）共済契約が解約または解除された後に該当した場合を除きます。

（注2）被害者の法定相続人が2人以上いる場合は、その受取割合は、法定相続分の割合とします。

（2）傷害共済金の対象者は、次の者としします。

- ① 被共済者（注）
- ② 被共済者の親族
- ③ 被共済者の使用人
- ④ 共済証書記載の建物に居住している者

（注）被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（3）（1）の傷害共済金の受取人を変更することはできません。

第16条【満期共済金を支払う場合】

組合は、共済期間が満了するまで共済の対象が耐存した場合には、この共済約款に従い、満期共済金受取人（注）に満期共済金を支払います。

（注）満期共済金受取人が指定されていない場合は、被共済者としします。

第17条【共済金を支払わない損害または傷害】

(1) 組合は、共済の対象について火災等もしくは自然災害によって損害が生じた場合または共済の対象である建物もしくは特定建築物の専用水道管について凍結によって損害が生じた場合であっても、その損害が次のいずれかに該当するときは、火災共済金、風水災等共済金、地震共済金、損害防止費用共済金、残存物とりかたづけ費用共済金、水道管凍結修理費用共済金、臨時費用共済金、失火見舞費用共済金、盗難再発防止費用共済金および特別費用共済金を支払いません。ただし、③の場合には、共済金のうちその者が受け取るべき額を除いた残額は、被共済者またはその他の受け取るべき者に支払います。

- ① 共済契約者、被共済者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ② 被共済者と生計を一にする親族の故意（注2）によって生じた損害
- ③ 被共済者以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注3）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害（注4）
- ④ 火災等（注5）または自然災害による損害が生じた際における共済の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注6）によって生じた損害
- ⑥ 核燃料物質（注7）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注8）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- ⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた損害または既に発生していた火災等もしくは自然災害がこれらの事由により延焼もしくは拡大して生じた損害

（注1）共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）被共済者に共済金を取得させる目的のものに限ります。

（注3）被共済者以外の共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注4）②に該当するものを除きます。

（注5）盗難を除きます。

（注6）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注7）使用済燃料を含みます。⑥において同様とします。

（注8）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 組合は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、火災共済金、風水災等共済金、地震共済金、損害防止費用共済金、残存物とりかたづけ費用共済金、水道管凍結修理費用共済金、臨時費用共済金、失火見舞費用共済金、盗難再発防止費用共済金および特別費用共済金を支払いません。

- ① 共済の対象の欠陥（注2）
- ② 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化（注3）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等
- ③ 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注4）であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ④ 共済の対象について、風、雨、雪、ひょう、砂じんその他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害（注5）

（注1）①から④までのいずれかに該当する損害と同時にまたは重複し、連続し、もしくは断続して生じた火災等、自然災害または専用水道管の凍結による損害は含みません。

（注2）共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。

（注3）日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

（注4）落書による汚損を含みます。

（注5）共済証書記載の建物または特定建築物の外側の部分が火災等または自然災害によって破損し、その破損部分から共済証書記載の建物または特定建築物の内部に吹き込むことまたは漏入することによって生じた損害を除きます。

(3) 共済の対象について自然災害によって損害が生じた場合であっても、その損害が火災等による損害と同時にまたは重複し、連続し、もしくは断続して発生した損害で、火災等による共済金の額を算出する基礎となったものについては、組合は、自然災害による共済金を支払いません。

(4) 組合は、傷害共済金の対象者について傷害が生じた場合であっても、その傷害が次のいずれかに該当するときは、傷害共済金を支払いません。ただし、③の場合には、傷害共済金のうちその者が受け取るべき額を除いた残額は、他の受け取るべき者に支払います。

- ① 共済契約者（注1）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた火災等または自然災害により受けた傷害または共済契約者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた傷害
- ② 被害者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた火災等または自然災害により、その本人が受けた傷害または被害者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって、その本人について生じた傷害
- ③ 被害者以外の者が傷害共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた傷害
- ④ （1）⑤から⑦までの事故が発生した場合に受けた傷害
- ⑤ （2）の損害により受けた傷害

（注1）共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。①において同様とします。

（注2）被害者以外の傷害共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第18条【火災共済金・風水災等共済金・地震共済金の支払額】

(1) 組合が支払う火災共済金の額、風水災等共済金の額および地震共済金の額は、次の額とします。

- ① 火災共済金の額および風水災等共済金の額

区 分	火災共済金の額および風水災等共済金の額
火災共済金額が共済価額の80%以上である場合	損害の額 (火災共済金額を限度とします。)
火災共済金額が共済価額の80%未満である場合	$\text{損害の額} \times \frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (火災共済金額を限度とします。)

② 地震共済金の額

$\text{地震共済金の額} = \text{損害の額} \times \frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}} \times 50\%$ (損害の額の50%を限度とします。)
--

(2) 共済の対象が全損(注)となった場合は、(1)①の規定にかかわらず、組合が支払う火災共済金の額および風水災等共済金の額は、次の額とします。

$\text{火災共済金の額および風水災等共済金の額} = \text{火災共済金額}$ (共済価額×1.3を限度とします。)

(注) 次のいずれかの場合をいいます。

ア. 共済の対象が滅失した場合

イ. 復旧するために要する額が再取得価額以上となる場合

(3) (1)の損害の額は、次の表の額とします。

共済契約の区分	損害の額
新価共済契約	復旧するために要する額(注)
時価共済契約	$\text{復旧するために要する額} \times \text{残存価額の割合}$

(注) その額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。(3)において同様とします。

(4) 共済の対象が盗取された場合において、盗取された共済の対象を回収することができたときは、次の表の額を損害の額とみなします。ただし、損害割合の基礎となる損害の額には、回収費用を加えません。

共済契約の区分	損害の額
新価共済契約	盗難によって生じた損害の額とその回収のために支出した必要な費用の額との合計額。ただし、その合計額が盗取された共済の対象を再取得するために要する額を超える場合は、その共済の対象を再取得するために要する額。
時価共済契約	盗難によって生じた損害の額とその回収のために支出した必要な費用の額との合計額。ただし、その合計額が盗取された共済の対象の時価額を超える場合は、その共済の対象の時価額。

(5) 共済契約者または被共済者が、損害の発生および拡大の防止に努めなかった場合は、共済の対象について火災等または自然災害によって生じた損害の額からその発生または拡大の防止をすることができたと認められる額を差し引いた額を損害の額とみなします。ただし、共済契約者または被共済者に正当な理由がある場合を除きます。

(6) 共済金の算出の基礎となる共済価額、損害の額、再取得価額および時価額は、その損害が生じた場所および時における価額によるものとし、組合が決定します。

第19条【費用共済金の支払額】

組合が支払う損害防止費用共済金の額、残存物とりかたづけ費用共済金の額、水道管凍結修理費用共済金の額、臨時費用共済金の額、失火見舞費用共済金の額、盗難再発防止費用共済金の額および特別費用共済金の額は、次の表の額とします。

費用共済金の額	
損害防止費用共済金の額	損害防止費用の額
残存物とりかたづけ費用共済金の額	残存物とりかたづけ費用の額 (火災共済金の額または風水災等共済金の額の10%を限度とします。)
水道管凍結修理費用共済金の額	1回の事故について 水道管凍結修理費用の額 (10万円を限度とします。)

費用共済金の額	
臨時費用共済金の額	1回の事故について $\frac{\text{火災共済金の額または風水災等共済金の額}}{\text{(250万円を限度とします)}} \times \text{共済証書記載の支払割合}$
失火見舞費用共済金の額	1回の事故について $50\text{万円} \times \text{被災世帯(注)の数}$ (火災共済金額の20%を限度とします。)
盗難再発防止費用共済金の額	5万円
特別費用共済金の額	1回の事故について $\text{火災共済金額} \times 10\%$ (200万円を限度とします。)

(注) 所有物を滅失、損傷または汚損された者の属する世帯または法人をいいます。

第20条【傷害共済金の支払額】

(1) 組合が支払う傷害共済金の額は、支払事由ごとに次の表の額とします。

支払事由		傷害共済金の額
死亡	傷害を受けた日以後200日以内に死亡したこと	$\text{火災共済金額} \times 30\%$ (1,000万円を限度とします。)
後遺障害	傷害を受けた日以後200日以内に別表2〔後遺障害等級表〕の後遺障害の状態になったこと	$\text{火災共済金額} \times 30\%$ $\times \text{別表2〔後遺障害等級表〕の支払割合}$ (1,000万円×その支払割合を限度とします。)
治療または施術	傷害を受けた日以後200日以内にその傷害のために次のいずれかに該当したこと ア. 10日以上入院して治療または施術を受けたこと イ. 30日以上入院または通院して治療または施術を受けたこと	$\text{火災共済金額} \times 5\%$ (30万円を限度とします。)

(2) 1回の火災等または自然災害によって被害者1名について支払う傷害共済金の額の合計額は、支払事由ごとに次の表の額をもって限度とします。

支払事由	限度額
① 死亡した場合または後遺障害の状態になった場合(注)	$\text{火災共済金額} \times 30\%$ (その額が1,000万円を超える場合は、1,000万円)
② 治療または施術を受けた場合	$\text{火災共済金額} \times 5\%$ (その額が30万円を超える場合は、30万円)

(注) 後遺障害の状態になった後に死亡した場合に、死亡したことによる傷害共済金の額と後遺障害の状態になったことによる傷害共済金の額の合計額が①の額を超えるときは、①の額をもって限度とします。

第21条【満期共済金の支払額】

組合が支払う満期共済金の額は、次の額とします。

満期共済金の額	=	満期共済金額
---------	---	--------

第22条【異常災害発生における共済金の削減】

組合は、自然災害による損害が異常に発生した場合で、その異常な発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、風水災等共済金、地震共済金、残存物とりかたづけ費用共済金、臨時費用共済金、特別費用共済金または傷害共済金の一部を削減することがあります。

第23条【他の共済契約等がある場合の共済金の支払額】

(1) 他の共済契約等がある場合であっても、この共済契約により支払う共済金の額は、第18条【火災共済金・風水災等共済金・地震共済金の支払額】および第19条【費用共済金の支払額】の規定により算出した額とします。

(2) (1) により支払うこととなる共済金の額と他の共済契約等により既に支払われた共済金の額および保険金の額（注）との合計額が、共済金の種類ごとに別表4〔支払限度額〕の支払限度額を超える場合は、(1)の規定にかかわらず、この共済契約により支払う共済金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した共済金の額を限度とします。

$$\boxed{\text{共済金の額}} = \boxed{\text{別表4〔支払限度額〕の支払限度額}} - \boxed{\text{他の共済契約等により既に支払われた共済金の額および保険金の額の合計額}}$$

（注）この共済契約の共済の対象に収容されている動産にかかる臨時費用、失火見舞費用または特別費用に対して既に支払われた共済金の額または保険金の額を含みます。（2）において同様とします。

(3) (1) または (2) によって火災共済金または風水災等共済金の額を計算した場合において、残存物とりかたづけ費用共済金の額および臨時費用共済金の額を算出するときは、第19条の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

読みかえられる字句	読みかえる字句
火災共済金の額	他の共済契約等がないものとして算出した火災共済金の額
風水災等共済金の額	他の共済契約等がないものとして算出した風水災等共済金の額

第24条〔他の建物更生共済契約がある場合の盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の支払額〕

重複契約（注1）がある場合において、この共済契約および重複契約の盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額（注2）の合計額が、1回の事故について支払事由ごとに別表4〔支払限度額〕の支払限度額を超えるときは、この共済契約により支払う支払事由ごとの盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額は、第19条〔費用共済金の支払額〕または第20条〔傷害共済金の支払額〕の規定にかかわらず、次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額}} = \boxed{\text{別表4〔支払限度額〕の支払限度額}} \times \frac{\boxed{\text{この共済契約の盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額}}}{\boxed{\text{この共済契約の盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額}} + \boxed{\text{重複契約の盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額の合計額}}}$$

（注1）同一の被共済者または被害者について、同一の事故により盗難再発防止費用共済金または傷害共済金を支払うこととなる他の建物更生共済契約をいいます。この条において同様とします。

（注2）それぞれ重複契約がないものとして算出した盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額とします。この条において同様とします。

第2章 動産条項

第1条【用語の説明】

この動産条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明						
火災等	第5条〔火災共済金を支払う場合〕に規定する事故をいいます。						
共済価額	共済の対象が所在する場所における次の表の価額をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>共済契約の区分</td><td>共済価額</td></tr> <tr> <td>新価共済契約</td><td>再取得価額</td></tr> <tr> <td>時価共済契約</td><td>時価額</td></tr> </table>	共済契約の区分	共済価額	新価共済契約	再取得価額	時価共済契約	時価額
共済契約の区分	共済価額						
新価共済契約	再取得価額						
時価共済契約	時価額						
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。						
共済契約申込書	組合所定の共済契約申込書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。						
協定共済価額	償却固定資産を共済の対象とする場合について、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を評価し、協定した再取得価額で、共済証書に記載した額をいいます。						
共済証書記載の建物	共済証書に記載された建物（注）をいいます。 （注）家財または営業用什器備品を共済の対象とする場合であって、その建物に2以上の戸室があるときは、共済証書に記載された戸室とします。						
再取得価額	共済の対象である動産と同一の質、用途、規模、型および能力の動産を再取得するために要する額をいいます。						
残存物とりかたづけ費用	損害を受けた共済の対象の残存物（注）のとりかたづけに必要な費用で、とりこわし費用、とりかたづけ清掃費用および搬出費用をいいます。 （注）火災等、風災、ひょう災、雪災または水災によって生じたものに限ります。						
時価共済契約	共済の対象のその時における残存価額の割合（注）が50%未満である共済契約をいいます。 （注）時価額の再取得価額に対する割合をいいます。この条において同様とします。						
地震等	次のものをいい、防災または避難に必要な処置を含みます。（注） ア. 地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波 イ. ア. によって生じた火災、破裂または爆発によるもの ウ. ア. によって生じた火災、破裂または爆発が延焼または拡大して生じたもの エ. 火災、破裂または爆発がア. により延焼または拡大して生じたもの （注）72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。この場合であっても、共済契約者または被共済者は、第3章基本条項第36条〔損害または傷害発生の通知〕および第37条〔損害防止義務〕の規定に基づく義務を負うものとします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、それぞれ別の地震等として取り扱います。						
自然災害	風災、ひょう災、雪災、水災および地震等をいいます。						
傷害	火災等もしくは自然災害から避難しようとして受けた傷害またはその損害の発生するおそれが著しく増大した場合にその損害を防止しようとして受けた傷害を含みます。						
新価共済契約	共済の対象のその時における残存価額の割合が50%以上である共済契約をいいます。						
親族	6親等内の血族、配偶者（注）または3親等内の姻族をいいます。 （注）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。						
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・高波・土砂崩れ（注）・落石等をいい、防災または避難に必要な処置を含みます。 （注）崖崩れ、地すべり、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。この条において同様とします。						

用 語	説 明
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故またはなだれをいい（注1）、融雪水の漏入もしくは凍結または融雪洪水による事故を除きます。（注2） （注1）防災または避難に必要な処置を含みます。 （注2）雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、それぞれ別の事故によって生じたことが第3章基本条項第39条〔共済金の支払時期および支払方法〕の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、共済契約者または被共済者は、第3章基本条項第36条〔損害または傷害発生の通知〕および第37条〔損害防止義務〕の規定に基づく義務を負うものとしします。
損害防止費用	次の費用のうち必要であった費用（注1）をいいます。 ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物（注2）の再取得費用（注3） ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注4） （注1）必要であった費用にかかる物の損害について共済契約または保険契約により共済金または保険金が支払われる部分を除きます。 （注2）消火活動に従事した者の着用物を含みます。 （注3）消火活動に使用したことにより損傷した物が修繕することができる場合は、修繕費とします。 （注4）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。
損害割合	損害の額の共済価額に対する割合をいいます。
建物	基礎工事が施されており、外壁、柱、小屋組、はり、屋根等の主要構造部のすべてを具備する建築物をいいます。
他の共済契約等	この共済契約と同一の共済の対象について締結された火災等による損害、自然災害による損害、持ち出し家財の火災等による損害、通貨もしくは預貯金証書の盗難による損害、損害防止費用、残存物とりかたづけ費用、ドアロック交換費用、臨時費用、失火見舞費用または特別費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約をいいます。
通院	ア. 平常の生活または業務に従事することに支障が生じ、かつ、医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師（注1）、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師（注2）による施術が必要であり、入院によらないで医師もしくは歯科医師の治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術を受けること（注3）をいいます。 イ. ア. の「あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術」は、別表3〔公的医療保険制度〕の法律に基づく公的医療保険制度が適用される施術に限ります。ただし、公的医療保険制度の適用がない場合であっても、医師または歯科医師の同意を取得しており、かつ、公的医療保険制度の適用があるものとしたときに療養費の支給対象となる施術を含みます。 （注1）柔道整復師法に規定する柔道整復師をいいます。ア. において同様とします。 （注2）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に規定するあんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師をいいます。ア. およびイ. において同様とします。 （注3）往診を含みます。
ドアロック交換費用	盗難によって損害を受けた共済の対象である鍵（注）または持ち出し家財である鍵により開けることができる共済証書記載の建物のドアの錠の交換に必要な費用をいいます。 （注）共済証書記載の建物の出入りに通常使用するドアの鍵をいいます。この条において同様とします。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
入院	ア. 医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師（注）による施術が必要であり、かつ、自宅等での治療または施術が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師、歯科医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。 イ. ア. の「施術」は、骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。 （注）柔道整復師法に規定する柔道整復師をいいます。ア. において同様とします。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被害者	第17条〔傷害共済金を支払う場合〕（2）に規定する傷害共済金の対象者のうち傷害を受けた者をいいます。
病院または診療所	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に規定する病院または患者を収容する施設を有する診療所 イ. 柔道整復師法に規定する施術所（注） ウ. 日本国外の医療施設であって組合がア. またはイ. と同等と認めたもの （注）患者を収容する施設と同等の施設を有する施術所に限ります。
ひょう災	降ひょうをいい、防災または避難に必要な処置を含みます。

用 語	説 明
風災	台風、せん風、竜巻、暴風等をいい（注）、これらによる洪水、高潮、高波、土砂崩れを除きます。（注）防災または避難に必要な処置を含みます。
持ち出し家財	共済の対象である家財のうち、被共済者または被共済者と生計を一にする同居の親族によって共済証書記載の建物から一時的に持ち出された家財をいいます。
床下浸水	次の浸水をいいます。 ア. 共済の対象を収容する建物が住宅用建物（注１）である場合は、畳等が敷かれた起居に必要な床（注２）を超えない浸水 イ. 共済の対象を収容する建物が住宅用建物でない場合は、地盤面より45cmを超えない浸水（注１）居住の用に供する建物をいい、業務または作業の用に供する建物を除きます。イ. において同様とします。 （注２）土間およびたたきの類を除きます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第2条【この条項の適用】

組合は、この共済契約において共済証書記載の建物内に収容されている動産であって、家財もしくは営業用什器備品を一括して共済の対象とする場合または償却固定資産を共済の対象とする場合に、この動産条項を適用します。

第3条【共済の対象の範囲】

- （１）この動産条項における共済の対象は、共済証書記載の建物内に収容されている共済証書記載の動産とします。
- （２）家財または営業用什器備品を一括して共済の対象とする場合は、次の物は、共済の対象に含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券その他これらに類する物（注１）
 - ② 貴金属、宝石、宝玉および骨とう品ならびに書画、彫刻物等の美術品で、１個または１組の共済価額が30万円を超えるもの
 - ③ 稿本、設計書、図案、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ④ 道路運送車両法に規定する自動車（注２）
 - ⑤ 船舶（注３）および航空機
 - ⑥ 動物、植物等の生物
 - ⑦ 商品、製品、半製品、原材料、機械その他これらに類する物
 - ⑧ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
 - ⑨ 共済契約申込書に共済の対象から除外する旨が記載されている物
- （注１）（５）の場合においては、通貨および預貯金証書は共済の対象に含まれます。
- （注２）農耕作業用小型特殊自動車は、共済の対象に含まれます。
- （注３）ヨット、モーターボートおよびボートは、船舶に含まれます。
- （３）家財を一括して共済の対象とする場合は、被共済者と生計を一にする親族の所有する家財であって、共済証書記載の建物内に収容されているものは、共済契約申込書に共済の対象から除外する旨が記載されていないときは、共済の対象に含まれます。
- （４）家財または営業用什器備品を一括して共済の対象とする場合において、被共済者が共済証書記載の建物の所有者と異なるときは、次の物で、被共済者の所有する生活用または営業用のものは、共済契約申込書にこれらを共済の対象から除外する旨が記載されていないときは、共済の対象に含まれます。
 - ① 畳、建具その他の建物の従物
 - ② 電気設備、ガス設備、冷房用設備、暖房用設備その他の建物の付属設備
- （５）家財または営業用什器備品を一括して共済の対象とする場合において、共済証書記載の建物内に収容されている通貨または預貯金証書に第9条【通貨等盗難共済金を支払う場合】の盗難による損害が生じたときは、その通貨または預貯金証書は共済の対象に含まれるものとして取り扱います。この場合に、共済価額および損害割合の基礎となる損害の額は、通貨および預貯金証書以外の共済の対象についてのものとします。

第4条【共済の対象の評価】

- （１）組合は、償却固定資産を共済の対象とする場合は、共済契約の締結の際に、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を評価し、再取得価額を協定共済価額として協定し、共済証書に記載します。
- （２）（１）の協定をする場合は、共済契約者または被共済者は、組合が共済の対象の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、組合に事実を正確に告げなければなりません。
- （３）組合は、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって、（１）の協定共済価額を協定する際に組合が共済の対象を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げ、その結果として（１）の規定により定めるべき額と異なった協定共済価額が定められた場合は、第20条【火災共済金・風水災等共済金・地震共済金・持ち出し家財共済金・通貨等盗難共済金の支払額】（２）の規定により火災共済金または風水災等共済金を支払います。
- （４）組合は、（３）の場合において、既に第20条（１）①の規定により火災共済金または風水災等共済金を支払っていたときは、第20条（２）の規定により算出した火災共済金の額または風水災等共済金の額との差額の返還を請求することができます。
- （５）組合は、次のいずれかに該当する場合には、（３）の規定は適用しません。
 - ① 組合が、（１）の協定共済価額を協定する際、（３）に規定する事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場

- 合。この場合には、次に掲げるときを含みます。
- ア. 組合が、事実を告げないよう勧めた場合
 - イ. 組合が、事実を告げないよう勧めた場合
 - ウ. 組合が、事実でないことを告げるよう勧めた場合
- ② 共済契約者または被共済者が、火災共済金または風水災等共済金の支払事由に該当する前までに、組合が共済の対象の価額を評価するために必要と認めて照会した事項についての訂正を組合に申し出て、組合がこれを承認した場合
- (6) 共済契約の締結後、次のいずれかの事実が発生した場合において、共済の対象の再取得価額が増加または減少したときは、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。
- ① 共済の対象である償却固定資産の仕様を変更し、設備等を設置、変更もしくは撤去し、または修繕したこと
 - ② 火災等および自然災害以外の原因によって共済の対象である償却固定資産の一部が滅失したこと
- (7) (6) の場合は、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を再評価し、協定共済価額を増加または減少した再取得価額に変更するものとします。
- (8) 組合は、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって(6)による申出を怠った場合は、その事実が発生した時から(6)による手続が完了するまでの間に生じた損害については、第20条(2)の規定により火災共済金または風水災等共済金を支払います。ただし、共済の対象の再取得価額が減少した場合を除きます。
- (9) 組合は、(8)の場合において、既に第20条(1)①の規定により火災共済金または風水災等共済金を支払っていたときは、第20条(2)の規定により算出した火災共済金の額または風水災等共済金の額との差額の返還を請求することができます。
- (10) (6)の申出を受けた組合が求めた場合は、共済契約者または被共済者は、別表1「請求書類」の必要書類を提出してください。
- (11) (7)により協定共済価額が変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第5条【火災共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に次のいずれかの事故(注1)によって共済の対象について生じた損害(注2)に対して、この共済約款に従い、被共済者に火災共済金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 建物の外部からの物体(注3)の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊(注4)または建物内部での車両(注5)もしくはその積載物の衝突もしくは接触
- ⑤ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(注6)による水ぬれ(注4)
 - ア. 給排水設備(注7)に生じた事故
 - イ. 被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故

- ⑥ 盗難
 - ⑦ 騒じょうその他これに類似する集団行動(注8)に伴う暴力行為または破壊行為
- (注1) 地震等に規定する火災、破裂または爆発は除くものとし、防災(消火を含みます。)または避難に必要な処置を含みます。

(注2) ⑥の場合にあつては、盗取、損傷または汚損の損害をいいます。

(注3) 雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものを除きます。

(注4) 自然災害によって生じたものを除きます。

(注5) 道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる身体障害者用の車をいいます。

(注6) 水があふれることをいいます。

(注7) スプリンクラ設備・装置を含みます。

(注8) 群衆もしくは多数の者の集団行動によって数世帯以上もしくはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であつて、第19条「共済金を支払わない損害または傷害」(1)⑦の暴動に至らないものをいいます。

第6条【風水災等共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に風災、ひょう災、雪災または水災によって共済の対象について生じた損害の状況が、次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この共済約款に従い、被共済者に風水災等共済金を支払います。

- ① 風災、ひょう災、雪災または水災によって生じた損害の損害割合が5%以上の場合
 - ② 風災、ひょう災、雪災または水災によって生じた損害(注)の損害割合が3%以上5%未満の場合
 - ③ 風災、ひょう災または雪災によって生じた損害の額が5万円以上の場合
- (注) 床下浸水による損害を除きます。

第7条【地震共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に地震等によって共済の対象について、損害割合が5%以上となる損害が生じた場合に、その損害に対して、この共済約款に従い、被共済者に地震共済金を支払います。

第8条【持ち出し家財共済金を支払う場合】

- (1) 組合は、家財を一括して共済の対象とした場合であつて、日本国内の他の建築物(注1)内において、共済期間中に持ち出し家財について火災等によって生じた損害(注2)に対して、この共済約款に従い、被共済者に持ち出し家財共済金を支払います。

(注1) アーケード、地下道等専ら通路に利用されるものを除きます。

(注2) 被共済者または被共済者と生計を一にする同居の親族が持ち出し家財を直接に占有している際に生じた損害に限ります。

- (2) 組合は、(1)の持ち出し家財の火災等による損害に対しては、損害防止費用共済金、残存物とりかたづけ費用共済金、臨時費用共済金、失火見舞費用共済金、盗難再発防止費用共済金、特別費用共済金および傷害共済金を支払いません。

第9条【通貨等盗難共済金を支払う場合】

- (1) 組合は、次の表の損害が生じた場合は、その損害に対して、この共済約款に従い、被共済者に通貨等盗難共済金を支払います。

区 分	損 害
家財を一括して共済の対象とした場合	共済期間中の盗難によって共済証書記載の建物内における生活用の通貨または預貯金証書に生じた損害（注）
営業用什器備品を一括して共済の対象とした場合	共済期間中の盗難によって共済証書記載の建物内における営業用の通貨または預貯金証書に生じた損害（注）

（注）預貯金証書の盗難による損害については、次の事実があった場合に限ります。

- ア. 共済契約者または被共済者が、盗難を知った後ただちに預貯金先に被害の届出をしたこと
イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと
(2) 組合は、(1)の通貨または預貯金証書の盗難による損害に対しては、残存物とりかたづけ費用共済金、臨時費用共済金および特別費用共済金を支払いません。

第10条【損害防止費用共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に共済の対象について火災等または火災等の原因が発生した場合において、共済契約者または被共済者が損害の発生または拡大の防止に努めたときは、損害防止費用に対して、この共済約款に従い、被共済者に損害防止費用共済金を支払います。

第11条【残存物とりかたづけ費用共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に共済の対象について火災共済金または風水災等共済金の支払事由に該当した場合に、残存物とりかたづけ費用に対して、この共済約款に従い、被共済者に残存物とりかたづけ費用共済金を支払います。

第12条【ドアロック交換費用共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に共済の対象である鍵（注1）または持ち出し家財である鍵について盗難によって損害が生じたことにより火災共済金または持ち出し家財共済金の支払事由に該当した場合において、ドアロック（注2）を交換したときに、ドアロック交換費用に対して、この共済約款に従い、被共済者にドアロック交換費用共済金を支払います。

（注1）共済証書記載の建物の出入りに通常使用するドアの鍵をいいます。この条において同様とします。

（注2）盗難によって損害を受けた鍵により開けることができる共済証書記載の建物のドアの錠をいいます。

第13条【臨時費用共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に共済の対象について火災共済金または風水災等共済金の支払事由に該当した場合に、それによって生じる臨時の費用に対して、この共済約款に従い、被共済者に臨時費用共済金を支払います。

第14条【失火見舞費用共済金を支払う場合】

組合は、次の①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生じる見舞金等の費用に対して、この共済約款に従い、被共済者に失火見舞費用共済金を支払います。

① 共済期間中に共済の対象または共済の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、被共済者以外の者の占有する部分（注1）において、被共済者および被共済者と生計を一にする同居の親族以外の者の占有する物から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 他人（注2）の所有物（注3）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

（注1）区分所有建物の共用部分を含みます。

（注2）共済契約者と被共済者が異なる共済契約の場合の共済契約者を含み、被共済者と生計を一にする同居の親族を除きます。

（注3）動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内（所有物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一人により占有されているものをいいます。）にあるものに限りします。

第15条【盗難再発防止費用共済金を支払う場合】

- (1) 組合は、次のいずれかに該当する場合には、盗難の損害によって生じる再発防止の費用等に対して、この共済約款に従い、被共済者に盗難再発防止費用共済金を支払います。

① 共済期間中に共済の対象について盗難によって損害が生じたことにより、火災共済金の支払事由に該当した場合

② 家財を一括して共済の対象とした場合において、共済期間中の盗難によって共済証書記載の建物内における生活用の通貨または預貯金証書について損害（注）が生じたことにより、通貨等盗難共済金の支払事由に該当したとき

③ 営業用什器備品を一括して共済の対象とした場合において、共済期間中の盗難によって共済証書記載の建物内における営業用の通貨または預貯金証書について損害が生じたことにより、通貨等盗難共済金の支払事由に該当したとき

（注）預貯金証書の盗難による損害については、次の事実があった場合に限りします。③において同様とします。

ア. 共済契約者または被共済者が、盗難を知った後ただちに預貯金先に被害の届出をしたこと

イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと

- (2) 盗難再発防止費用共済金の支払は、共済期間中に1回を限度とします。

第16条【特別費用共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に共済の対象について火災等、風災、ひょう災、雪災または水災によって、損害割合が80%以上となる損害が生じた場合に、それによって生じる特別な費用に対して、この共済約款に従い、被共済者に特別費用共済金を支払います。

第17条【傷害共済金を支払う場合】

- (1) 組合は、共済期間中に共済の対象について火災等または自然災害によって損害が生じた場合において、その火災等または自然災害を原因として(2)の傷害共済金の対象者が受けた傷害により、次の表の支払事由に該当したとき(注1)は、その傷害に対して、この共済約款に従い、被害者に傷害共済金を支払います。ただし、被害者が死亡したことによる傷害共済金については、その者の法定相続人(注2)に支払います。

支払事由	
死亡	傷害を受けた日以後200日以内に死亡したこと
後遺障害	傷害を受けた日以後200日以内に別表2【後遺障害等級表】の後遺障害の状態になったこと
治療または施術	傷害を受けた日以後200日以内にその傷害のために次のいずれかに該当したこと ア. 10日以上入院して治療または施術を受けたこと イ. 30日以上入院または通院して治療または施術を受けたこと

(注1) 共済契約が解約または解除された後に該当した場合を除きます。

(注2) 被害者の法定相続人が2人以上いる場合は、その受取割合は、法定相続分の割合とします。

- (2) 傷害共済金の対象者は、次の者とします。

- ① 被共済者(注)
- ② 被共済者の親族
- ③ 被共済者の使用人
- ④ 共済証書記載の建物に居住している者

(注) 被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (3) (1)の傷害共済金の受取人を変更することはできません。

第18条【満期共済金を支払う場合】

組合は、共済期間が満了するまで共済の対象が耐存した場合には、この共済約款に従い、満期共済金受取人(注)に満期共済金を支払います。

(注) 満期共済金受取人が指定されていない場合は、被共済者とします。

第19条【共済金を支払わない損害または傷害】

- (1) 組合は、共済の対象または持ち出し家財について火災等または自然災害によって損害が生じた場合であっても、その損害が次のいずれかに該当するときは、火災共済金、風水災等共済金、地震共済金、持ち出し家財共済金、通貨等盗難共済金、損害防止費用共済金、残存物とりかたづけ費用共済金、ドアロック交換費用共済金、臨時費用共済金、失火見舞費用共済金、盗難再発防止費用共済金および特別費用共済金を支払いません。ただし、③の場合には、共済金のうちその者が受け取るべき額を除いた残額は、被共済者またはその他の受け取るべき者に支払います。

- ① 共済契約者、被共済者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ② 被共済者と生計を一にする親族の故意(注2)によって生じた損害
- ③ 被共済者以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注3)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害(注4)
- ④ 火災等(注5)または自然災害による損害が生じた際における共済の対象または持ち出し家財の紛失または盗難によって生じた損害
- ⑤ 共済の対象が屋外にある間に盗難によって生じた損害
- ⑥ 自転車、原動機付自転車または農耕作業用小型特殊自動車を持ち出し家財となっている間に、それらの盗難によって生じた損害
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注6)によって生じた損害
- ⑧ 核燃料物質(注7)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注8)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- ⑨ ⑦もしくは⑧の事由に随伴して生じた損害または既に発生していた火災等もしくは自然災害がこれらの事由により延焼もしくは拡大して生じた損害

(注1) 共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被共済者に共済金を取得させる目的のものに限ります。

(注3) 被共済者以外の共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4) ②に該当するものを除きます。

(注5) 盗難を除きます。

(注6) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注7) 使用済燃料を含みます。⑧において同様とします。

- (注8) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 組合は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、火災共済金、風水災等共済金、地震共済金、持ち出し家財共済金、通貨等盗難共済金、損害防止費用共済金、残存物とりかたづけ費用共済金、ドアロック交換費用共済金、臨時費用共済金、失火見舞費用共済金、盗難再発防止費用共済金および特別費用共済金を支払いません。
- ① 共済の対象の欠陥（注2）
 - ② 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化（注3）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等
 - ③ 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注4）であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
 - ④ 共済の対象について、風、雨、雪、ひょう、砂じんその他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害（注5）
- (注1) ①から④までのいずれかに該当する損害と同時にまたは重複し、連続し、もしくは断続して生じた火災等または自然災害による損害は含みません。
- (注2) 共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。
- (注3) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注4) 落書による汚損を含みます。
- (注5) 共済証書記載の建物の外側の部分が火災等または自然災害によって破損し、その破損部分から共済証書記載の建物の内部に吹き込むことまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- (3) 共済の対象について自然災害によって損害が生じた場合であっても、その損害が火災等による損害と同時にまたは重複し、連続し、もしくは断続して発生した損害で、火災等による共済金の額を算出する基礎となったものについては、組合は、自然災害による共済金を支払いません。
- (4) 組合は、傷害共済金の対象者について傷害が生じた場合であっても、その傷害が次のいずれかに該当するときは、傷害共済金を支払いません。ただし、③の場合には、傷害共済金のうちその者が受け取るべき額を除いた残額は、他の受け取るべき者に支払います。
- ① 共済契約者（注1）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた火災等または自然災害により受けた傷害または共済契約者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた傷害
 - ② 被害者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた火災等または自然災害により、その本人が受けた傷害または被害者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって、その本人について生じた傷害
 - ③ 被害者以外の者が傷害共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた傷害
 - ④ (1) ⑦から⑨までの事故が発生した場合に受けた傷害
 - ⑤ (2) の損害により受けた傷害
- (注1) 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。①において同様とします。
- (注2) 被害者以外の傷害共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第20条【火災共済金・風水災等共済金・地震共済金・持ち出し家財共済金・通貨等盗難共済金の支払額】

- (1) 組合が支払う火災共済金の額、風水災等共済金の額、地震共済金の額、持ち出し家財共済金の額および通貨等盗難共済金の額は、次の額とします。

- ① 火災共済金の額および風水災等共済金の額

$$\boxed{\text{火災共済金の額および風水災等共済金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} \\ (\text{火災共済金額を限度とします。})$$

- ② 地震共済金の額

$$\boxed{\text{地震共済金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} \times \frac{\boxed{\text{火災共済金額}}}{\boxed{\text{共済価額}}} \times \boxed{50\%}$$

(損害の額の50%を限度とします。)

- ③ 持ち出し家財共済金の額

1回の事故について

$$\boxed{\text{持ち出し家財共済金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} \\ (100万円または火災共済金額の20%のうちいずれか低い額を限度とします。)$$

- ④ 通貨等盗難共済金の額

区 分	通貨等盗難共済金の額
通貨の場合	1回の事故について 損害の額 (30万円または火災共済金額のうちいずれか低い額を限度とします。)

区 分	通貨等盗難共済金の額
預貯金証書の場合	1回の事故について 損害の額 (300万円または火災共済金額のうちいずれか低い額を限度とします。)

- (2) 償却固定資産を共済の対象とする場合において、第4条〔共済の対象の評価〕(3)または(8)により、火災共済金または風水災等共済金を支払うこととなったときは、(1)①の規定にかかわらず、組合が支払う火災共済金の額および風水災等共済金の額は、次の表の額とします。

区 分	火災共済金の額および風水災等共済金の額
火災共済金額が共済価額の80%以上である場合	損害の額 (火災共済金額を限度とします。)
火災共済金額が共済価額の80%未満である場合	$\text{損害の額} \times \frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (火災共済金額を限度とします。)

- (3) 償却固定資産を共済の対象とする場合において、共済の対象が全損(注)となったときは、(1)①および(2)の規定にかかわらず、組合が支払う火災共済金の額および風水災等共済金の額は、次の額とします。

$\text{火災共済金の額および風水災等共済金の額} = \text{火災共済金額}$ (共済価額×1.3を限度とします。)

(注) 次のいずれかの場合をいいます。

- ア. 共済の対象が滅失した場合
イ. 修繕費の額が再取得価額以上となる場合

- (4) (1)①から③までおよび(2)の損害の額は、次の表の額とします。

共済契約の区分	共済の対象の種類	損害の額
新価共済契約	家財	損害を受けた物の修繕費の額(その物が滅失した場合またはその物の修繕費の額がその物の再取得価額を超える場合は、その再取得価額)の合計額
	営業用什器備品	損害を受けた物の修繕費の額(その物が滅失した場合またはその物の修繕費の額がその物の再取得価額を超える場合は、その再取得価額)の合計額
	償却固定資産	修繕費の額(共済の対象が滅失した場合または修繕費の額が共済価額を超える場合は、共済価額)
時価共済契約	家財	損害を受けた物の修繕費の額(その物が滅失した場合またはその物の修繕費の額がその物の時価額を超える場合は、その時価額)の合計額
	営業用什器備品	損害を受けた物の修繕費の額(その物が滅失した場合またはその物の修繕費の額がその物の時価額を超える場合は、その時価額)の合計額
	償却固定資産	修繕費の額(共済の対象が滅失した場合または修繕費の額が共済価額を超える場合は、共済価額)

- (5) 共済の対象または持ち出し家財が盗取された場合(注)において、盗取された共済の対象または持ち出し家財を回収することができたときは、次の表の額を損害の額とみなします。ただし、損害割合の基礎となる損害の額には、回収費用を加えません。

共済契約の区分	損害の額
新価共済契約	盗難によって生じた損害の額とその回収のために支出した必要な費用の額との合計額。ただし、その合計額が盗取された共済の対象または持ち出し家財を再取得するために要する額を超える場合は、その共済の対象または持ち出し家財を再取得するために要する額。
時価共済契約	盗難によって生じた損害の額とその回収のために支出した必要な費用の額との合計額。ただし、その合計額が盗取された共済の対象または持ち出し家財の時価額を超える場合は、その共済の対象または持ち出し家財の時価額。

(注) 通貨等盗難共済金の支払事由に該当した場合を除きます。

- (6) 共済契約者または被共済者が、損害の発生および拡大の防止に努めなかった場合は、共済の対象または持ち出し家財について火災等または自然災害によって生じた損害の額からその発生または拡大の防止をすることができたと認められる額を差し引いた額を損害の額とみなします。ただし、共済契約者または被共済者に正当な理由がある場合を除きます。

- (7) 共済金の算出の基礎となる共済価額、損害の額、再取得価額および時価額は、その損害が生じた場所および時における価額

によるものとし、組合が決定します。

第21条【費用共済金の支払額】

組合が支払う損害防止費用共済金の額、残存物とりかたづけ費用共済金の額、ドアロック交換費用共済金の額、臨時費用共済金の額、失火見舞費用共済金の額、盗難再発防止費用共済金の額および特別費用共済金の額は、次の表の額とします。

費用共済金の額	
損害防止費用共済金の額	損害防止費用の額
残存物とりかたづけ費用共済金の額	残存物とりかたづけ費用の額 (火災共済金の額または風水災等共済金の額の10%を限度とします。)
ドアロック交換費用共済金の額	1回の事故について ドアロック交換費用の額 (5万円を限度とします。)
臨時費用共済金の額	1回の事故について $\frac{\text{火災共済金の額または風水災等共済金の額}}{\text{火災共済金の額}} \times \text{共済証書記載の支払割合}$ (250万円を限度とします。)
失火見舞費用共済金の額	1回の事故について $50\text{万円} \times \text{被災世帯(注)の数}$ (火災共済金額の20%を限度とします。)
盗難再発防止費用共済金の額	5万円
特別費用共済金の額	1回の事故について $\text{火災共済金額} \times 10\%$ (200万円を限度とします。)

(注) 所有物を滅失、損傷または汚損された者の属する世帯または法人をいいます。

第22条【傷害共済金の支払額】

(1) 組合が支払う傷害共済金の額は、支払事由ごとに次の表の額とします。

支払事由		傷害共済金の額
死亡	傷害を受けた日以後200日以内に死亡したこと	$\text{火災共済金額} \times 30\%$ (1,000万円を限度とします。)
後遺障害	傷害を受けた日以後200日以内に別表2【後遺障害等級表】の後遺障害の状態になったこと	$\text{火災共済金額} \times 30\%$ $\times \text{別表2【後遺障害等級表】の支払割合}$ (1,000万円 $\times$ その支払割合を限度とします。)
治療または施術	傷害を受けた日以後200日以内にその傷害のために次のいずれかに該当したこと ア. 10日以上入院して治療または施術を受けたこと イ. 30日以上入院または通院して治療または施術を受けたこと	$\text{火災共済金額} \times 5\%$ (30万円を限度とします。)

(2) 1回の火災等または自然災害によって被害者1名について支払う傷害共済金の額の合計額は、支払事由ごとに次の表の額をもって限度とします。

支払事由	限度額
① 死亡した場合または後遺障害の状態になった場合(注)	$\text{火災共済金額} \times 30\%$ (その額が1,000万円を超える場合は、1,000万円)
② 治療または施術を受けた場合	$\text{火災共済金額} \times 5\%$ (その額が30万円を超える場合は、30万円)

(注) 後遺障害の状態になった後に死亡した場合に、死亡したことによる傷害共済金の額と後遺障害の状態になったことによる傷害共済金の額の合計額が①の額を超えるときは、①の額をもって限度とします。

第23条【満期共済金の支払額】

組合が支払う満期共済金の額は、次の額とします。

満期共済金の額

=

満期共済金額

第24条【異常災害発生における共済金の削減】

組合は、自然災害による損害が異常に発生した場合で、その異常な発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、風水災等共済金、地震共済金、残存物とりかたづけ費用共済金、臨時費用共済金、特別費用共済金または傷害共済金の一部を削減することがあります。

第25条【他の共済契約等がある場合の共済金の支払額】

- (1) 他の共済契約等がある場合であっても、この共済契約により支払う共済金の額は、第20条【火災共済金・風水災等共済金・地震共済金・持ち出し家財共済金・通貨等盗難共済金の支払額】および第21条【費用共済金の支払額】の規定により算出した額とします。
- (2) (1) により支払うこととなる共済金の額と他の共済契約等により既に支払われた共済金の額および保険金の額（注）との合計額が、共済金の種類ごとに別表4【支払限度額】の支払限度額を超える場合は、(1)の規定にかかわらず、この共済契約により支払う共済金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した共済金の額を限度とします。

共済金の額	=	別表4【支払限度額】の支払限度額	-	他の共済契約等により既に支払われた共済金の額および保険金の額の合計額
-------	---	------------------	---	------------------------------------

- (注) この共済契約の共済の対象を収容する建物またはその建物に収容されている共済の対象以外の動産にかかる臨時費用、失火見舞費用または特別費用に対して既に支払われた共済金の額または保険金の額を含みます。(2)において同様とします。
- (3) (1) または (2) によって火災共済金または風水災等共済金の額を計算した場合において、残存物とりかたづけ費用共済金の額および臨時費用共済金の額を算出するときは、第21条の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

読みかえられる字句	読みかえる字句
火災共済金の額	他の共済契約等がないものとして算出した火災共済金の額
風水災等共済金の額	他の共済契約等がないものとして算出した風水災等共済金の額

第26条【他の建物更生共済契約がある場合の盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の支払額】

重複契約（注1）がある場合において、この共済契約および重複契約の盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額（注2）の合計額が、1回の事故について支払事由ごとに別表4【支払限度額】の支払限度額を超えるときは、この共済契約により支払う支払事由ごとの盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額は、第21条【費用共済金の支払額】または第22条【傷害共済金の支払額】の規定にかかわらず、次の算式により算出した額とします。

盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額	=	別表4【支払限度額】の支払限度額	×	この共済契約の盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額	
				この共済契約の盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額	+

- (注1) 同一の被共済者または被害者について、同一の事故により盗難再発防止費用共済金または傷害共済金を支払うこととなる他の建物更生共済契約をいいます。この条において同様とします。
- (注2) それぞれ重複契約がないものとして算出した盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の額とします。この条において同様とします。

第3章 基本条項

1 用語の説明

第1条【用語の説明】

この基本条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明						
火災等	第1章建物条項第1条【用語の説明】および第2章動産条項第1条【用語の説明】に規定する火災等をいいます。						
管理者契約	共済の対象を管理する者が共済契約者となる共済契約をいいます。						
危険	共済金の支払事由の発生の可能性をいいます。						
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金はその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいいます。						
共済価額	共済の対象が所在する場所における次の表の価額をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>共済契約の区分</td><td>共済価額</td></tr> <tr> <td>新価共済契約（注1）</td><td>再取得価額（注2）</td></tr> <tr> <td>時価共済契約（注3）</td><td>時価額</td></tr> </table> （注1）共済の対象のその時における残存価額の割合が50%以上である共済契約をいいます。 （注2）共済の対象である建物、特定建築物または動産と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物、特定建築物または動産を再築または再取得するために要する額をいいます。 （注3）共済の対象のその時における残存価額の割合が50%未満である共済契約をいいます。	共済契約の区分	共済価額	新価共済契約（注1）	再取得価額（注2）	時価共済契約（注3）	時価額
共済契約の区分	共済価額						
新価共済契約（注1）	再取得価額（注2）						
時価共済契約（注3）	時価額						
共済掛金積立金	将来の共済金の支払のために、共済掛金の中から積み立てた積立金をいいます。						
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。						
共済金	第1章建物条項または第2章動産条項に規定する共済金をいいます。						
共済金額	火災共済金額および満期共済金額をいいます。						
共済契約申込書	組合所定の共済契約申込書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。						
共済月度	契約日または月応当日から翌月の月応当日の前日までの期間をいいます。						
共済証書貸付	組合の定める手続による資金の貸付をいいます。						
共済の対象を管理する者	共済の対象を所有することなく管理する者（注）をいいます。 （注）被共済者の親族を除きます。						
協定共済価額	第1章建物条項第1条【用語の説明】および第2章動産条項第1条【用語の説明】に規定する協定共済価額をいいます。						
継続後契約	共済契約が継続された場合の継続後の共済契約をいいます。						
契約応当日	契約日の年ごとの応当日をいいます。						
告知事項	危険に関する重要な事項のうち共済契約申込書または告知書で質問した事項（注）をいいます。 （注）他の共済契約等に関する事実を含みます。						
告知書	組合所定の告知書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。						
残存価額の割合	時価額の再取得価額に対する割合をいいます。						
地震等	第1章建物条項第1条【用語の説明】および第2章動産条項第1条【用語の説明】に規定する地震等をいいます。						
自然災害	第1章建物条項第1条【用語の説明】および第2章動産条項第1条【用語の説明】に規定する自然災害をいいます。						

用 語	説 明
自動振替貸付	払い込むべき共済掛金に相当する額の自動的な貸付をいいます。
傷害	第1章建物条項第1条〔用語の説明〕および第2章動産条項第1条〔用語の説明〕に規定する傷害をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者（注）または3親等内の姻族をいいます。 （注）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
損害	火災等もしくは自然災害による損害または第1章建物条項第10条〔水道管凍結修理費用共済金を支払う場合〕に規定する損害をいいます。
損害割合	損害の額の共済価額に対する割合をいいます。
建物	基礎工事が施されており、外壁、柱、小屋組、はり、屋根等の主要構造部のすべてを具備する建築物をいいます。
他の共済契約等	この共済契約と同一の共済の対象について締結された第1章建物条項または第2章動産条項に規定された損害または費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約をいいます。
通院	ア. 平常の生活または業務に従事することに支障が生じ、かつ、医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師（注1）、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師（注2）による施術が必要であり、入院によらないで医師もしくは歯科医師の治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術を受けること（注3）をいいます。 イ. ア. の「あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術」は、別表3〔公的医療保険制度〕の法律に基づく公的医療保険制度が適用される施術に限ります。ただし、公的医療保険制度の適用がない場合であっても、医師または歯科医師の同意を取得しており、かつ、公的医療保険制度の適用があるものとしたときに療養費の支給対象となる施術を含みます。 （注1）柔道整復師法に規定する柔道整復師をいいます。ア. において同様とします。 （注2）あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に規定するあんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師をいいます。ア. およびイ. において同様とします。 （注3）往診を含みます。
月応当日	契約日の月ごとの応当日をいいます。ただし、応当日がない月は、その月の末日とします。
転換契約	転換契約条項が適用される共済契約をいいます。
特定建築物	外壁の一部または全部を欠くために、建物に該当しない建築物をいいます。
入院	ア. 医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師（注）による施術が必要であり、かつ、自宅等での治療または施術が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師、歯科医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。 イ. ア. の「施術」は、骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。 （注）柔道整復師法に規定する柔道整復師をいいます。ア. において同様とします。
払込期月	それぞれ次の期間をいいます。 ア. 第1回共済掛金の場合 契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間 イ. 第2回以後の共済掛金の場合 契約応当日（注）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間 （注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
被害者	第1章建物条項第15条〔傷害共済金を支払う場合〕（2）および第2章動産条項第17条〔傷害共済金を支払う場合〕（2）に規定する傷害共済金の対象者のうち傷害を受けた者をいいます。
引継契約	引継契約条項が適用される共済契約をいいます。
病院または診療所	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に規定する病院または患者を収容する施設を有する診療所 イ. 柔道整復師法に規定する施術所（注） ウ. 日本国外の医療施設であって組合がア. またはイ. と同等と認めたもの （注）患者を収容する施設と同等の施設を有する施術所に限ります。
持ち出し家財	共済の対象である家財のうち、被共済者または被共済者と生計を一にする同居の親族によって共済証書記載の建物（注）から一時的に持ち出された家財をいいます。 （注）家財または営業用什器備品を共済の対象とする場合であって、その建物に2以上の戸室があるときは、共済証書に記載された戸室とします。

2 責任の開始

第2条【組合の責任開始】

- (1) 組合が共済契約の申込みを承諾した場合は、組合の共済契約上の責任は、申込みの時または告知の時のいずれか遅い時に開始します。
- (2) (1) により組合の責任が開始する日を契約日とし、共済期間はその日を含めて計算します。

第3条【共済証書】

- (1) 組合は、共済契約の申込みを承諾した場合は、遅滞なく、共済契約者に対し、次の事項を記載した共済証書を交付します。
- ① 組合名
 - ② 共済契約者の氏名または名称
 - ③ 被共済者の氏名または名称
 - ④ 共済契約の共済金の支払事由および付加する特約の種類
 - ⑤ 共済期間
 - ⑥ 共済金額
 - ⑦ 共済の対象
 - ⑧ 協定共済価額（注）
 - ⑨ 共済掛金およびその払込方法
 - ⑩ 危険増加に関する通知義務
 - ⑪ 契約日
 - ⑫ 共済証書の作成日
- (注) 建物、特定建築物または償却固定資産を共済の対象とする場合に限りです。
- (2) (1) の共済証書には、組合が記名押印します。

3 共済掛金の払込みならびに共済掛金が払い込まれない場合の解除および失効

第4条【第1回共済掛金の払込み】

- (1) 第1回共済掛金は、第11条【共済掛金の払込経路】(1)の払込経路に従い、払込期月中に払い込んでください。
- (2) (1) により払い込むべき第1回共済掛金は、契約日から契約日の属する共済年度の翌共済年度の契約応当日の前日までの期間（注）に対応する共済掛金とします。
- （注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、契約日から契約日の属する共済年度の翌共済年度の月応当日の前日までの期間とします。
- (3) 第1回共済掛金の払込猶予期間は、次のとおりとします。

共済掛金の払込方法	払込猶予期間
年払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（注）まで
月払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月の末日まで

- （注）契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。
- (4) 天災地変その他やむを得ない理由によって第1回共済掛金の払込みが一時困難であると認められる場合は、組合の定める取扱いにに基づき、(3)の払込猶予期間を延長します。

第5条【第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除】

- (1) 払込期月中に第1回共済掛金が払い込まれない場合は、組合は、次の事項を共済契約者に通知します。
- ① 前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第1回共済掛金の払込みを要すること
 - ② 前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第1回共済掛金が払い込まれなければ、その払込猶予期間の満了日の翌日に共済契約が解除となること
- (2) 前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第1回共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約は、その払込猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって、解除となります。

第6条【第2回以後の共済掛金の払込み】

- (1) 第2回以後の共済掛金は、第11条【共済掛金の払込経路】(1)の払込経路に従い、毎年1回（注）、払込期月中に払い込んでください。
- （注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、毎月とします。
- (2) (1) により払い込むべき第2回以後の共済掛金は、契約応当日からその契約応当日の属する共済年度の翌共済年度の契約応当日の前日までの期間（注）に対応する共済掛金とします。
- （注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日からその月応当日の属する共済年度の翌共済年度の月応当日の前日までの期間とします。
- (3) 第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、次のとおりとします。

共済掛金の払込方法	払込猶予期間
年払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（注）まで

共済掛金の払込方法	払込猶予期間
月払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月の末日まで

(注) 契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。

- (4) 天災地変その他やむを得ない理由によって第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると認められる場合は、組合の定める取扱いに基づき、(3)の払込猶予期間を延長します。

第7条【第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の失効】

前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第2回以後の共済掛金が払い込まれず、かつ、第42条【共済掛金の自動振替貸付】による貸付が行われない場合は、共済契約は、その払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第8条【共済掛金の払いもどし】

- (1) 共済掛金はその払込期月の契約応当日(注)の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、組合は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に払いもどします。
(注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- (2) 組合は、共済掛金の払込方法が年払いの共済契約(注1)が解約もしくは解除され、または消滅した場合は、払い込まれた共済掛金(注2)のうちまだ到来していない期間(注3)について、組合の定める取扱いに基づき計算した額を共済契約者に払いもどします。
(注1) 特約を含みます。
(注2) 特約の共済掛金を含みます。
(注3) 1か月未満の端数は切り捨てます。

第9条【共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由が生じた場合の取扱い】

- (1) 第1回共済掛金(注1)が払い込まれないまま、契約日からその日を含めて第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までに共済金(注2)の支払事由が生じた場合には、組合は、支払うべき共済金から第1回共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき共済金が第1回共済掛金を下回る場合は、組合は、第1回共済掛金が払い込まれるまで、共済金を支払いません。
(注1) 特約の共済掛金を含みます。(1)において同様とします。
(注2) 特約の共済金を含みます。この条において同様とします。
- (2) 第2回以後の共済掛金(注1)が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日(注2)からその日を含めて第2回以後の共済掛金の払込猶予期間の満了日までに共済金の支払事由が生じた場合には、組合は、支払うべき共済金から第2回以後の共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき共済金が第2回以後の共済掛金を下回る場合は、組合は、第2回以後の共済掛金が払い込まれるまで、共済金を支払いません。
(注1) 特約の共済掛金を含みます。(2)において同様とします。
(注2) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。

第10条【共済掛金の払込方法の変更】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金の払込方法を月払いまたは年払いに変更することができます。
- (2) (1)により共済掛金の払込方法を変更する場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1)により共済掛金の払込方法が変更された場合は、その申込みにかかる共済年度から、共済掛金の払込方法を変更します。
- (4) (1)により共済掛金の払込方法が変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第11条【共済掛金の払込経路】

- (1) 共済契約者は、組合の承諾を得て、次のいずれかの共済掛金の払込経路を選択することができます。

共済掛金の払込経路	内 容
① 口座振替扱い	組合または組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
② クレジットカード扱い	組合の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
③ 持参扱い	組合の事務所または組合の指定する場所に持参して払い込む方法

- (2) (1)表中①の場合、共済掛金は、組合の指定した日に、共済契約者の指定した口座(注)から共済掛金に相当する額を組合の口座に振り替えることにより払い込まれるものとします。ただし、組合の指定した日に共済掛金の口座振替が不能となった場合は、共済掛金は、第4条【第1回共済掛金の払込み】(3)または第6条【第2回以後の共済掛金の払込み】(3)の払込猶予期間の満了日までに組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。
(注) 組合または組合の指定した金融機関等にあるものに限りま。
- (3) (1)表中②の場合、共済掛金は、組合が共済契約者の指定したクレジットカード(注)の有効性および利用限度額内であることを確認し、クレジットカード発行会社に共済掛金に相当する額を請求した時に払い込まれるものとします。ただし、組合がクレジットカード発行会社から共済掛金に相当する額を領収できなかった場合は、共済掛金は払い込まれなかったものとします。この場合は、共済掛金は、第4条(3)または第6条(3)の払込猶予期間の満了日までに組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。

- (注) 組合の指定するクレジットカード発行会社のものに限りです。
- (4) 共済契約者は、組合の承諾を得て、(1) の共済掛金の払込経路を変更することができます。
- (5) (1) 表中①または②の場合に、組合の定める取扱条件を満たさなくなったときは、共済契約者は、共済掛金の払込経路を他の払込経路に変更してください。この場合に、共済掛金の払込経路を変更するまでは、共済掛金は、組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。

第12条【共済掛金の前納または一括払い】

共済契約者は、組合の承諾を得て、次のとおり、将来の共済掛金をまとめて払い込むことができます。

- ① 共済掛金の払込方法が年払いの場合
- ア. 将来の共済掛金の全部または一部を前納することができます。
- イ. ア. の場合には、組合の定める率で割り引きます。
- ウ. 前納共済掛金は、契約応当日ごとに共済掛金に充当します。
- エ. 組合は、次のいずれかに該当する場合には、組合の定める取扱いに基づき、前納共済掛金の残額を共済契約者に組合の定める率で計算した利息をつけて払いもどします。
- (ア) 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
- (イ) 共済掛金の払込方法が月払いに変更された場合
- (ウ) 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合
- オ. 共済掛金が増額された場合には、前納共済掛金のうちまだ到来していない共済年度に対応する共済掛金について、次のとおり精算します。
- (ア) 変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- (イ) (ア) の場合には、組合の定める率で計算した利息をつけて払いもどし、またはその率によって割り引いて追徴します。
- ② 共済掛金の払込方法が月払いの場合
- ア. 3か月分または6か月分の共済掛金を一括払いすることができます。
- イ. ア. の場合には、組合の定める率で割り引きます。
- ウ. 組合は、次のいずれかに該当する場合には、組合の定める取扱いに基づき、一括払共済掛金のうちまだ到来していない共済年度に対応する共済掛金を共済契約者に払いもどします。
- (ア) 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
- (イ) 共済掛金の払込方法が年払いに変更された場合
- (ウ) 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合
- エ. 共済掛金が増額された場合には、一括払共済掛金のうちまだ到来していない共済年度に対応する共済掛金に過不足額があれば、組合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

4 共済契約の復活

第13条【共済契約の復活】

- (1) 共済契約が失効した場合は、共済契約者は、その失効した日以後3年以内に、共済契約の復活を申し込むことができます。
- (2) 共済契約の復活を申し込む場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 組合が共済契約の復活を承諾した場合は、組合の共済契約上の責任は、次の額の合計額を受け取った時(注1)に再開します。
- ① 復活の申込みの時までの払い込まなかった共済掛金に相当する額(注2)
- ② 第42条【共済掛金の自動振替貸付】または第43条【共済証書貸付】による貸付金があり、復活の申込みの時のそれらの貸付金の元利金が第42条(2)の返れい金の額の80%に相当する額を超える場合は、組合の定める額
- (注1) 告知の前に受け取った場合には告知の時とします。
- (注2) 組合の定める取扱いに基づき計算した延滞利息を含みます。
- (4) 共済契約が復活した場合は、組合は、共済証書に表示します。

5 告知義務

第14条【告知義務】

共済契約者または被共済者は、共済契約の締結(注)または復活の際、告知事項について、共済契約申込書または告知書により、事実を告知しなければなりません。

(注) 第21条【共済の対象の追加および除外】(1)による共済の対象の追加を含みます。

第15条【告知義務違反による解除】

- (1) 組合は、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。ただし、第21条【共済の対象の追加および除外】(1)による共済の対象の追加については、共済の対象に追加された部分に限り、解除することができます。
- (2) 組合は、(1)による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その共済金の返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定にかかわらず、解除の原因となった事実に基づかず発生した損害または傷害については、組合は、共済金を支払います。
- (4) (1)による共済契約の解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (5) (1)により共済契約を解除した場合は、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。ただし、第21条(1)により共済の対象を追加した場合について、共済の対象に追加された部分を解除したときは、返れい金を支払いません。

第16条【告知義務違反による解除ができない場合】

組合は、次のいずれかに該当する場合には、前条による共済契約の解除をすることができません。

- ① 組合が、共済契約の締結（注1）または復活の際、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合。この場合には、次に掲げるときを含みます。
 - ア. 組合が、事実を告げることを行わなかった場合
 - イ. 組合が、事実を告げないよう勧めた場合
 - ウ. 組合が、事実でないことを告げるよう勧めた場合

② 解除の原因となる事実がなくなった場合

③ 共済契約者または被共済者が、共済金の支払事由に該当する前までに、告知事項についての訂正を組合に申し出て、組合がこれを承認した場合。

なお、訂正の申出を受けた場合において、共済契約の締結または復活の際、共済契約者または被共済者がその訂正すべき事実を組合に告げても組合が共済契約を締結または復活していたと認めるときに限り、組合は、これを承認するものとします。

④ 組合が解除の原因となる事実を知った日以後1か月を経過した場合

⑤ 共済契約が責任開始時（注2）の属する日以後2年以上有効に継続した場合。ただし、責任開始時の属する日以後2年を経過しない間に解除の原因となる事実に基づいて共済金の支払事由が発生した場合を除きます。

⑥ 責任開始時の属する日以後5年を経過した場合

（注1）第21条【共済の対象の追加および除外】（1）による共済の対象の追加を含みます。③において同様とします。

（注2）復活の場合には、最後の復活により責任を再開した時とし、第21条（1）により共済の対象が追加された場合には、その共済の対象を追加した時とします。この条において同様とします。

6 通知義務

第17条【通知義務】

（1）共済契約の締結後、次のいずれかの事実が発生した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、組合への通知は必要ありません。

① 共済の対象である建物、共済の対象である特定建築物もしくは共済の対象である動産を収容する建物の用途もしくは構造を変更（注1）し、その建物もしくは特定建築物を増築し、または引き続き15日以上にわたり改築もしくは修繕したこと

② 共済の対象である建物、共済の対象である特定建築物または共済の対象である動産を収容する建物を引き続き30日以上空家としたこと

③ 共済の対象を他の場所に移転したこと

④ 共済の対象である建物、共済の対象である特定建築物または共済の対象である動産を収容する建物の全部または一部を解体したこと

⑤ ①から④までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注2）が発生したこと

⑥ 共済の対象について火災等、自然災害および専用水道管の凍結以外の原因によって損害（注3）が生じたこと

（注1）営業を開始、休止または廃止する場合を含みます。

（注2）告知事項のうち、共済契約の締結の際に組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

（注3）軽微な損害を除きます。

（2）共済契約者または被共済者は、組合が（1）の事実の発生に関する調査のために行う共済の対象の検査を、正当な理由がないのに拒み、または妨げてはなりません。

（3）共済契約者または被共済者は、盗取された共済の対象または持ち出し家財を発見し、または回収した場合は、ただちに、組合に通知してください。

（4）（1）の通知を受けた組合が求めた場合は、共済契約者または被共済者は、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。

（5）組合は、（1）により通知を受けた内容について、共済証書に表示します。ただし、次条（1）または（3）に該当する場合を除きます。

第18条【危険増加による解除】

（1）前条（1）の事実（注）の発生により、危険増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって前条（1）の事実の発生を遅滞なく通知しなかったときには、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

（注）前条（1）②および⑥の事実を除きます。（1）および（2）において同様とします。

（2）（1）の規定は、組合が解除の原因となる事実を知った日以後1か月を経過した場合または前条（1）の事実が発生した日以後5年を経過した場合には適用しません。

（3）（1）の規定にかかわらず、前条（1）の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

（注）共済掛金を増額することにより共済契約を続けることができる範囲として共済契約の締結の際に組合が交付する書面等において定めたものをいいます。

（4）（1）または（3）による共済契約の解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。

（5）組合は、（1）または（3）による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、前条（1）の事実が発生した時から解除された時までに発生した損害または傷害については、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その共済金の返還を請求することができます。

（6）（5）の規定にかかわらず、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害または傷害については、組合は、共済金を支払います。

（7）（1）または（3）により共済契約を解除した場合は、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。

第19条【共済契約者の住所変更】

共済契約者が共済証書記載の住所を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。

第20条【共済の対象の譲渡】

- (1) 共済契約の締結後、被共済者が共済の対象を譲渡する場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者が共済の対象を譲渡する場合で、被共済者を譲受人（注）に変更するときは、共済契約者は、あらかじめ、その旨を組合に通知しなければなりません。
（注）共済の対象を譲り受けようとする者をいいます。（5）において同様とします。
- (3) (1)の通知をする場合または（2）の被共済者の変更をする場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。
- (4) 被共済者が変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (5) 被共済者の変更は、（2）の通知が組合に到達した場合は、被共済者が共済の対象を譲受人に譲渡した時から、その効力が生じます。
- (6) (2)の通知が組合に到達する前に、組合が既に変更前の被共済者に共済金を支払っている場合（注）は、重複して共済金を支払いません。
（注）第48条【満期共済金受取人の変更】（5）の場合を除きます。

7 共済契約の変更

第21条【共済の対象の追加および除外】

- (1) 共済契約者は、組合の定める手続により、将来に向かって、次の物を共済の対象に追加することができます。この場合には、組合の承諾を得るものとします。
 - ① 第1章建物条項第3条【共済の対象の範囲】（2）および（4）により、共済の対象から除外されている物
 - ② 第1章建物条項第3条（5）の物
 - ③ 第2章動産条項第3条【共済の対象の範囲】（2）⑨の物
 - ④ （2）により共済の対象から除外されている物
- (2) 共済契約者は、組合の定める手続により、将来に向かって、第1章建物条項第3条（2）、（4）もしくは（5）により共済の対象に含まれる物または共済の対象である家財もしくは営業用什器備品の一部を共済の対象から除外することができます。
- (3) (1)または（2）により共済の対象を追加または除外する場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。
- (4) (1)または（2）により共済の対象が追加または除外された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第22条【共済契約者の任意による共済金額の減額】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、将来に向かって、火災共済金額および満期共済金額を同時に同一の割合で減額することができます。この場合に、満期共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- (2) (1)の場合に、火災共済金額が組合の定める額を超えることとなるときは、組合は、火災共済金額が組合の定める額に等しくなるように火災共済金額を減額します。
- (3) (1)により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。
- (4) (1)または（2）により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は解約されたものとみなし、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。
- (5) (1)または（2）により共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第23条【時価共済契約となった場合の共済金額の減額】

- (1) 共済契約が時価共済契約（注）となった場合に、火災共済金額がその時におけるその共済の対象の共済価額を超えているときは、組合は、火災共済金額が共済価額に等しくなるように火災共済金額および満期共済金額を同時に同一の割合で減額します。この場合に、火災共済金額または満期共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
（注）共済の対象のその時における残存価額の割合が50%未満である共済契約をいいます。
- (2) (1)の場合に、火災共済金額が組合の定める額を超えることとなるときは、組合は、火災共済金額が組合の定める額に等しくなるように火災共済金額を減額します。
- (3) (1)または（2）により共済金額を減額した場合は、その減額された部分は解約されたものとみなし、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。
- (4) (1)または（2）により共済金額を減額した場合は、組合は、共済証書に表示します。

第24条【臨時費用共済金の支払割合の引上げ】

- (1) 共済契約者は、継続後契約の第1回共済掛金払込みの際に限り、組合の定める取扱いに基づき、組合の承諾を得て、将来に向かって、臨時費用共済金の支払割合を引き上げることができます。この場合、継続後契約の第1回共済掛金にかかる共済年度の初日（注）から効力を生じます。
（注）臨時費用共済金の支払割合の引上げの申込みが契約応当日からその日を含めて継続後契約の第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。
- (2) (1)により臨時費用共済金の支払割合を引き上げる場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。

(3) (1) により臨時費用共済金の支払割合が引き上げられた場合は、組合は、共済証書に表示します。

第25条【臨時費用共済金の支払割合の引下げ】

(1) 共済契約者は、継続後契約の第1回共済掛金払込みの際に限り、組合の定める取扱いに基づき、将来に向かって、臨時費用共済金の支払割合を引き下げることができます。この場合、継続後契約の第1回共済掛金にかかる共済年度の初日（注）から効力を生じます。

（注）臨時費用共済金の支払割合の引下げの申出が契約応当日からその日を含めて継続後契約の第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申出の時とします。

(2) (1) により臨時費用共済金の支払割合を引き下げられる場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。

(3) (1) により臨時費用共済金の支払割合が引き下げられた場合は、組合は、共済証書に表示します。

第26条【共済契約の転換】

(1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、この共済契約を、転換契約に転換することができます。

(2) 次の共済契約は、転換契約に転換することはできません。

① 契約日以後4年を経過していない共済契約

② 共済金を支払うべき損害または傷害が発生している共済契約（注）

③ 第42条【共済掛金の自動振替貸付】または第43条【共済証書貸付】による貸付金のある共済契約

④ 共済金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている共済契約

（注）損害または傷害に対して共済金が支払われている共済契約については、転換することができます。

(3) この共済契約が転換された場合は、この共済契約は、転換契約の責任開始時に消滅したものとします。この場合に、組合は、返れい金を支払いません。

第27条【共済契約の引継】

共済契約者は、この共済契約（注）が次のいずれかに該当することとなる場合には、組合の定める取扱いに基づき、この共済契約の被共済者と引継契約の被共済者が同一人であるときに限り、あらかじめ別表1【請求書類】の必要書類を提出して組合に申し込むことにより、引継契約を締結することができます。

① 法令等の規定によるやむを得ない理由で共済契約を解約すること

② 第33条【共済契約の消滅】（1）③または④の事実が生じたため共済契約が消滅すること

（注）失効している間を除きます。

8 解約

第28条【解約】

(1) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、共済契約を解約することができます。ただし、共済金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ解約することはできません。

(2) 共済契約が解約された場合は、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。この返れい金の請求にあたっては、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。

(3) 共済契約が解約された場合に、前条により引継契約が締結されたときは、（2）の規定にかかわらず、組合は、返れい金を支払いません。

9 共済契約の無効・取消し・解除・消滅

第29条【共済金の不法取得目的による無効】

(1) 共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約（注）の締結または復活をした場合は、共済契約を無効とし、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

（注）特約を含みます。（1）において同様とします。

(2) 共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって第21条【共済の対象の追加および除外】（1）による共済の対象を追加した場合は、共済の対象の追加を無効とします。

第30条【超過共済による一部取消し】

(1) 共済契約の締結の時に、火災共済金額が共済価額を超えていたことにつき共済契約者および被共済者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、共済契約者は、その超過部分について、共済契約を取り消すことができます。

(2) (1) により共済契約が取り消された場合は、組合は、既に払い込まれた共済掛金のうち、取り消された部分に対応する共済掛金を払いもどします。この払いもどし金の請求にあたっては、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。

(3) (2) の払いもどし金は、共済証書と引換えに次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により払いもどします。

① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法

② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

第31条【詐欺または強迫による取消し】

(1) 共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって共済契約を締結した場合には、組合は、共済契約を取り消すことができます。この場合には、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

- (2) 共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって共済契約が復活した場合には、組合は、共済契約の復活を取り消すことができます。
- (3) (2) の場合は、復活の申込みの時に共済契約は消滅したものとし、その時以後に払い込まれた共済掛金（注）は払いもどしません。
- （注）復活の申込みの時までの払い込まれなかった共済掛金に相当する額および組合の定める取扱いに基づき計算した延滞利息を含みます。
- (4) (1) による共済契約の取消し、または(2)による共済契約の復活の取消しは、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (5) (2) により共済契約の復活が取消しとなり、共済契約が消滅した場合は、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。ただし、共済契約者の詐欺または強迫の行為により共済契約の復活が取消しとなり、共済契約が消滅した場合は、返れい金を支払いません。
- (6) 共済契約者の詐欺または強迫によって第21条〔共済の対象の追加および除外〕(1)による共済の対象の追加をした場合には、組合は、その共済の対象の追加を取り消すことができます。
- (7) (6)による共済の対象の追加の取消しは、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。

第32条〔重大事由による解除〕

- (1) 組合は、次のいずれかに該当する場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができます。
- ① 共済契約者または被共済者が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - ② 共済契約者または被害者（注1）が、組合にこの共済契約に基づく傷害共済金を支払わせることを目的として支払事由が発生させ、または発生させようとした場合
 - ③ 被共済者または被害者（注2）が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ④ 共済契約者または被共済者が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（注3）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（注4）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 法人である場合は、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ⑤ ①から④までのほか、組合の共済契約者、被共済者または被害者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
- （注1）被害者が死亡した場合には、被害者またはその法定相続人とします。（1）⑤、（2）および（6）において同様とします。
- （注2）被害者が死亡した場合には、その法定相続人とします。
- （注3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- （注4）④において「反社会的勢力」といいます。
- (2) 組合は、被害者が（1）④ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合には、将来に向かって、この共済契約のその被害者にかかる部分を解除することができます。
- (3) (1) または(2)による共済契約の解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (4) 組合は、（1）または（2）による解除が共済金の支払事由が発生した後になされた場合であっても、（1）または（2）の事由が生じた時から解除された時までには発生した共済金の支払事由については、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その共済金の返還を請求することができます。
- (5) 共済契約者または被共済者が（1）④ア. からオ. までのいずれかに該当することにより（1）による解除がなされた場合には、（4）の規定は、（1）④ア. からオ. までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害については適用しません。
- (6) (2)による解除がなされた場合には、（4）の規定は、（1）④ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被害者に生じた傷害については適用しません。
- (7) (1)により共済契約を解除した場合は、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。ただし、次のいずれかの場合には、返れい金を支払いません。
- ① 共済金の支払事由が発生した場合で、共済契約者（注）の故意によって損害または傷害が発生したことにより共済契約が解除された場合
 - ② 共済契約者の詐欺の行為により共済契約が解除された場合
- （注）共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。②において同様とします。

第33条〔共済契約の消滅〕

- (1) 共済契約は、次のいずれかの事実が生じた場合には、消滅します。
- ① 共済の対象について火災等または自然災害によって損害割合が80%以上の損害が生じた場合（注1）。ただし、共済契約が失効している間にあっては、共済の対象が滅失した場合に限ります。
 - ② 共済期間が満了した場合
 - ③ 共済の対象が火災等および自然災害以外の原因により滅失した場合
 - ④ 共済の対象が譲渡された場合（注2）
 - ⑤ 共済契約が復活をしないまま、失効した日以後3年を経過した場合
- （注1）前条（1）①または②により共済契約が解除された場合を除きます。
- （注2）第20条〔共済の対象の譲渡〕により被共済者が変更された場合を除きます。
- (2) (1)により共済契約が消滅した場合は、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合には、返れい金を支払いません。
- ① （1）②の事実が生じたため共済契約が消滅した場合であって、共済金を支払ったとき
 - ② （1）③または④の事実が生じたため共済契約が消滅した場合に、第27条〔共済契約の引継〕により引継契約が締結されたとき

10 共済掛金の精算等

第34条【共済掛金の精算】

- (1) 組合は、第1章建物条項第4条【共済の対象の評価】(2)、第2章動産条項第4条【共済の対象の評価】(2)または第14条【告知義務】により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき算出した過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- (2) 組合は、第17条【通知義務】(1)の事実(注)の発生の通知があった場合で、危険が減少し、または危険増加が生じたときは、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金を減額または増額します。この場合には、その共済掛金積立金またはその既に払い込まれた共済掛金のうちまだ到来していない期間に対応する共済掛金について、次のとおり精算します。
- ① 変更後の共済契約における共済掛金積立金に過不足額がある場合は、組合は、組合の定める取扱いに基づきその過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- ② 変更後の共済契約における共済掛金に過不足額がある場合は、組合は、組合の定める取扱いに基づきその過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- (注) 第17条(1)②または⑥の事実を除きます。(3)において同様とします。
- (3) 組合は、第1章建物条項第4条【共済の対象の評価】(4)または第2章動産条項第4条【共済の対象の評価】(7)により協定共済価額が変更された場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金を減額または増額します。この場合には、その既に払い込まれた共済掛金のうちまだ到来していない期間に対応する共済掛金について、過不足額があるときは、組合は、組合の定める取扱いに基づきその過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- (4) 組合は、第22条【共済契約者の任意による共済金額の減額】(1)もしくは(2)または第23条【時価共済契約となった場合の共済金額の減額】(1)もしくは(2)により共済金額が減額された場合は、組合の定める取扱いに基づき、将来の共済掛金を減額します。この場合には、その既に払い込まれた共済掛金のうちまだ到来していない期間に対応する共済掛金について、超過額があるときは、組合は、組合の定める取扱いに基づきその超過額を共済契約者に払いもどします。
- (5) (1)から(4)までにより共済掛金を変更した場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (6) 組合は、共済契約者が(1)から(3)までによる共済掛金積立金または共済掛金の不足額の払込みを怠った場合には、共済掛金積立金または共済掛金の不足額の払込みがなされるまでは共済金を支払いません。
- (7) (6)の規定は、危険増加が生じた場合または協定共済価額が増額された場合における、その危険増加または共済の対象の再取得価額の増加が生じた時より前に生じた損害または傷害については適用しません。

第35条【返れい金】

- (1) 返れい金は、共済掛金積立金に相当する額とし、組合の定める取扱いに基づき計算します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第33条【共済契約の消滅】(1)①の事実が生じたため共済契約が消滅した場合(注1)であって、共済金を支払ったとき(注2)の返れい金は、次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{返れい金の額}} = \boxed{(1) \text{による共済掛金積立金に相当する額}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{火災共済金または風水災等共済金の額}}}{\boxed{\text{火災共済金額}}} \right)$$

- (注1) 地震等によって損害が生じた場合を除きます。
- (注2) 第1章建物条項第23条【他の共済契約等がある場合の共済金の支払額】(2)または第2章動産条項第25条【他の共済契約等がある場合の共済金の支払額】(2)に基づき、他の共済契約等から別表4【支払限度額】の支払限度額の全額が支払われた場合を含みます。
- (3) 第1回共済掛金が払い込まれないまま、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、(1)の規定にかかわらず、返れい金はありません。
- (4) (2)において、他の共済契約等がある場合で、かつ、それぞれ他の共済契約等がないものとして算出した火災等または自然災害による損害に対する共済金の額および保険金の額の合計額が別表4【支払限度額】の支払限度額を超える場合は、(2)の算式中の火災共済金または風水災等共済金の額は、次の算式により算出した額(注)とします。

$$\boxed{\text{火災共済金または風水災等共済金の額}} = \boxed{\text{別表4【支払限度額】の支払限度額}} \times \frac{\boxed{\text{この共済契約の火災共済金または風水災等共済金の額}}}{\boxed{\text{この共済契約の火災共済金または風水災等共済金の額}} + \boxed{\text{他の共済契約等の火災等または自然災害による損害に対する共済金の額および保険金の額の合計額}}}$$

- (注) (4)の算式中の次の額は、他の共済契約等がないものとして算出した共済金の額および保険金の額とします。
- ① この共済契約の火災共済金または風水災等共済金の額
- ② 他の共済契約等の火災等または自然災害による損害に対する共済金の額および保険金の額の合計額
- (5) (1)、(2)および(4)による返れい金は、共済証書と引換えに次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
- ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (6) (5)の規定にかかわらず、第32条【重大事由による解除】(1)④により共済契約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- (7) (1)、(2)および(4)による返れい金の支払については、第39条【共済金の支払時期および支払方法】(1)、(2)および(4)の規定を準用します。

11 損害または傷害が発生した場合の手続

第36条【損害または傷害発生のお知らせ】

- (1) 共済契約者または被共済者は、共済の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の共済契約等（注）の有無および内容を、ただちに、組合に通知してください。
- （注）次の建物または動産について締結された臨時費用、失火見舞費用または特別費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約を含みます。
- ① この共済契約の共済の対象である建物または特定建築物に収容されている動産
- ② この共済契約の共済の対象である動産を収容する建物またはその建物に収容されている共済の対象以外の動産
- (2) 共済契約者または被共済者は、持ち出し家財について損害（注）が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の共済契約等の有無および内容を、ただちに、組合に通知してください。
- （注）火災等による損害に限ります。
- (3) 被害者（注1）は、共済の対象について損害（注2）が発生した場合に傷害を受けたときは、ただちに、組合に通知してください。
- （注1）被害者が死亡した場合には、その法定相続人とします。
- （注2）火災等または自然災害による損害に限ります。

第37条【損害防止義務】

共済契約者および被共済者は、共済の対象または持ち出し家財について火災等、自然災害もしくは専用水道管の凍結が生じた場合またはこれらの原因が発生した場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第38条【共済金の請求】

- (1) 組合に対して共済金を請求する権利は、次の表の時からそれぞれ発生し、これを行使することができます。

共済金の種類		請求する権利が発生する時
傷害共済金および満期共済金以外		損害が発生した時
傷害共済金	死亡の場合	被害者が死亡した時
	後遺障害の場合	被害者が別表2【後遺障害等級表】の後遺障害の状態になった時
	治療または施術の場合	次のいずれかに該当した時 ア．入院して治療を受けた日数が10日に達した時 イ．入院または通院により治療または施術を受けた日数が30日に達した時
満期共済金		共済期間が満了するまで共済の対象が耐存した時

- (2) 被共済者、被害者（注）または満期共済金受取人は、共済金の支払事由が発生したことを知った場合は、遅滞なく、別表1【請求書類】の必要書類を組合に提出して、共済金を請求してください。
- （注）被害者が死亡した場合には、その法定相続人とします。
- (3) 被共済者または被害者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者または被害者の代理人がいない場合には、次のいずれかの者がその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、被共済者または被害者の代理人として共済金を請求することができます。
- ① 被共済者または被害者と同居または生計を一にする配偶者（注1）
- ② ①の者がいない場合または①の者に共済金を請求できない事情がある場合は、被共済者または被害者と同居または生計を一にする3親等内の親族（注2）
- ③ ①および②の者がいない場合または①および②の者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- （注1）法律上の配偶者に限ります。③において同様とします。
- （注2）法律上の親族に限ります。③において同様とします。
- (4) (3)の規定による被共済者または被害者の代理人からの共済金の請求に対して、組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合には、組合は、共済金を支払いません。
- (5) (1)の傷害共済金および満期共済金以外の共済金を請求する場合において、他の共済契約等（注）があるときは、被共済者は、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の有無および内容に関する事実を通知してください。
- （注）次の建物または動産について締結された臨時費用、失火見舞費用または特別費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約を含みます。（5）において同様とします。
- ① この共済契約の共済の対象である建物または特定建築物に収容されている動産
- ② この共済契約の共済の対象である動産を収容する建物またはその建物に収容されている共済の対象以外の動産
- (6) 被共済者が、(5)の規定に違反した場合は、組合は、既に支払った共済金のうち(5)の通知がなされた場合に支払われるべき額を超える額について、返還を請求することができます。
- (7) 組合は、共済の対象または持ち出し家財について損害が生じた場合に、被共済者の所有物の全部または一部を一時他に移転することがあります。
- (8) 組合は、傷害共済金の請求を受けた場合は、組合が指定する医師による被害者の身体の診察を求めることがあります。

第39条【共済金の支払時期および支払方法】

- (1) 組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
① 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生状況、損害または傷害発生の有無および被共済者または被害者に該当する事実
② 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③ 共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療または施術の経過および内容
④ 共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する無効、取消または解除の事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

(2) (1) の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注1）が経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または被害者（注2）に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日数
(1) 表中①から⑤までの事項を確認するための、弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
(1) 表中①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
(1) 表中①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
(1) 表中③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法が適用された被災地域における (1) 表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における (1) 表中①から⑤までの事項の確認のための調査（注3）	365日
(1) 表中①から⑤までの事項の確認を日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注2）被害者が死亡した場合には、その法定相続人とします。（3）および（4）において同様とします。

（注3）地震等による損害または傷害が生じた場合に支払う共済金についての調査に限ります。

(3) 共済金は、次のいずれかのうち被共済者または被害者が選択した方法により支払います。

① 組合または組合の指定する金融機関等にある被共済者または被害者が指定した口座に振り込む方法

② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

(4) (1) または (2) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または被害者が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の日数に含みません。

第40条【被害物についての権利の取得】

(1) 組合は、火災共済金、風水災等共済金、地震共済金、水道管凍結修理費用共済金または持ち出し家財共済金を支払った場合であっても、その残存物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得しません。ただし、(2) および (3) の場合を除きます。

(2) 組合は、火災等または自然災害によって共済の対象の全部が滅失した場合に、その共済の対象の残存物を取得する旨の意思を表示して、損害割合を100%とみなして火災共済金、風水災等共済金または地震共済金を支払ったときは、次の算式により算出した割合（注）によってその残存物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

組合が残存物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得する割合	=	火災共済金、風水災等共済金または地震共済金の額
		火災共済金、風水災等共済金または地震共済金の額を算出する基礎となった共済価額

（注）その割合が100%を超える場合は、100%とします。

(3) 組合は、共済の対象の一部または持ち出し家財が盗取された場合に、その損害につき火災共済金、持ち出し家財共済金または通貨等盗難共済金を支払ったときは、次の算式により算出した割合によって、その共済の対象または持ち出し家財について

被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

組合が被害物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得する割合	=	火災共済金、持ち出し家財共済金または通貨等盗難共済金の額
		火災共済金、持ち出し家財共済金または通貨等盗難共済金の額を算出する基礎となった損害の額

- (4) 組合が共済の対象または持ち出し家財について発生した盗取による損害に対して共済金を支払った場合に、その支払った日の翌日以後2か月以内にその盗取された共済の対象または持ち出し家財が発見されたときは、被共済者は、既に受け取った共済金を組合に払いもどしたうえ、その共済の対象または持ち出し家財の返還を受けることができます。
- (5) (4) の場合において、被共済者は、盗取された後発見されるまでの間にその共済の対象または持ち出し家財について生じた損傷または汚損の損害にかかる共済金を請求することができます。
- (6) 共済契約者および被共済者は、組合が要求した場合は、組合が取得した(2)または(3)の所有権その他の物権の保全および行使のために必要な証拠および書類の提供等をしてください。この場合に、これらに必要な費用は、組合が負担します。

第41条【代位】

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

該当事由	債権の額
① 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合	被共済者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) 表中②の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) (1) または(2)の損害賠償の請求が、借家人(注)に対するものである場合は、組合は、その権利を行使しません。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し共済金を支払った場合には、行使します。
- (注) 賃貸借契約または使用貸借契約に基づき共済の対象である建物または特定建築物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。(3)において同様とします。
- (4) 共済契約者および被共済者は、組合が要求した場合は、組合が(1)により取得した代位権の保全および行使のために必要な証拠および書類の提供等をしてください。この場合に、これらに必要な費用は、組合が負担します。

12 共済契約者に対する貸付および貸付を原因とする失効

第42条【共済掛金の自動振替貸付】

- (1) 組合は、第2回以後の共済掛金(注1)および賠償責任共済契約(注2)の共済掛金が払い込まれないまままで払込猶予期間を過ぎた場合であっても、自動振替貸付を行い、それらの共済掛金にあてることにより共済契約を有効に継続させます。ただし、共済契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、この取扱いをしません。
- (注1) 特約の共済掛金を含みます。この条において同様とします。
- (注2) 組合の定める取扱いに基づき、この共済契約の締結または第2回以後の共済掛金の払込みにあわせて共済契約者が締結したものに限りま。
- (2) 自動振替貸付は、払い込むべき共済掛金に相当する額がその貸付時の返れい金の額(注1)の80%に相当する額(注2)の範囲内である場合に行います。
- (注1) 払い込むべき共済掛金の払込みがあったものとして計算した額とします。(2)において同様とします。
- (注2) 自動振替貸付による貸付金または次条による貸付金がある場合は、貸付時の返れい金の額の80%に相当する額からこれらの貸付金の元利金を差し引いた残額とします。
- (3) 自動振替貸付による貸付金は、払込猶予期間の満了日に貸し付けたものとします。
- (4) 自動振替貸付による貸付金の利息は、組合の定める利率で計算し、翌共済年度以後の払込猶予期間(注)が満了するごとにその満了日に元金に繰り入れます。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合は、翌共済年度以後の第1共済月度の払込猶予期間とします。
- (5) 共済契約者は、組合の定める手続により、いつでも、自動振替貸付による貸付金の元利金の全部または一部を返済できます。
- (6) 共済金(注1)もしくは返れい金の支払または共済掛金の払いもどしをする場合に、自動振替貸付による貸付金があるときは、組合は、その共済金、返れい金または払いもどし金(注2)からその貸付金の元利金を差し引きます。ただし、共済契約がその後も継続する場合で組合が認めたときは、差し引きません。
- (注1) 特約の共済金を含みます。
- (注2) 払いもどし金、返れい金、共済金の順とします。
- (7) 自動振替貸付が行われた場合でも、その貸付によりあてられた共済掛金の払込猶予期間の満了日の翌日以後3か月以内に第28条【解約】による解約の申出があったときは、組合は、その貸付を行わなかったものとして、その申出による取扱いをします。

第43条【共済証書貸付】

- (1) 共済契約者は、共済証書貸付を受けることができます。

- (2) (1) により組合が貸し付ける額は、その申込時の返れい金の額の80%に相当する額の範囲内とします。ただし、その申込時に共済証書貸付または自動振替貸付による貸付金がある場合は、その額からこれらの貸付金の元利金を差し引いた残額の範囲内とします。
- (3) 共済証書貸付を受ける場合は、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (4) 共済証書貸付による貸付金の利息は、その貸付時における組合の定める利率により計算します。
- (5) 共済証書貸付による貸付金の貸付期間は、1年以内とします。
- (6) 共済金（注1）もしくは返れい金の支払または共済掛金（注2）の払いもどしをする場合に、共済証書貸付による貸付金があるときは、組合は、その共済金、返れい金または払いもどし金（注3）からその貸付金の元利金を差し引きます。ただし、共済契約がその後も継続する場合で組合が認めたときは、差し引きません。
- （注1）特約の共済金を含みます。
- （注2）特約の共済掛金を含みます。
- （注3）払いもどし金、返れい金、共済金の順とします。
- (7) 共済契約者は、組合の定める手続により、貸付期間の満了日までに、共済証書貸付による貸付金の元利金を返済してください。
- (8) 貸付期間の満了日までに、共済証書貸付による貸付金の元利金が返済されない場合は、貸付期間を1年以内の範囲で延長します。この場合には、貸付期間の満了日に、延長前の共済証書貸付による貸付金の利息を、元金に繰り入れます。
- (9) 貸付期間を延長する場合、延長期間に応じた共済証書貸付による貸付金の利息は、延長前の貸付期間の満了日における組合の定める利率により計算します。
- (10) 共済契約者は、貸付期間中に新たに共済証書貸付を受けることができます。この場合には、既貸付元利金（注1）と、さらに共済証書貸付を受ける貸付金の額の合計額を新たな貸付金の額（注2）とし、新たな貸付金の額のうち既貸付元利金に相当する額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- （注1）既に共済証書貸付を受けていた貸付金の元利金をいいます。（10）において同様とします。
- （注2）（2）の額の範囲内とします。

第44条【貸付を原因とする共済契約の失効】

自動振替貸付および共済証書貸付による貸付金の元利金の合計額が、共済年度（注1）の末日における返れい金の額を超える場合は、共済契約は、その共済年度の翌共済年度（注2）の初日からその効力を失います。

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合は、共済月度とします。この条において同様とします。

（注2）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合は、翌共済月度とします。

13 割りもどし金

第45条【割りもどし金】

- (1) 組合は、組合の定める取扱いに基づき、共済契約（注1）に対する割りもどし金を共済契約者に割りもどします。ただし、共済契約が消滅した場合であって、火災共済金、風水災等共済金または地震共済金を支払うとき（注2）は被共済者（注3）、満期共済金を支払うときは満期共済金受取人（注4）に割りもどします。
- （注1）特約が付加されている場合は、その特約を含みます。
- （注2）返れい金を支払わない場合に限りま。
- （注3）管理者契約の場合は共済契約者として。（5）において同様とします。
- （注4）満期共済金受取人が指定されていない場合は被共済者として。（5）において同様とします。
- (2) 組合は、（1）により割りもどされる割りもどし金を、組合の定める利率で計算した利息をつけて、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅するまで据え置きます。
- (3) 共済契約者は、（2）の規定にかかわらず、組合の定める取扱いに基づき、いつでも、（2）により据え置かれた割りもどし金（注）の全部または一部を請求することができます。
- （注）（2）の利息を含みます。この条において同様とします。
- (4) 据え置かれた割りもどし金を請求する場合は、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を提出してください。
- (5) 組合は、次の表の支払事由に該当する場合に、据え置かれた割りもどし金の全部を同表の受取人に支払います。この場合に、共済金または返れい金を同一の者に支払うときは、同時に支払います。

支払事由	受取人
① 共済契約が消滅した場合であって、火災共済金、風水災等共済金または地震共済金を支払うとき（注1）	被共済者
② 共済契約が消滅した場合であって、満期共済金を支払うとき	満期共済金受取人
③ 共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合（注2）	共済契約者

（注1）返れい金を支払わない場合に限りま。

（注2）①または②に該当する場合を除きます。

- (6) (3) および (5) により支払われる割りもどし金については、第39条〔共済金の支払時期および支払方法〕の規定を準用します。

14 時効

第46条【時効】

共済金、払いもどし金、返れい金または割りもどし金（注）を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年

間行わない場合は、時効によって消滅します。
(注) 共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に支払われる割りもどし金に限ります。

15 共済契約関係者

第47条【共済契約者の変更】

- (1) 共済契約者は、組合の承諾を得て、共済契約上の一切の権利義務を他人に承継させることができます。
- (2) 共済契約者を変更する場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。
- (3) 共済契約者が増えたり減ったりした場合は、組合は、共済証書に表示します。

第48条【満期共済金受取人の変更】

- (1) 共済契約者（注）は、共済期間が満了するまでの間、組合に対する通知により、満期共済金受取人を共済契約者または被共済者に変更することができます。
- (注) 共済の対象を管理する者を除きます。
- (2) (1) の通知をする場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。
- (3) 満期共済金受取人が変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (4) 満期共済金受取人の変更は、(1) の通知が組合に到達した場合は、共済契約者がその通知を組合に発した時から、その効力が生じます。
- (5) (1) の通知が組合に到達する前に、組合が既に変更前の満期共済金受取人に満期共済金を支払っている場合は、重複して満期共済金を支払いません。

第49条【共済契約者または被共済者の代表者】

- (1) 共済契約者または被共済者が2人以上の場合には、各代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の共済契約者または被共済者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらないかまたはその所在が不明の場合は、組合が共済契約者または被共済者の1人に対してなした行為は、他の共済契約者または被共済者に対しても効力を生じます。

16 その他

第50条【組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡】

- (1) 共済契約者は、組合の承認を得た場合は、共済契約（注）の内容の同一性を維持したまま、共済契約の当事者を他の農業協同組合に変更することができます。
- (注) 特約が付加されている場合は、その特約を含みます。この条において同様とします。
- (2) (1) の変更をする場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1) の変更をした場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (4) 全国共済農業協同組合連合会（この章において「全国共済連」といいます。）のみを当事者とする共済契約にあっては、共済契約者は、全国共済連の承認を得た場合は、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- (5) (4) により追加された農業協同組合は、全国共済連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- (6) (4) の追加をする場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を全国共済連に提出してください。
- (7) (4) の追加をした場合は、追加された農業協同組合は、共済証書に表示します。
- (8) 組合が共済事業の全部または一部を譲渡した場合は、その譲渡した共済事業にかかる共済契約については、次の表の区分に応じて、同表の者が共済契約の当事者となります。

区 分	共済契約の当事者
他の農業協同組合に譲渡した場合	他の農業協同組合および全国共済連
全国共済連に譲渡した場合	全国共済連

- (9) (8) の共済事業の譲渡につき共済契約者が異議を述べた場合は、組合は、組合の定める取扱いに基づき、共済契約を解除することができます。
- (10) (9) による共済契約の解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (11) (9) により共済契約を解除した場合は、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。

第51条【共済掛金率の変更に伴う共済掛金の変更】

全国共済連が共済掛金率を変更しようとする場合に、その変更後の共済掛金率を適用することについて、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けたときは、この共済契約の共済掛金は、その日以後にはじめて到来する共済年度（注）から変更されたものとします。この場合には、組合は、その変更後の共済掛金の最初の払込期月の初日の30日前までに、共済契約者にその旨を通知します。

（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合は、共済月度とします。

第52条【共済契約者等に対する共済約款の変更の取扱い】

- (1) 全国共済連は、法令の改正、社会経済情勢の変化その他の事情により、共済契約の締結後、民法第548条の4第1項に基づいて、この共済約款を変更（注）することがあります。

- (注) 組合が共済金を支払う場合または支払わない場合を定めた規定、共済契約者または被共済者の義務を定めた規定および組合がこの共済契約を解除する場合を定めた規定等の変更を含みます。
- (2) 全国共済連は、(1)の規定により共済約款を変更する場合には、その効力発生時期を定め、共済約款を変更する旨および変更後の共済約款の内容ならびにその効力発生時期を全国共済連のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知するものとします。

第4章 全国共済農業協同組合連合会の共済責任

第1条【全国共済連の責任開始】

- (1) 全国共済農業協同組合連合会（この章において「全国共済連」といいます。）は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済契約上の責任を負います。
- (2) (1) の全国共済連の責任は、組合の責任と同時に開始します。
- (3) (1) の規定にかかわらず、第4条【共済約款の規定の読みかえ】の適用がある場合を除き、共済約款に規定する共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、申出、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為については、組合に対して行ってください。

第2条【組合の行為の取扱い】

- (1) 組合と共済約款の規定により権利義務を有する者との間でなされた共済契約に関する行為の効果は、全国共済連にも及びます。
- (2) 組合につき(1)の行為の無効または取消しの原因がある場合には、全国共済連についても無効または取消しの原因があるものとして取り扱います。

第3条【全国共済連による保障の継続】

組合は、次の表の区分に応じて、同表の時から、共済契約の当事者の地位を失い、全国共済連のみが共済契約の当事者となります。

区 分	全国共済連のみが共済契約の当事者となる時
農業協同組合法の規定による共済規程の承認取消しの処分を受けた場合	取消しの効力が生じた時
解散の議決をした場合または農業協同組合法の規定による解散の命令があった場合	解散の議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散命令の効力が生じた時
破産法、民事再生法または農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあった場合。ただし、その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられた場合その他全国共済連が不相当な申立てと認めた場合を除きます。	申立ての時

第4条【共済約款の規定の読みかえ】

全国共済連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「全国共済連」と読みかえて、共済約款の規定を適用します。

第5条【他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加】

- (1) 第3条【全国共済連による保障の継続】により全国共済連のみを当事者とすることとなった共済契約について、全国共済連は、全国共済連の定める取扱いに基づき、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- (2) (1) の農業協同組合は、全国共済連との間で定めた日から、全国共済連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- (3) (1) により他の農業協同組合を追加した場合は、(2)の日から第1条【全国共済連の責任開始】(3)の規定を準用します。

〔特 則〕

転換契約条項

第1条【用語の説明】

この転換契約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
共済掛金積立金	将来の共済金の支払のために、共済掛金の中から積み立てた積立金をいいます。
共済月度	契約日または月応当日から翌月の月応当日の前日までの期間をいいます。
転換契約	転換契約条項が適用される共済契約をいいます。
被転換契約	転換契約に転換された共済契約をいいます。

第2条【共済掛金振替払特約の付加】

転換契約には、その締結の時に、共済掛金振替払特約が付加されるものとします。

第3条【被転換契約の責任準備金】

- (1) 被転換契約の責任準備金は、共済掛金振替払特約の責任準備金に充当します。
(2) (1) の被転換契約の責任準備金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{被転換契約の責任準備金}} = \boxed{\text{組合の定める取扱いに基づき計算した被転換契約の共済掛金積立金(注1)}} + \boxed{\text{被転換契約について転換時に割りもどされる割りもどし金(注2)}} \\ + \boxed{\text{被転換契約の前納共済掛金または一括払共済掛金のうちまだ到来していない共済年度または共済月度に対応する共済掛金および被転換契約が転換されたことにより、被転換契約が消滅したものとされた場合に払いもどされる共済掛金(注3)}} + \boxed{\text{被転換契約について据え置かれた修理費共済金および返れい金ならびにその利息}} + \boxed{\text{組合の定める手続に基づき共済契約者から払い込まれる金額がある場合はその金額}} \end{array}$$

(注1) 被転換契約に共済掛金振替払特約が付加されている場合には、共済掛金振替払特約第9条〔解約、解除および消滅における返れい金〕によるこの特約の返れい金を含みます。

(注2) 普通約款第3章基本条項第45条〔割りもどし金〕(2)により据え置かれた割りもどし金およびその利息を含みます。

(注3) 特約の共済掛金を含みます。

第4条【転換契約の取消し】

- (1) 転換契約の第1回共済掛金が普通約款第3章基本条項第4条〔第1回共済掛金の払込み〕(3)の払込猶予期間の満了日までに払い込まれず、かつ、普通約款第3章基本条項第42条〔共済掛金の自動振替貸付〕による貸付が行われない場合には、転換契約は締結されなかったものとし、被転換契約は消滅しなかったものとします。
- (2) 組合は、(1)により被転換契約(注1)が消滅しなかったものとされた場合には、次のとおり取り扱います。
- ① 次の金額の合計額を共済契約者から追徴します。
ア、普通約款第3章基本条項第26条〔共済契約の転換〕(3)により被転換契約が消滅したものとされる時の属する日からその日を含めて本条(1)に該当することとなった日までの間に到来した被転換契約(注2)の共済掛金の払込期月において払い込まれるべき共済掛金
イ、共済掛金振替払特約第3条〔振替払掛金の額等〕(3)または(4)の返れい金
 - ② 被転換契約により支払う共済金がある場合は、支払うべき共済金から①の追徴すべき金額を差し引きます。
- (注1) 特約を含みます。(2)において同様とします。
(注2) 失効していたものを除きます。
- (3) 共済契約者が(2)により追徴される金額を払い込まない場合は、被転換契約は、転換契約の申込みの時に被転換契約の普通約款の〔解約〕の規定により解約されたものとみなします。
- (4) (1)により被転換契約が消滅しなかったものとされた場合に、被転換契約の満期共済金受取人と(1)に該当したときにおける転換契約の満期共済金受取人とが異なるときは、被転換契約の満期共済金受取人は、その転換契約の申込みの時にその転換契約の満期共済金受取人に変更されたものとします。
- (5) (1)により被転換契約が消滅しなかったものとされた場合に、既に普通約款第3章基本条項第20条〔共済の対象の譲渡〕により譲受人に被共済者が変更されていたときは、被転換契約の被共済者は、その転換契約の申込みの時にその者に変更されたものとします。
- (6) (1)により被転換契約が消滅しなかったものとされた場合に、転換契約上の一切の権利義務が既に普通約款第3章基本条項第47条〔共済契約者の変更〕により他人に承継されていたときは、被転換契約上の一切の権利義務は、その転換契約の申込みの時にその者に承継されたものとします。

第5条【第1回共済掛金が払い込まれないまま転換契約が解約された場合の取扱い】

(1) 転換契約の第1回共済掛金が払い込まれないまま、普通約款第3章基本条項第28条【解約】による解約の申出があった場合には、転換契約は締結されなかったものとし、被転換契約(注)は消滅しなかったものとします。この場合、被転換契約は、転換契約の申込みの時に被転換契約の普通約款の【解約】の規定により解約されたものとみなします。

(注) 特約を含みます。(1)および(2)において同様とします。

(2) (1)により被転換契約が解約された場合は、被転換契約の返れい金から共済掛金振替払特約第3条【振替払掛金の額等】

(3)または(4)の返れい金を差し引きます。

(3) (1)により被転換契約が消滅しなかったものとされた場合は、前条(4)から(6)までの規定を準用します。

第6条【普通約款の規定の適用上の特則】

(1) 転換契約には、普通約款第3章基本条項第5条【第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除】の規定は適用しません。

(2) 転換契約(注)の第1回共済掛金については、普通約款第3章基本条項第42条【共済掛金の自動振替貸付】(1)から(6)までおよび第44条【貸付を原因とする共済契約の失効】の規定を準用します。

(注) 第3条【被転換契約の責任準備金】(2)の組合の定める手続に基づき共済契約者から払い込まれる金額がある場合は除きます。

第7条【転換契約の共済の対象】

転換契約の共済の対象は、被転換契約の共済の対象と同一の物とします。

引継契約条項

第1条【用語の説明】

この引継契約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明						
共済価額	共済の対象が所在する場所における次の表の価額をいいます。						
	<table><tr><td>共済契約の区分</td><td>共済価額</td></tr><tr><td>新価共済契約（注１）</td><td>再取得価額（注２）</td></tr><tr><td>時価共済契約（注３）</td><td>時価額</td></tr></table>	共済契約の区分	共済価額	新価共済契約（注１）	再取得価額（注２）	時価共済契約（注３）	時価額
	共済契約の区分	共済価額					
	新価共済契約（注１）	再取得価額（注２）					
	時価共済契約（注３）	時価額					
（注１）共済の対象のその時における残存価額の割合（時価額の再取得価額に対する割合をいいます。この条において同様とします。）が50%以上である共済契約をいいます。							
（注２）共済の対象である建物、特定建築物または動産と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物、特定建築物または動産を再築または再取得するために要する額をいいます。							
（注３）共済の対象のその時における残存価額の割合が50%未満である共済契約をいいます。							
共済金額	火災共済金額および満期共済金額をいいます。						
原共済契約	引継契約に引き継がれる前の共済契約をいいます。						
建物	基礎工事が施されており、外壁、柱、小屋組、はり、屋根等の主要構造部のすべてを具備する建築物をいいます。						
特定建築物	外壁の一部または全部を欠くために、建物に該当しない建築物をいいます。						
引継契約	引継契約条項が適用される共済契約をいいます。						

第2条【組合の責任開始】

- (1) 組合が引継契約の申込みを承諾した場合は、組合の共済契約上の責任は、引継契約に原共済契約が引き継がれた時（注）に開始します。
- （注）普通約款第3章基本条項第27条【共済契約の引継】における原共済契約の解約または消滅の時とします。（3）において同様とします。
- (2) 組合は、引継契約の申込みを承諾する場合は、(1)により責任が開始する日および引継契約の内容を共済証書に表示し、その日以後、遅滞なく、共済契約者に交付します。
- (3) (1)により共済契約上の責任が開始した場合は、組合は、引継契約に原共済契約が引き継がれた時における責任準備金および割りもどし準備金（注）を引継契約の責任準備金および割りもどし準備金にあてます。
- （注）組合の定める取扱いに基づく割りもどし準備金をいい、普通約款第3章基本条項第45条【割りもどし金】(2)により据え置かれた割りもどし金およびその利息を含みます。（3）において同様とします。
- (4) 組合が引継契約の申込みを承諾する場合に、共済の対象について次のいずれかに該当したときは、普通約款第3章基本条項第17条【通知義務】(2)の規定を準用します。
- ① 引継契約の共済の対象である建物、共済の対象である特定建築物もしくは共済の対象である動産を収容する建物の用途または構造が原共済契約の共済の対象である建物、共済の対象である特定建築物もしくは共済の対象である動産を収容する建物の用途または構造と異なる場合
- ② 引継契約の共済の対象の種類が原共済契約の共済の対象の種類と異なる場合
- (5) 組合が引継契約の申込みを承諾する場合に、引継契約の共済の対象が建物または特定建築物となるときは、普通約款第1章建物条項第4条【共済の対象の評価】(4)の規定を、引継契約の共済の対象が償却固定資産となるときは、普通約款第2章動産条項第4条【共済の対象の評価】(7)の規定を準用します。
- (6) 引継契約の申込みを承諾する場合に、組合は、組合の定める取扱いに基づき、将来の共済掛金を変更することがあります。この場合、普通約款第3章基本条項第34条【共済掛金の精算】の規定を準用します。

第3条【引継契約の契約内容】

- (1) 引継契約の契約内容は、原共済契約の解約または消滅の時における共済契約者、被共済者、満期共済金受取人および共済金額と同一とし、共済期間（注）は原共済契約のまだ到来していない共済期間とします。
- （注）共済証書記載の共済期間をいいます。（1）において同様とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、引継契約を締結する場合において、火災共済金額が共済価額を超えることとなるときは、火災共済金額が共済価額に等しくなるように、引継契約の火災共済金額および満期共済金額が同時に同一の割合で、普通約款第3章基本条項第22条【共済契約者の任意による共済金額の減額】(1)により共済契約上の責任が開始した時に減額されたものとみなします。この場合に、火災共済金額または満期共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- (3) (2)の場合に、火災共済金額が組合の定める額を超えることとなるときは、組合は、火災共済金額が組合の定める額に等しくなるように火災共済金額を減額します。

第4条 [普通約款および特約の規定の適用上の特則]

普通約款第3章基本条項第6条 [第2回以後の共済掛金の払込み] (3)、第12条 [共済掛金の前納または一括払い]、第26条 [共済契約の転換]、第35条 [返れい金]、第42条 [共済掛金の自動振替貸付]、第43条 [共済証書貸付]、第45条 [割りもどし金]、修理費給付特約、継続特約および共済掛金振替払特約の規定を適用する場合は、引継契約は、原共済契約と通じて1の共済契約とみなします。

〔特 約〕

特約は、共済証書に記載された場合にのみ適用されます。また、特約では、普通約款の規定による共済契約を「主契約」といい、主契約と特約をあわせた共済契約を「共済契約」といいます。

実損てん補特約

第1条【用語の説明】

この実損てん補特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明						
火災等	普通約款第1章建物条項第5条〔火災共済金を支払う場合〕に規定する事故をいいます。						
共済価額	共済の対象が所在する場所における次の表の価額をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>共済契約の区分</td><td>共済価額</td></tr> <tr> <td>新価共済契約</td><td>再取得価額</td></tr> <tr> <td>時価共済契約</td><td>時価額</td></tr> </table>	共済契約の区分	共済価額	新価共済契約	再取得価額	時価共済契約	時価額
共済契約の区分	共済価額						
新価共済契約	再取得価額						
時価共済契約	時価額						
共済月度	契約日または月応当日から翌月の月応当日の前日までの期間をいいます。						
契約応当日	契約日の年ごとの応当日をいいます。						
再取得価額	共済の対象である建物または特定建築物と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物または特定建築物を再築するために要する額をいいます。						
残存価額の割合	時価額の再取得価額に対する割合をいいます。						
時価共済契約	共済の対象のその時における残存価額の割合が50%未満である共済契約をいいます。						
新価共済契約	共済の対象のその時における残存価額の割合が50%以上である共済契約をいいます。						
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・高波・土砂崩れ（注）・落石等をいい、防災または避難に必要な処置を含みます。 （注）崖崩れ、地すべり、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。この条において同様とします。						
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故またはなだれをいい（注1）、融雪水の漏入もしくは凍結または融雪洪水による事故を除きます。（注2） （注1）防災または避難に必要な処置を含みます。 （注2）雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、それぞれ別の事故によって生じたことが普通約款第3章基本条項第39条〔共済金の支払時期および支払方法〕の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、共済契約者または被共済者は、普通約款第3章基本条項第36条〔損害または傷害発生の通知〕および第37条〔損害防止義務〕の規定に基づく義務を負うものとします。						
損害割合	損害の額の共済価額に対する割合をいいます。						
建物	基礎工事が施されており、外壁、柱、小屋組、はり、屋根等の主要構造部のすべてを具備する建築物をいいます。						
月応当日	契約日の月ごとの応当日をいいます。ただし、応当日がない月は、その月の末日とします。						
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。						
特定建築物	外壁の一部または全部を欠くために、建物に該当しない建築物をいいます。						
ひょう災	降ひょうをいい、防災または避難に必要な処置を含みます。						
風災	台風、せん風、竜巻、暴風等をいい（注）、これらによる洪水、高潮、高波、土砂崩れを除きます。 （注）防災または避難に必要な処置を含みます。						
復旧するために要する額	共済の対象である建物または特定建築物を損害発生前におけるその建物または特定建築物と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物または特定建築物に復旧するために要する額をいいます。						

第2条【実損てん補特約の付加】

(1) 共済契約者は、主契約の共済の対象が建物または特定建築物である場合において、次の表の申込みの区分のいずれかのときに、組合の定める取扱いに基づき、この特約を付加することができます。この場合、その申込みの区分に応じて、同表の時から効力を生じます。

申込みの区分	効力を生じる時
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時
② 主契約の第2回以後の共済掛金の払込みの際（注1）	主契約の第2回以後の共済掛金にかかる共済年度の初日（注2）
③ 主契約の共済掛金の前納期間中の場合、契約応当日からその日を含めてその契約応当日の属する月の翌月の月応当日の前日までの期間中	申込みの時

（注1）復活の場合を除きます。

（注2）申込みが契約応当日からその日を含めて第2回以後の共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

① 付加前の共済掛金と付加後の共済掛金との差額とあわせて申し込むものとします。

② 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合は、各共済年度の第1共済年度の共済掛金の払込みの際（注）に申込みができるものとします。

③ この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

（注）復活の場合を除きます。

(3) (1) 表中③の場合には、次のとおり取り扱います。

① 申込みの時の属する日からその日を含めて前納期間の末日までの期間に対応する付加前の共済掛金と付加後の共済掛金との差額とあわせて申し込むものとします。

② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

第3条【共済の対象の評価】

(1) 組合は、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって、普通約款第1章建物条項第4条【共済の対象の評価】(1)の協定共済価額を協定する際に組合が共済の対象を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げ、その結果として同条(1)の規定により定めるべき額と異なった協定共済価額が定められた場合は、次条(2)の規定により火災共済金または風水災等共済金を支払います。

(2) 組合は、(1)の場合において、既に次条(1)の規定により火災共済金または風水災等共済金を支払っていたときは、次条(2)の規定により算出した火災共済金の額または風水災等共済金の額との差額の返還を請求することができます。

(3) 組合は、次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定は適用しません。

① 組合が、普通約款第1章建物条項第4条(1)の協定共済価額を協定する際、(1)に規定する事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合。この場合には、次に掲げるときを含みます。

ア. 組合が、事実を告げることが妨げた場合

イ. 組合が、事実を告げないよう勧めた場合

ウ. 組合が、事実でないことを告げるよう勧めた場合

② 共済契約者または被共済者が、火災共済金または風水災等共済金の支払事由に該当する前までに、組合が共済の対象の価額を評価するために必要と認めて照会した事項についての訂正を組合に申し出て、組合がこれを承認した場合

(4) 組合は、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって普通約款第1章建物条項第4条(3)による申出を怠った場合は、その事実が発生した時から同条(3)による手続が完了するまでの間に生じた損害については、次条(2)の規定により火災共済金または風水災等共済金を支払います。ただし、共済の対象の再取得価額が減少した場合を除きます。

(5) 組合は、(4)の場合において、既に次条(1)の規定により火災共済金または風水災等共済金を支払っていたときは、次条(2)の規定により算出した火災共済金の額または風水災等共済金の額との差額の返還を請求することができます。

第4条【火災共済金・風水災等共済金の支払額】

(1) 組合が支払う火災共済金の額および風水災等共済金の額は、普通約款第1章建物条項第18条【火災共済金・風水災等共済金・地震共済金の支払額】の規定にかかわらず、次の額とします。

$$\text{火災共済金の額および風水災等共済金の額} = \text{損害の額}$$

(火災共済金額を限度とします。)

(2) 前条(1)または(4)により、火災共済金または風水災等共済金を支払うこととなった場合は、本条(1)および普通約款第1章建物条項第18条の規定にかかわらず、組合が支払う火災共済金の額および風水災等共済金の額は、次の表の額とします。

区 分	火災共済金の額および風水災等共済金の額
火災共済金額が共済価額の80%以上である場合	損害の額 (火災共済金額を限度とします。)

区 分	火災共済金の額および風水災等共済金の額
火災共済金額が共済価額の80%未満である場合	$\text{損害の額} \times \frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (火災共済金額を限度とします。)

- (3) 共済の対象が全損（注）となった場合は、(1) および (2) ならびに普通約款第1章建物条項第18条の規定にかかわらず、組合が支払う火災共済金の額および風水災等共済金の額は、次の額とします。

$\text{火災共済金の額および風水災等共済金の額} = \text{火災共済金額}$ (共済価額×1.3を限度とします。)
--

(注) 次のいずれかの場合をいいます。

ア. 共済の対象が滅失した場合

イ. 復旧するために要する額が再取得価額以上となる場合

- (4) (1) の損害の額は、次の表の額とします。

共済契約の区分	損害の額
新価共済契約	復旧するために要する額。ただし、その額が再取得価額を超える場合は、再取得価額。
時価共済契約	復旧するために要する額。ただし、その額が時価額を超える場合は、時価額。

- (5) (2) の損害の額は、次の表の額とします。

共済契約の区分	損害の額
新価共済契約	復旧するために要する額（注）
時価共済契約	$\text{復旧するために要する額} \times \text{残存価額の割合}$

(注) その額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。(5) において同様とします。

- (6) 共済の対象が盗取された場合において、盗取された共済の対象を回収することができたときは、次の表の額を損害の額とみなします。ただし、損害割合の基礎となる損害の額には、回収費用を加えません。

共済契約の区分	損害の額
新価共済契約	盗難によって生じた損害の額とその回収のために支出した必要な費用の額との合計額。ただし、その合計額が盗取された共済の対象を再取得するために要する額を超える場合は、その共済の対象を再取得するために要する額。
時価共済契約	盗難によって生じた損害の額とその回収のために支出した必要な費用の額との合計額。ただし、その合計額が盗取された共済の対象の時価額を超える場合は、その共済の対象の時価額。

- (7) 共済契約者または被共済者が、損害の発生および拡大の防止に努めなかった場合は、共済の対象について火災等、風災、ひょう災、雪災または水災によって生じた損害の額からその発生または拡大の防止をすることができたと認められる額を差し引いた額を損害の額とみなします。ただし、共済契約者または被共済者に正当な理由がある場合を除きます。

- (8) 共済金の算出の基礎となる共済価額、損害の額、再取得価額および時価額は、その損害が生じた場所および時における価額によるものとし、組合が決定します。

第5条【実損てん補特約の解約】

- (1) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

- (2) (1) によりこの特約を解約する場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。

第6条【普通約款の規定の準用】

この特約に定められていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

修理費給付特約

第1条【用語の説明】

この修理費給付特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
共済掛金積立金	将来の共済金の支払のために、共済掛金の中から積み立てた積立金をいいます。
共済金	普通約款第1章建物条項または第2章動産条項に規定する共済金をいいます。
共済金額	火災共済金額および満期共済金額をいいます。
共済月度	契約日または月応当日から翌月の月応当日の前日までの期間をいいます。
継続回数	継続特約第1条【用語の説明】に規定する継続回数をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者（注）または3親等内の姻族をいいます。 （注）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第2条【修理費給付特約の付加】

共済契約者は、共済期間（注）を10年とする主契約の締結の際に、この特約を付加することができます。
（注）共済証書記載の共済期間をいいます。

第3条【修理費共済金の支払】

- （1）組合は、主契約の契約日以後3年および6年が経過する時において共済の対象が耐存している場合に、修理費共済金を満期共済金受取人（注）に支払います。
（注）満期共済金受取人が指定されていない場合は、被共済者として、この特約において同様とします。
- （2）この特約および継続特約を付加した共済契約の場合は、（1）の規定にかかわらず、組合は、当初の共済契約の契約日以後、継続回数の区分に応じ、次の表の期間が経過する時において共済の対象が耐存しているときに、修理費共済金を満期共済金受取人に支払います。

継続回数の区分	当初の共済契約の契約日以後の期間
継続回数1回	3年、6年、9年、12年、15年
継続回数2回	6年、9年、12年、15年、18年、21年、24年

- （3）組合は、修理費共済金を、組合の定める利率で計算した利息をつけて、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅するまで据え置きます。

- （4）（1）により支払う修理費共済金の額は、次の額とします。

$$\boxed{\text{修理費共済金の額}} = \boxed{\text{満期共済金額}} \times \boxed{10\%}$$

- （5）（2）により支払う修理費共済金の額は、継続回数の区分と当初の共済契約の契約日以後の期間の区分に応じ、次の表の額とします。

継続回数の区分	当初の共済契約の契約日以後の期間の区分	修理費共済金の額
継続回数1回	3年	$\boxed{\text{満期共済金額}} \times \boxed{5\%}$
	6年	$\boxed{\text{満期共済金額}} \times \boxed{10\%}$
	9年 12年 15年	$\boxed{\text{満期共済金額}} \times \boxed{15\%}$

特約

実損てん補特約
／
修理費給付特約

継続回数の区分	当初の共済契約の契約日以後の期間の区分	修理費共済金の額
継続回数2回	6年	満期共済金額 × 5%
	9年 12年 15年 18年	満期共済金額 × 10%
	21年 24年	満期共済金額 × 15%

- (6) 満期共済金受取人は、(3)の規定にかかわらず、組合の定める取扱いに基づき、いつでも、(3)により据え置かれた修理費共済金(注)の全部または一部を請求することができます。
- (注)(3)の利息を含みます。この条において同様とします。
- (7) 据え置かれた修理費共済金を請求する場合は、満期共済金受取人は、別表1〔請求書類〕の必要書類を提出してください。
- (8) 組合は、次の表の支払事由に該当する場合に、据え置かれた修理費共済金の全部を同表の受取人に支払います。この場合に、共済金または返れい金を同一の者に支払うときは、同時に支払います。

支払事由	受取人
① 共済契約が消滅した場合であって、火災共済金、風水災等共済金または地震共済金を支払うとき(注1)	被共済者(注2)
② 共済契約が消滅した場合であって、満期共済金を支払うとき	満期共済金受取人
③ 共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合(注3)	共済契約者

- (注1) 返れい金を支払わない場合に限りです。
- (注2) 共済の対象を所有することなく管理する者(被共済者の親族を除きます。)が共済契約者となる共済契約の場合は、共済契約者を受取人とします。
- (注3) ①または②に該当する場合を除きます。
- (9) 共済契約が失効している間に(1)(注)の期間を経過することとなった場合は、修理費共済金は、その共済契約が復活した時に支払います。
- (注) この特約および継続特約を付加した共済契約の場合は、(2)とします。
- (10) 修理費共済金の請求については、普通約款第3章基本条項第38条〔共済金の請求〕(2)から(4)まで、第39条〔共済金の支払時期および支払方法〕および第46条〔時効〕の規定を準用します。ただし、普通約款第3章基本条項第46条の規定は、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に支払われる修理費共済金に限り準用するものとします。

第4条〔満期共済金の支払額〕

組合が支払う満期共済金の額は、普通約款第1章建物条項第21条〔満期共済金の支払額〕および第2章動産条項第23条〔満期共済金の支払額〕の規定にかかわらず、満期共済金額から前条により支払われた修理費共済金の額(注)を差し引いた額とします。

(注) 前条(3)の利息は含みません。

第5条〔満期共済金受取人の変更の特則〕

満期共済金受取人を変更できる期間は、普通約款第3章基本条項第48条〔満期共済金受取人の変更〕(1)の規定にかかわらず、継続回数2回の共済契約以外の共済契約の場合は、主契約(注)の契約日以後3年以内、継続回数2回の共済契約の場合は、主契約の契約日以後6年以内とします。

(注) この特約および継続特約を付加した共済契約の場合は、当初の共済契約とします。この条において同様とします。

第6条〔修理費給付特約の解約、解除および消滅〕

- (1) 共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。
- (2) 修理費共済金を支払い、または支払うこととなった場合で、その修理費共済金にかかる第3条〔修理費共済金の支払〕(1)(注1)の期間の末日の属する共済年度の翌共済年度の共済掛金(注2)が払い込まれていない間に、共済契約が解約もしくは解除され、消滅し、もしくは普通約款第3章基本条項第22条〔共済契約者の任意による共済金額の減額〕または第23条〔時価共済契約となった場合の共済金額の減額〕により共済金額を減額したときの返れい金の額は、普通約款第3章基本条項第35条〔返れい金〕(1)または(2)の規定にかかわらず、次の①または②の額とします。
- ① 普通約款第3章基本条項第35条(1)の場合

返れい金の額	=	普通約款第3章基本条項第35条(1)による共済掛金積立金に相当する額	-	その修理費共済金の額(注3)・(注4)
--------	---	------------------------------------	---	---------------------

- ② 普通約款第3章基本条項第35条(2)の場合

$$\boxed{\text{返れい金の額}} = \left(\boxed{\text{普通約款第3章基本条項第35条(1)による共済掛金積立金に相当する額}} - \boxed{\text{その修理費共済金の額}} \right) \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{火災共済金または風水災等共済金の額}}}{\boxed{\text{火災共済金額}}} \right)$$

- (注1) この特約および継続特約を付加した共済契約の場合は、第3条(2)とします。
- (注2) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合は、翌共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。
- (注3) 第3条(3)の利息は含みません。(2)において同様とします。
- (注4) 普通約款第3章基本条項第22条または第23条により共済金額を減額した場合にあっては、その減額した部分に対応する修理費共済金の額とし、同各条により共済金額を減額した後に共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合にあっては、その減額した部分以外の部分に対応する修理費共済金の額とします。(2)において同様とします。

第7条 [修理費給付特約および継続特約を付加した共済契約が継続されない場合の返れい金の額]

この特約および継続特約を付加した共済契約については、継続特約第8条 [共済契約が継続されない場合の返れい金の支払] (2)の規定にかかわらず、共済契約が継続されない場合の返れい金の額は、継続特約第8条(2)に規定する額から第3条 [修理費共済金の支払] により支払われた修理費共済金の額(注)を差し引いた額とします。

(注) 第3条(3)の利息は含みません。

特約

修理費給付特約

動産損害担保特約

第1条【用語の説明】

この動産損害担保特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
火災等	第4条〔火災等により共済金を支払う場合〕に規定する事故をいいます。
共済価額	共済の対象が所在する場所における時価額をいいます。
共済金額	この特約の共済金額をいいます。
共済契約申込書	組合所定の共済契約申込書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。
共済月度	契約日または月応当日から翌月の月応当日の前日までの期間をいいます。
契約応当日	契約日の年ごとの応当日をいいます。
地震等	次のものをいい、防災または避難に必要な処置を含みます。(注) ア. 地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波 イ. ア. によって生じた火災、破裂または爆発によるもの ウ. ア. によって生じた火災、破裂または爆発が延焼または拡大して生じたもの エ. 火災、破裂または爆発がア. により延焼または拡大して生じたもの (注) 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。この場合であっても、共済契約者または被共済者は、普通約款第3章基本条項第36条〔損害または傷害発生のお知らせ〕および第37条〔損害防止義務〕の規定に基づく義務を負うものとします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、それぞれ別の地震等として取り扱います。
自然災害	風災、ひょう災、雪災、水災および地震等をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者(注)または3親等内の姻族をいいます。 (注) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・高波・土砂崩れ(注)・落石等をいい、防災または避難に必要な処置を含みます。 (注) 崖崩れ、地すべり、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。この条において同様とします。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故またはなだれをいい(注1)、融雪水の漏入もしくは凍結または融雪洪水による事故を除きます。(注2) (注1) 防災または避難に必要な処置を含みます。 (注2) 雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であっても、それぞれ別の事故によって生じたことが普通約款第3章基本条項第39条〔共済金の支払時期および支払方法〕の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、共済契約者または被共済者は、普通約款第3章基本条項第36条〔損害または傷害発生のお知らせ〕および第37条〔損害防止義務〕の規定に基づく義務を負うものとします。
建物	次の建物をいいます。 ア. 主契約の共済の対象である共済証書記載の建物 イ. 普通約款第1章建物条項第3条〔共済の対象の範囲〕(4)または(5)により主契約の共済の対象に含まれる付属建物 ウ. 普通約款第3章基本条項第21条〔共済の対象の追加および除外〕(1)により主契約の共済の対象に追加された付属建物
月応当日	契約日の月ごとの応当日をいいます。ただし、応当日がない月は、その月の末日とします。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
特定建築物	外壁の一部または全部を欠くために、建物に該当しない建築物をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひょう災	降ひょうをいい、防災または避難に必要な処置を含みます。
風災	台風、せん風、竜巻、暴風等をいい(注)、これらによる洪水、高潮、高波、土砂崩れを除きます。 (注) 防災または避難に必要な処置を含みます。

第2条【動産損害担保特約の付加】

(1) 共済契約者は、次の表の申込みの区分のいずれかの場合に、組合の定める取扱いに基づき、この特約を付加することができます。この場合、組合の責任は、その申込みの区分に応じて、同表のとおり開始します。

申込みの区分	責任開始時
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時
② 主契約の第2回以後の共済掛金の払込みの際（注1）	主契約の第2回以後の共済掛金にかかる共済年度の初日（注2）
③ 主契約の共済掛金の前納期間中の場合、契約応当日からその日を含めてその契約応当日の属する月の翌月の月応当日の前日までの期間中	申込みの時

（注1）復活の場合を除きます。

（注2）申込みが契約応当日からその日を含めて第2回以後の共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。

② 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合は、各共済年度の第1共済年度の共済掛金の払込みの際（注）に申込みができるものとします。

③ この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

（注）復活の場合を除きます。

(3) (1) 表中③の場合には、次のとおり取り扱います。

① 申込みの時の属する日からその日を含めて前納期間の末日までの期間に対応するこの特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。

② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

(4) この特約が付加されている主契約が失効した場合において、共済契約者から主契約の復活の申込みがなされたときは、その申込みの際に、別段の申出があったときを除き、失効した時に付加されていたこの特約と共済の対象および共済金額を同一とするこの特約の申込みがあったものとみなし、組合の特約上の責任は、主契約の責任が再開した時に開始します。

(5) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

① 主契約の共済の対象が特定建築物である場合

② 主契約の共済の対象が動産である場合

(6) この特約の被共済者は、主契約の被共済者としてします。

第3条【共済の対象の範囲】

(1) この特約における共済の対象は、建物内に収容されている動産であって、被共済者およびその被共済者と生計を一にする親族が所有し、または管理するものとし、共済証書記載の動産とします。

(2) 次の物は、共済の対象に含まれません。

① 通貨、有価証券、預貯金証書（注1）、印紙、切手、乗車券その他これらに類する物

② 貴金属、宝石、宝玉および骨とう品ならびに書画、彫刻物等の美術品で、1個または1組の共済価額が30万円を超えるものの

③ 稿本、設計書、図案、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

④ 道路運送車両法に規定する自動車（注2）

⑤ 船舶（注3）および航空機

⑥ 動物、植物等の生物

⑦ 商品、製品、半製品、原材料、機械その他これらに類する物

⑧ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物

⑨ 共済契約申込書に共済の対象から除外する旨が記載されている物

（注1）預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

（注2）農耕作業用小型特殊自動車は、共済の対象に含まれます。

（注3）ヨット、モーターボートおよびボートは、船舶に含まれます。

第4条【火災等により共済金を支払う場合】

組合は、共済期間中に次のいずれかの事故（注1）によって共済の対象について生じた損害（注2）に対して、この特約に従い、被共済者に共済金を支払います。

① 火災

② 落雷

③ 破裂または爆発

④ 建物の外部からの物体（注3）の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊（注4）または建物内部での車両（注5）もしくはその積載物の衝突もしくは接触

⑤ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（注6）による水ぬれ（注4）

ア. 給排水設備（注7）に生じた事故

イ. 被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故

⑥ 盗難

⑦ 騒じょうその他これに類似する集団行動（注8）に伴う暴力行為または破壊行為

（注1）地震等に規定する火災、破裂または爆発は除くものとし、防災（消火を含みます。）または避難に必要な処置を含みま

す。

(注2) ⑥の場合にあつては、盗取、損傷または汚損の損害をいいます。

(注3) 雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものを除きます。

(注4) 自然災害によって生じたものを除きます。

(注5) 道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる身体障害者用の車をいいます。

(注6) 水があふれることをいいます。

(注7) スプリングラ設備・装置を含みます。

(注8) 群衆もしくは多数の者の集団行動によって数世帯以上もしくはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であつて、第6条〔共済金を支払わない損害〕(1)⑥の暴動に至らないものをいいます。

第5条〔自然災害により共済金を支払う場合〕

組合は、共済期間中に自然災害によって共済の対象の全部が滅失した場合には、その損害に対して、この特約に従い、被共済者に共済金を支払います。

第6条〔共済金を支払わない損害〕

(1) 組合は、共済の対象について火災等または自然災害によって損害が生じた場合であっても、その損害が次のいずれかに該当するときは、共済金を支払いません。ただし、③の場合には、共済金のうちその者が受け取るべき額を除いた残額は、被共済者またはその他の受け取るべき者に支払います。

① 共済契約者、被共済者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

② 被共済者と生計を一にする親族の故意(注2)によって生じた損害

③ 被共済者以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注3)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害(注4)

④ 火災等(注5)または自然災害による損害が生じた際における共済の対象の紛失または盗難によって生じた損害

⑤ 共済の対象が屋外にある間に盗難によって生じた損害

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注6)によって生じた損害

⑦ 核燃料物質(注7)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注8)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害

⑧ ⑥もしくは⑦の事由に随伴して生じた損害または既に発生していた火災等もしくは自然災害がこれらの事由により延焼もしくは拡大して生じた損害

(注1) 共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被共済者に共済金を取得させる目的のものに限ります。

(注3) 被共済者以外の共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4) ②に該当するものを除きます。

(注5) 盗難を除きます。

(注6) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注7) 使用済燃料を含みます。⑦において同様とします。

(注8) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 組合は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(注1)に対しては、共済金を支払いません。

① 共済の対象の欠陥(注2)

② 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化(注3)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等

③ 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(注4)であつて、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

④ 共済の対象について、風、雨、雪、ひょう、砂じんその他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害(注5)

(注1) ①から④までのいずれかに該当する損害と同時にまたは重複し、連続し、もしくは断続して生じた火災等または自然災害による損害は含みません。

(注2) 共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わつて共済の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。

(注3) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(注4) 落書による汚損を含みます。

(注5) 共済証書記載の建物の外側の部分が火災等または自然災害によって破損し、その破損部分から共済証書記載の建物の内部に吹き込むことまたは漏入することによって生じた損害を除きます。

(3) 共済の対象について自然災害によって損害が生じた場合であっても、その損害が火災等による損害と同時にまたは重複し、連続し、もしくは断続して発生した損害で、火災等による共済金の額を算出する基礎となったものについては、組合は、自然災害による共済金を支払いません。

第7条〔共済金の支払額〕

(1) 組合が支払う火災等または自然災害による共済金の額は、次の額とします。

① 火災等により支払われる共済金の額

区 分	共済金の額
共済金額が共済価額の80%以上である場合	損害の額 (共済金額を限度とします。)
共済金額が共済価額の80%未満である場合	$\text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (共済金額を限度とします。)

② 自然災害により支払われる共済金の額

$\text{共済金額} \times 30\%$ (損害の額または300万円のいずれか低い額を限度とします。)
--

- (2) (1) の損害の額は、損害を受けた物の修繕費の額（注）の合計額とします。
 （注）損害を受けた物が滅失した場合または損害を受けた物の修繕費の額がその物の時価額を超える場合は、その時価額とします。
- (3) 共済の対象が盗取された場合において、盗取された共済の対象を回収することができたときは、共済の対象について盗難によって生じた損害の額とその回収のために支出した必要な費用の額との合計額（注）を損害の額とみなします。
 （注）その合計額が盗取された共済の対象の時価額を超える場合は、その共済の対象の時価額とします。
- (4) 共済契約者または被共済者が、損害の発生および拡大の防止に努めなかった場合は、共済の対象について火災等または自然災害によって生じた損害の額からその発生または拡大の防止をすることができたと認められる額を差し引いた額を損害の額とみなします。ただし、共済契約者または被共済者に正当な理由がある場合を除きます。
- (5) 共済金の算出の基礎となる共済価額、損害の額および時価額は、その損害が生じた場所および時における価額によるものとし、組合が決定します。

第8条【異常災害発生における共済金の削減】

組合は、自然災害による損害が異常に発生した場合で、その異常な発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、自然災害により支払われる共済金の一部を削減することがあります。

第9条【他の共済契約等がある場合の火災等により支払われる共済金の支払額】

- (1) 他の共済契約等（注）がある場合であっても、火災等による損害に対してこの特約により支払う共済金の額は、第7条【共済金の支払額】（1）①の規定により算出した額とします。
 （注）この特約と同一の共済の対象について締結された火災等による損害に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約をいいます。（2）において同様とします。
- (2) (1) により支払うこととなる共済金の額と他の共済契約等により既に支払われた共済金の額および保険金の額との合計額が、損害の額（注）を超える場合は、（1）の規定にかかわらず、この特約により支払う共済金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した共済金の額を限度とします。

共済金の額	=	損害の額	-	他の共済契約等により既に支払われた共済金の額および保険金の額の合計額
-------	---	------	---	------------------------------------

（注）他の共済契約等にこの特約の損害の額を算出する基準と異なるものがある場合は、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い額とします。（2）において同様とします。

第10条【重複契約または他の共済契約等がある場合の自然災害により支払われる共済金の支払額】

- (1) この特約と別に重複契約（注1）または他の共済契約等（注2）がある場合であっても、自然災害による損害に対してこの特約により支払う共済金の額は、第7条【共済金の支払額】（1）②の規定により算出した額とします。
 （注1）この特約と同一の共済の対象（建物内に収容されている動産であって、この特約の共済の対象から除外されている動産を含みます。）の全部または一部について締結された他の建物更生共済契約の動産損害担保特約をいいます。この条において同様とします。
 （注2）この特約と同一の共済の対象について締結された自然災害による損害に対して共済金または保険金を支払うべき重複契約以外の他の共済契約または保険契約をいいます。（3）において同様とします。
- (2) (1) により支払うこととなる共済金の額と重複契約により既に支払われた共済金の額との合計額が、300万円（注）を超える場合は、（1）の規定にかかわらず、この特約により支払う共済金の額は、次の算式により算出した額とします。

共済金の額	=	300万円	-	重複契約により既に支払われた共済金の額の合計額
-------	---	-------	---	-------------------------

（注）損害の額が300万円未満の場合は、損害の額とします。（2）において同様とします。

- (3) (1) により支払うこととなる共済金の額と重複契約により既に支払われた共済金の額ならびに他の共済契約等により既に支払われた共済金の額および保険金の額との合計額が、損害の額（注）を超える場合は、（1）の規定にかかわらず、この特約により支払う共済金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、重複契約および他の共済契約等がないものとして算出した共済金の額または（2）により算出した共済金の額のいずれか低い額を限度とします。

共済金の額	=	損害の額	-	重複契約により既に支払われた共済金の額ならびに他の共済契約等により既に支払われた共済金の額および保険金の額の合計額
-------	---	------	---	---

(注) 他の共済契約等にこの特約の損害の額を算出する基準と異なるものがある場合は、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い額とします。(3)において同様とします。

第11条【共済期間】

共済期間は、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて主契約の共済期間の満了の日までとします。

第12条【共済掛金の払込みおよび払込猶予期間】

- (1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。ただし、次の共済掛金は、主契約の共済掛金とは別に、それぞれ次の表の時に払い込んでください。

区 分	共済掛金の払込み時
主契約の共済掛金の前納期間中に付加されたこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて前納期間の末日までの期間に対応する共済掛金	この特約の申込みの時
主契約の共済掛金の前納期間中に共済金額が増額された場合のその増額部分についての責任開始時の属する日からその日を含めて前納期間の末日までの期間の増額部分に対応する共済掛金	共済金額の増額の申込みの時

- (2) この特約の共済掛金の払込期月は、主契約の共済掛金の払込期月と同一の月とし、この特約の共済掛金の払込猶予期間は、主契約の共済掛金の払込猶予期間と同一の期間とします。
 (3) 主契約の共済掛金の払込方法が普通約款第3章基本条項第10条「共済掛金の払込方法の変更」により月払いまたは年払いに変更された場合は、この特約の共済掛金の払込方法も、同時に、月払いまたは年払いに変更されます。

第13条【動産損害担保特約の無効、取消し、解約、解除および消滅】

- (1) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。ただし、共済金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ解約することはできません。
 (2) この特約を解約する場合は、普通約款第3章基本条項第28条「解約」(2)の規定を準用します。
 (3) 次のいずれかに該当する場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(1)により解約されたものとします。
 ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金と同時に払い込まれなかった場合
 ② 主契約が失効した場合
 (4) 主契約が無効の場合、または取消し、解約、解除され、もしくは消滅した場合には、同時にこの特約も無効となり、または取消し、解約、解除され、もしくは消滅します。
 (5) 組合は、この特約については、返れい金の支払をしません。

第14条【共済金額の増額】

- (1) 共済契約者は、組合の定める手続きに基づき、次の表の申込みの区分のいずれかの場合に、組合の承諾を得て、将来に向かって、共済金額を増額することができます。この場合、その増額部分についての組合の責任は、その申込みの区分に応じて、同表のとおり開始します。

申込みの区分	増額部分についての責任開始時
① 主契約の第2回以後の共済掛金の払込みの際(注1)	主契約の第2回以後の共済掛金にかかる共済年度の初日(注2)
② 主契約の共済掛金の前納期間中の場合、契約応当日からその日を含めてその契約応当日の属する月の翌月の月応当日の前日までの期間中	共済金額の増額の申込みの時

- (注1) 復活の場合を除きます。
 (注2) 共済金額の増額の申込みが契約応当日からその日を含めて第2回以後の共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。
 (2) (1) 表中①の場合には、次のとおり取り扱います。
 ① 増額前の共済掛金と増額後の共済掛金との差額とあわせて申し込むものとします。
 ② 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合は、各共済年度の第1共済年度の共済掛金の払込みの際(注)に申込みができるものとします。
 (注) 復活の場合を除きます。
 (3) (1) 表中②の場合は、申込みの時の属する日からその日を含めて前納期間の末日までの期間に対応する増額前の共済掛金と増額後の共済掛金との差額とあわせて申し込むものとします。
 (4) 共済金額を増額する場合は、共済契約者は、別表1「請求書類」の必要書類を提出してください。
 (5) 共済金額が増額された場合は、組合は、共済証書に表示します。
 (6) (1) による共済金額の増額については、普通約款第3章基本条項第30条「超過共済による一部取消し」および第31条「詐欺または強迫による取消し」(2)から(4)までの規定を準用します。

第15条【共済金額の減額】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、将来に向かって、共済金額を減額することができます。
- (2) (1) により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表 1【請求書類】の必要書類を提出してください。
- (3) (1) により共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第16条【主契約の共済金額の減額に伴う共済金額の減額】

- (1) 普通約款第3章基本条項第22条【共済契約者の任意による共済金額の減額】、第23条【時価共済契約となった場合の共済金額の減額】または継続特約第5条【継続後契約の契約内容および適用される約款等】により主契約の火災共済金額をこの特約の共済金額の2分の1未満の額に減額した場合は、組合は、この特約の共済金額を、同時に、主契約の減額後の火災共済金額の2倍の額に減額します。
- (2) (1) により共済金額を減額した場合は、組合は、共済証書に表示します。

第17条【共済の対象の追加および除外】

- (1) 共済契約者は、組合の定める手続に基づき、将来に向かって、(2) により共済の対象から除外されている物または第3条【共済の対象の範囲】(2) ⑨の物を共済の対象に追加することができます。この場合には、組合の承諾を得るものとします。
- (2) 共済契約者は、組合の定める手続に基づき、将来に向かって、共済の対象である動産の一部を共済の対象から除外することができます。
- (3) (1) または (2) により共済の対象を追加または除外する場合は、共済契約者は、別表 1【請求書類】の必要書類を提出してください。
- (4) (1) または (2) により共済の対象が追加または除外された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (5) (1) による共済の対象の追加については、普通約款第3章基本条項第14条【告知義務】、第15条【告知義務違反による解除】、第16条【告知義務違反による解除ができない場合】ならびに第31条【詐欺または強迫による取消し】(6) および(7)の規定を準用します。

第18条【普通約款の規定の適用除外】

この特約には、普通約款第1章建物条項および第2章動産条項の規定は、適用しません。

第19条【普通約款の規定の準用】

この特約に定められていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

家財費用共済金等不担保特約

第1条【用語の説明】

この家財費用共済金等不担保特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
継続後契約	継続特約第1条【用語の説明】に規定する継続後契約をいいます。
契約応当日	契約日の年ごとの応当日をいいます。
傷害共済金	普通約款第2章動産条項第17条【傷害共済金を支払う場合】に規定する共済金をいいます。
費用共済金	普通約款第2章動産条項第10条【損害防止費用共済金を支払う場合】、第11条【残存物とりかたづけ費用共済金を支払う場合】、第12条【ドアロック交換費用共済金を支払う場合】、第13条【臨時費用共済金を支払う場合】、第14条【失火見舞費用共済金を支払う場合】、第15条【盗難再発防止費用共済金を支払う場合】および第16条【特別費用共済金を支払う場合】に規定する共済金をいいます。

第2条【家財費用共済金等不担保特約の付加】

- (1) 共済契約者は、主契約の共済の対象が家財である場合において、次の表の申込みの区分のいずれかのときに、組合の定める取扱いに基づき、この特約を付加することができます。この場合、その申込みの区分に応じて、同表の時から効力を生じます。

申込みの区分	効力を生じる時
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時
② 継続後契約の第1回共済掛金払込みの際	継続後契約の第1回共済掛金にかかる共済年度の初日（注）

（注）申込みが契約応当日からその日を含めて継続後契約の第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

- (2) (1) 表中②の場合には、組合は、共済証書に表示します。

第3条【費用共済金および傷害共済金の取扱い】

組合は、普通約款第2章動産条項第10条【損害防止費用共済金を支払う場合】、第11条【残存物とりかたづけ費用共済金を支払う場合】、第12条【ドアロック交換費用共済金を支払う場合】、第13条【臨時費用共済金を支払う場合】、第14条【失火見舞費用共済金を支払う場合】、第15条【盗難再発防止費用共済金を支払う場合】、第16条【特別費用共済金を支払う場合】および第17条【傷害共済金を支払う場合】の規定にかかわらず、この特約により費用共済金および傷害共済金を支払いません。

第4条【家財費用共済金等不担保特約の解約】

- (1) 共済契約者は、継続後契約の第1回共済掛金払込みの際に限り、組合の定める取扱いに基づき、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、継続後契約の第1回共済掛金にかかる共済年度の初日（注）から効力を生じます。
 （注）解約の申出が契約応当日からその日を含めて継続後契約の第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申出の時とします。
- (2) (1) によりこの特約を解約する場合は、共済契約者は、別表1【請求書類】の必要書類を提出してください。

第5条【普通約款の規定の適用除外】

この特約には、普通約款第2章動産条項第21条【費用共済金の支払額】、第22条【傷害共済金の支払額】および第26条【他の建物更生共済契約がある場合の盗難再発防止費用共済金または傷害共済金の支払額】の規定は、適用しません。

第6条【普通約款の規定の読みかえ】

この特約を付加した主契約については、普通約款の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
普通約款第2章動産条項第1条【用語の説明】の表中の「他の共済契約等」	火災等による損害、自然災害による損害、持ち出し家財の火災等による損害、通貨もしくは預貯金証書の盗難による損害、損害防止費用、残存物とりかたづけ費用、ドアロック交換費用、臨時費用、失火見舞費用または特別費用	火災等による損害、自然災害による損害、持ち出し家財の火災等による損害または通貨もしくは預貯金証書の盗難による損害

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
普通約款第3章基本条項第36条〔損害または傷害発生の通知〕（1）	他の共済契約等（注） （注）次の建物または動産について締結された臨時費用、失火見舞費用または特別費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約を含みます。 ① この共済契約の共済の対象である建物または特定建築物に収容されている動産 ② この共済契約の共済の対象である動産を収容する建物またはその建物に収容されている共済の対象以外の動産	他の共済契約等
普通約款第3章基本条項第38条〔共済金の請求〕（5）	他の共済契約等（注） （注）次の建物または動産について締結された臨時費用、失火見舞費用または特別費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約を含みます。 （5）において同様とします。 ① この共済契約の共済の対象である建物または特定建築物に収容されている動産 ② この共済契約の共済の対象である動産を収容する建物またはその建物に収容されている共済の対象以外の動産	他の共済契約等

継続特約

第1条【用語の説明】

この継続特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
共済金	普通約款第1章建物条項または第2章動産条項に規定する共済金をいいます。
共済契約申込書	組合所定の共済契約申込書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。
共済月度	契約日または月応当日から翌月の月応当日の前日までの期間をいいます。
協定共済価額	普通約款第1章建物条項または第2章動産条項に規定する協定共済価額をいいます。
継続	この共済契約の共済期間が満了する日の翌日に引き続き共済契約を締結することをいいます。
継続意思確認日	継続日の属する月の前月15日をいいます。
継続回数	共済契約の締結時に約定した、当初の共済契約から継続する回数をいいます。
継続後契約	共済契約が継続された場合の継続後の共済契約をいいます。
継続前契約	継続前の共済契約をいいます。
継続日	共済契約が継続する日をいいます。
告知事項	危険（注1）に関する重要な事項のうち共済契約申込書または告知書で質問した事項（注2）をいいます。 （注1）共済金の支払事由の発生の可能性をいいます。 （注2）この共済契約と同一の共済の対象について締結された普通約款第1章建物条項または第2章動産条項に規定された損害または費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約に関する事実を含みます。
告知書	組合所定の告知書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者（注）または3親等内の姻族をいいます。 （注）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
月応当日	契約日の月ごとの応当日をいいます。ただし、応当日がない月は、その月の末日とします。
引継契約	引継契約条項が適用される共済契約をいいます。

第2条【継続特約の付加】

共済契約者は、主契約の締結の際に、組合の定める取扱いに基づき、この特約を付加することができます。

第3条【共済金額】

(1) 共済金額は、共済契約の区分に応じて、次のとおりとします。

共済契約の区分	共済金額
継続回数を継続した後の共済契約	火災共済金額および満期共済金額
継続回数を継続する前の共済契約	火災共済金額および共済掛金積立共済金額

(2) 共済掛金積立共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、継続回数および満期共済金額に応じて算出します。

第4条【共済契約の継続】

(1) 共済契約は、継続意思確認日までに、組合の定める手続に基づき、共済契約者から別段の意思表示がない場合には、普通約款第3章基本条項第2条【組合の責任開始】(1)の規定にかかわらず、継続回数に限り、継続されます。この場合、継続後契約に適用される共済約款は、継続日におけるものとします。

- (2) 組合は、継続後契約の契約内容を、継続意思確認日の10日前までに共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面により通知します。
- (3) 組合は、共済契約が継続された場合は、組合の定める取扱いに基づき、継続前契約の責任準備金および割りもどし金（注）を継続後契約の責任準備金および割りもどし金にあてます。
- （注）普通約款第3章基本条項第45条〔割りもどし金〕（2）により据え置かれた割りもどし金およびその利息をいいます。（3）において同様とします。
- (4) (3)の継続前契約の責任準備金の額が、組合の定める額を超えることとなる場合は、(3)の規定にかかわらず、継続後契約の責任準備金にあてる責任準備金の額は、その組合の定める額とします。この場合に、継続前契約の共済掛金積立共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、継続の時に減額されたものとみなします。
- (5) (4)により共済掛金積立共済金額が減額された場合は、その減額された部分は解約されたものとみなし、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。
- (6) 組合は、(5)により支払われる返れい金を、組合の定める利率で計算した利息をつけて、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅するまで据え置きます。
- (7) 共済契約者は、(6)の規定にかかわらず、組合の定める取扱いに基づき、いつでも、(6)により据え置かれた返れい金（注）の全部または一部を請求することができます。
- （注）(6)の利息を含みます。この条において同様とします。
- (8) 据え置かれた返れい金を請求する場合は、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を提出してください。
- (9) 組合は、次の表の支払事由に該当する場合に、据え置かれた返れい金の全部を同表の受取人に支払います。この場合に、共済金または返れい金を同一の者に支払うときは、同時に支払います。

支払事由	受取人
① 共済契約が消滅した場合であって、火災共済金、風水災等共済金または地震共済金を支払うとき（注1）	被共済者（注2）
② 共済契約が消滅した場合であって、満期共済金を支払うとき	満期共済金受取人（注3）
③ 共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合（注4）	共済契約者

- （注1）返れい金を支払わない場合に限りま。
- （注2）共済の対象を所有することなく管理する者（被共済者の親族を除きます。）が共済契約者となる共済契約の場合は、共済契約者を受取人とします。
- （注3）満期共済金受取人が指定されていない場合は、被共済者とします。
- （注4）①または②に該当する場合を除きます。
- (10) 共済契約が継続された場合は、普通約款第3章基本条項第33条〔共済契約の消滅〕の規定にかかわらず、組合は、返れい金を支払いません。

第5条〔継続後契約の契約内容および適用される約款等〕

- (1) 継続後契約には、継続日における制度・共済掛金率等（注）を適用します。
- （注）普通約款、特則、特約、別表、共済の引受に関する制度、共済掛金率等をいいます。(12)において同様とします。
- (2) 継続後契約は、継続前契約の共済期間が満了する日における共済契約者、被共済者、満期共済金受取人、共済の対象、火災共済金額、満期共済金額、共済期間および付加される特約の種類と同一の内容とします。
- (3) 建物、特定建築物または償却固定資産を共済の対象とする場合において、共済契約が継続されたときは、組合の定める取扱いに基づき、継続後契約の協定共済価額は、建築費または物価の変動等にしたがって調整して算出した額とします。
- (4) 継続後契約の火災共済金額が、(3)の規定により算出した継続後契約の協定共済価額を超えることとなる場合は、(2)の規定にかかわらず、組合は、継続後契約の火災共済金額が(3)の規定により算出した継続後契約の協定共済価額に等しくなるように継続後契約の火災共済金額および継続後契約の満期共済金額（注）を同時に同一の割合で継続の時に減額します。この場合に、継続後契約の火災共済金額または継続後契約の満期共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- （注）継続後契約が継続回数を継続する前の共済契約の場合、継続後契約の共済掛金積立共済金額を含みます。この条において同様とします。
- (5) (4)の場合に、継続後契約の火災共済金額が組合の定める額を超えることとなる場合は、組合は、継続後契約の火災共済金額が組合の定める額に等しくなるように継続後契約の火災共済金額を減額します。
- (6) (4)または(5)により継続後契約の火災共済金額および継続後契約の満期共済金額が減額された場合は、その減額された部分は解約されたものとみなし、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。
- (7) 組合は、(6)により支払われる返れい金を、組合の定める利率で計算した利息をつけて、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅するまで据え置きます。
- (8) 共済契約者は、(7)の規定にかかわらず、組合の定める取扱いに基づき、いつでも、(7)により据え置かれた返れい金（注）の全部または一部を請求することができます。
- （注）(7)の利息を含みます。この条において同様とします。
- (9) 据え置かれた返れい金を請求する場合は、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を提出してください。
- (10) 組合は、次の表の支払事由に該当する場合に、据え置かれた返れい金の全部を同表の受取人に支払います。この場合に、共済金または返れい金を同一の者に支払うときは、同時に支払います。

支払事由	受取人
① 共済契約が消滅した場合であって、火災共済金、風水災等共済金または地震共済金を支払うとき（注1）	被共済者（注2）
② 共済契約が消滅した場合であって、満期共済金を支払うとき	満期共済金受取人（注3）

支払事由	受取人
③ 共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合（注4）	共済契約者

（注1）返れい金を支払わない場合に限りです。

（注2）共済の対象を所有することなく管理する者（被共済者の親族を除きます。）が共済契約者となる共済契約の場合は、共済契約者を受取人とします。

（注3）満期共済金受取人が指定されていない場合は、被共済者としてします。

（注4）①または②に該当する場合を除きます。

（11）継続後契約の共済掛金は、継続後契約の協定共済価額の調整等、継続後契約の共済掛金を決定するための条件が変更となる場合には、変更後の条件によって定めるものとします。

（12）組合が制度・共済掛金率等を変更（注）した場合は、（1）から（11）までの規定にかかわらず、組合は、継続後契約には、この共済契約に適用されている普通約款、付加されている特則もしくは特約または適用されている別表と内容の全部または一部が同じである他の普通約款を適用し、特則もしくは特約を付加し、または別表を適用することがあります。

（注）普通約款、特則、特約または別表の新設、廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。

第6条【継続後契約の火災共済金額および継続後契約の満期共済金額が減額された場合の返れい金】

前条（6）の返れい金は、共済掛金積立金に相当する額とし、組合の定める取扱いに基づき計算します。

第7条【共済契約が継続されない場合】

（1）共済契約は、第4条【共済契約の継続】（1）および（2）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、継続されません。

① 共済契約者が継続後契約の第1回共済掛金（注）を払い込まないで、第9条【継続後契約の第1回共済掛金の払込みおよび払込猶予期間】（1）の払込猶予期間を経過した場合

② 継続前契約が失効している間にその共済契約の共済期間が満了した場合

③ 普通約款第3章基本条項第42条【共済掛金の自動振替貸付】および第43条【共済証書貸付】による貸付金の元利金の合計額が、継続前契約の共済期間が満了する日に普通約款第3章基本条項第44条【貸付を原因とする共済契約の失効】の返れい金の額を超える場合

④ 第10条【継続後契約の告知義務】（1）により告げられた事実で継続することについて組合が承諾しなかった場合

⑤ 組合の定める取扱いに基づき、継続することが適当でないと組合が認めた場合

⑥ 組合が、告知事項を改訂した場合で、継続することが適当でないと組合が認めたとき

（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合は、継続前契約の最終の共済月度の共済掛金または継続後契約の第1回共済掛金とします。

（2）（1）⑤または⑥により共済契約が継続されない場合には、組合は、継続日の10日前までに共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面を送付する等の方法によりその旨を通知します。

第8条【共済契約が継続されない場合の返れい金の支払】

（1）組合は、継続回数を継続する前の共済契約が継続されない場合（注）には、返れい金を共済契約者に支払います。

（注）継続前契約の共済期間が満了する日の属する共済月度の共済掛金が払い込まれていない場合および継続前契約が失効している間に、その共済契約の共済期間が満了した場合を除きます。

（2）（1）により支払われる返れい金の額は、普通約款第3章基本条項第35条【返れい金】（1）の規定にかかわらず、共済掛金積立共済金額と同額とします。

（3）（1）により返れい金を支払う場合には、組合は、普通約款第3章基本条項第33条【共済契約の消滅】による返れい金は支払いません。

第9条【継続後契約の第1回共済掛金の払込みおよび払込猶予期間】

（1）継続後契約の第1回共済掛金は、継続日の属する月の初日からその日を含めて末日までに払い込むこととし、その共済掛金の払込みについては、次のとおり払込猶予期間があります。

共済掛金の払込方法	払込猶予期間
年払い	継続日の属する月の翌月初日からその日を含めてその継続日の属する月の翌々月の月応当日（注）まで
月払い	継続日の属する月の翌月初日からその日を含めてその継続日の属する月の翌月の末日まで

（注）継続日が継続日の属する月の末日の場合は、その月の翌々月の末日とします。

（2）（1）の共済掛金（注1）が払い込まれないまま、継続日からその日を含めて（1）の払込猶予期間の満了日までの間に共済金（注2）の支払事由が生じた場合には、組合は、支払うべき共済金からその共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき共済金はその共済掛金を下回る場合は、組合は、その共済掛金が払い込まれるまで、共済金を支払いません。

（注1）特約の共済掛金を含みます。

（注2）特約の共済金を含みます。（2）において同様とします。

第10条【継続後契約の告知義務】

（1）共済契約者または被共済者は、第4条【共済契約の継続】（1）により共済契約が継続される場合に、共済契約申込書もしくは告知書に記載した告知事項について告げた事実または共済証書に記載された告知事項について告げた事実に変更があった

ときは、継続日の前日までに組合所定の申込書により事実を告知しなければなりません。

- (2) 組合は、(1)により告げられた事実で共済契約を継続することについて組合が承諾した場合は、第4条(2)の規定にかかわらず、組合の定める取扱いに基づき、継続後契約の共済掛金を変更することがあります。この場合には、既に払い込まれた共済掛金について、過不足額があるときは、組合は、組合の定める取扱いに基づきその過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- (3) (2)の共済掛金の不足額を精算する場合については、第7条〔共済契約が継続されない場合〕(1)①および前条の規定を準用します。この場合、第7条(1)①および前条(1)の規定中「第1回共済掛金」とあるのは、「第1回共済掛金の不足額」と読みかえます。
- (4) (1)による告知義務については、普通約款第3章基本条項第15条〔告知義務違反による解除〕および第16条〔告知義務違反による解除ができない場合〕の規定を準用します。この場合、普通約款第3章基本条項第15条および第16条の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
普通約款第3章基本条項第15条(1)	前条の告知の際	継続特約第10条〔継続後契約の告知義務〕(1)の告知の際
普通約款第3章基本条項第16条①	共済契約の締結(注1)または復活の際	共済契約の継続の際
普通約款第3章基本条項第16条③	共済契約の締結または復活の際	共済契約の継続の際
	共済契約を締結または復活していたと認めるとき	共済契約を継続していたと認めるとき
普通約款第3章基本条項第16条⑤	責任開始時(注2)の属する日	継続日
普通約款第3章基本条項第16条⑤および⑥	責任開始時の属する日	継続日

第11条〔満期共済金を支払う場合〕

組合は、普通約款第1章建物条項第16条〔満期共済金を支払う場合〕または第2章動産条項第18条〔満期共済金を支払う場合〕の規定にかかわらず、通算共済期間(注)が満了するまで共済の対象が耐存した場合には、満期共済金を支払います。
(注) 共済証書記載の通算共済期間をいいます。

第12条〔継続特約の解約〕

共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。

第13条〔普通約款および特約の規定の適用上の特則〕

- (1) 第4条〔共済契約の継続〕(6)、第5条〔継続後契約の契約内容および適用される約款等〕(7)、普通約款第3章基本条項第26条〔共済契約の転換〕、第34条〔共済掛金の精算〕、第35条〔返れい金〕、第42条〔共済掛金の自動振替貸付〕、第43条〔共済証書貸付〕、第45条〔割りもどし金〕、修理費給付特約および共済掛金振替払特約の規定を適用する場合は、継続後契約は、継続前契約と通じて1の共済契約とみなします。
- (2) 第4条〔共済契約の継続〕(1)および(2)の規定にかかわらず、継続日からその日を含めて継続後契約の第1回共済掛金を払い込むまでの間に、継続後契約が普通約款第3章基本条項第15条〔告知義務違反による解除〕、第18条〔危険増加による解除〕、第28条〔解約〕、第32条〔重大事由による解除〕(注1)または第50条〔組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡〕(9)により解約もしくは解除された場合(注2)は、共済契約は継続されなかったものとして取り扱います。
(注1) 普通約款第3章基本条項第32条(7)に該当する場合を除きます。
(注2) 普通約款第3章基本条項第27条〔共済契約の引継〕により引継契約を締結した場合を除きます。
- (3) 第4条(1)および(2)の規定にかかわらず、継続日からその日を含めて継続後契約の第1回共済掛金を払い込むまでの間に、継続後契約が普通約款第3章基本条項第33条〔共済契約の消滅〕(1)③または④の事実が生じたため消滅した場合(注)は、共済契約は継続されなかったものとして取り扱います。
(注) 普通約款第3章基本条項第27条により引継契約を締結した場合を除きます。
- (4) 普通約款第3章基本条項第22条〔共済契約者の任意による共済金額の減額〕または第23条〔時価共済契約となった場合の共済金額の減額〕により火災共済金額および満期共済金額を減額する場合には、共済掛金積立共済金額を同時に同一の割合で減額します。
- (5) 普通約款第3章基本条項第30条〔超過共済による一部取消し〕の規定は、継続後契約について適用します。この場合、同条(1)の規定中「共済契約の締結の時」とあるのは、「継続の時」と読みかえます。

第14条〔共済契約継続証の交付〕

組合は、共済契約が継続された場合は、継続日(注)以後、遅滞なく、共済契約継続証を共済契約者に交付します。この場合、その共済契約継続証および当初の共済契約の共済証書をもって継続後契約の共済証書として取り扱います。
(注) 継続後契約の第1回共済掛金が継続日の翌日以後に払い込まれた場合は、払い込まれた日とします。

第15条【普通約款の規定の読みかえ】

この特約を付加した主契約については、普通約款の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

規 定	読みかえられる字句	読みかえる字句
普通約款第3章基本条項第30条〔超過共済による一部取消し〕（3）	共済証書	共済証書（継続後契約については、共済証書および共済契約継続証）
普通約款第3章基本条項第35条〔返れい金〕（5）および（6）	共済証書	共済証書（継続後契約については、共済証書および共済契約継続証）

共済掛金振替払特約

第1条【用語の説明】

この共済掛金振替払特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
共済掛金振替払特約充当額（実持込）	それぞれ次の金額をいいます。 ア. この特約を付加した共済契約の場合（注） 組合の定める取扱いに基づき共済契約者から払い込まれる金額 イ. 転換契約の場合 転換契約条項第3条〔被転換契約の責任準備金〕（2）の組合の定める手続に基づき共済契約者から払い込まれる金額がある場合はその金額 （注）イ. に該当する場合を除きます。
共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
共済金	普通約款第1章建物条項または第2章動産条項に規定する共済金をいいます。
共済金額	火災共済金額および満期共済金額をいいます。
共済月度	契約日または月応当日から翌月の月応当日の前日までの期間をいいます。
継続	継続特約第1条【用語の説明】に規定する継続をいいます。
継続後契約	継続特約第1条【用語の説明】に規定する継続後契約をいいます。
契約応当日	契約日の年ごとの応当日をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者（注）または3親等内の姻族をいいます。 （注）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
月応当日	契約日の月ごとの応当日をいいます。ただし、応当日がない月は、その月の末日とします。
転換契約	転換契約条項が適用される共済契約をいいます。
振替払掛金	共済契約の共済掛金のうち、第4条〔振替払掛金の共済掛金への振替〕により振り替えられる部分をいいます。

特
約

継続特約
／
共済掛金振替払特約

第2条【共済掛金振替払特約の付加】

共済契約者は、主契約の締結の際に、組合の定める取扱いに基づき、この特約を付加することができます。

第3条【振替払掛金の額等】

（1）振替払掛金の額は、組合の定める取扱いに基づき、主契約の共済掛金の範囲内で、次の共済契約の区分におけるこの特約の責任準備金にあてる額に応じて算出します。

共済契約の区分	この特約の責任準備金にあてる額
① 共済契約（注1）の締結の際、この特約を付加した共済契約	共済掛金振替払特約充当額（実持込）
② 転換契約の締結の際、この特約を付加した共済契約（注2）	被転換契約（注3）の責任準備金の額
③ この特約および継続特約を付加した共済契約が継続した後の共済契約	継続する前のこの特約の責任準備金の額

（注1）②に該当するものを除きます。

（注2）継続特約を付加した共済契約にあっては、当初の共済契約とします。

（注3）転換契約条項第1条【用語の説明】に規定する被転換契約をいいます。この条において同様とします。

（2）この特約を付加した共済契約においては、共済契約者が普通約款第3章基本条項第11条〔共済掛金の払込経路〕（1）により払い込むべき共済掛金の額は、この共済契約および賠償責任共済契約（注1）の共済掛金（注2）の合計額から振替払掛金の額を差し引いた残額とします。

（注1）組合の定める取扱いに基づき、この共済契約の締結または第2回以後の共済掛金の払込みにあわせて共済契約者が締結したものに限り、

（注2）払い込むべき共済掛金が第1回共済掛金の場合、共済掛金振替払特約充当額（実持込）を含みます。

- (3) (1) 表中②により算出した振替払掛金の額に組合の定める金額未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとし、組合は、普通約款第3章基本条項第35条〔返れい金〕(1)の規定にかかわらず、その端数に対応する被転換契約の責任準備金を返れい金として共済契約者に支払います。
- (4) (1) 表中②により算出した被転換契約の責任準備金の額が、組合の定める額を超えることとなる場合は、(1)および(3)の規定にかかわらず、この特約の責任準備金にあてはる額はその組合の定める額とします。この場合に、組合は、普通約款第3章基本条項第35条(1)の規定にかかわらず、被転換契約の責任準備金から、その組合の定める額を差し引いた額を返れい金として共済契約者に支払います。
- (5) (1) 表中③により算出した振替払掛金の額に組合の定める金額未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとし、(1)の規定にかかわらず、継続する前のこの特約の責任準備金の額は、その端数を切り捨てた額とします。この場合に、継続する前のこの特約の責任準備金は、組合の定める取扱いに基づき、継続の時に減額されたものとみなします。
- (6) (1) 表中③により算出した継続する前のこの特約の責任準備金の額が組合の定める額を超えることとなる場合は、(1)および(5)の規定にかかわらず、継続する前のこの特約の責任準備金の額は、その組合の定める額とします。この場合に、継続する前のこの特約の責任準備金の額は、組合の定める取扱いに基づき、継続の時に減額されたものとみなします。
- (7) (5) または(6)により継続する前のこの特約の責任準備金の額が減額された場合は、その減額された部分は解約されたものとみなし、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。
- (8) 組合は、(7)により支払われる返れい金を、組合の定める利率で計算した利息をつけて、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅するまで据え置きます。
- (9) 共済契約者は、(8)の規定にかかわらず、組合の定める取扱いに基づき、いつでも、(8)により据え置かれた返れい金(注)の全部または一部を請求することができます。
- (注) (8)の利息を含みます。この条において同様とします。
- (10) 据え置かれた返れい金を請求する場合は、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を提出してください。
- (11) 組合は、次の表の支払事由に該当する場合に、据え置かれた返れい金の全部を同表の受取人に支払います。この場合に、共済金または返れい金を同一の者に支払うときは、同時に支払います。

支払事由	受取人
① 共済契約が消滅した場合であって、火災共済金、風水災等共済金または地震共済金を支払うとき(注1)	被共済者(注2)
② 共済契約が消滅した場合であって、満期共済金を支払うとき	満期共済金受取人(注3)
③ 共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合(注4)	共済契約者

(注1) 返れい金を支払わない場合に限りま。

(注2) 共済の対象を所有することなく管理する者(被共済者の親族を除きます。)が共済契約者となる共済契約の場合は、共済契約者を受取人とします。

(注3) 満期共済金受取人が指定されていない場合は、被共済者として。

(注4) ①または②に該当する場合を除きます。

第4条〔振替払掛金の共済掛金への振替〕

- (1) 組合は、共済契約の申込みを承諾した場合において、前条(2)に規定する第1回共済掛金の払込みがあったときは、第1回共済掛金に対応する振替払掛金を前条(2)に規定する共済掛金の払込みの日に主契約の共済掛金に振り替えます。
- (2) 組合は、前条(2)に規定する第2回以後の共済掛金の払込みがあった場合には、第2回以後の共済掛金に対応する振替払掛金を、次の表の日に主契約の共済掛金に振り替えます。

区 分	振替払掛金を振り替える日
契約応当日(注)の前日までに前条(2)に規定する共済掛金の払込みがあった場合	契約応当日
契約応当日以後に前条(2)に規定する共済掛金の払込みがあった場合	前条(2)に規定する共済掛金の払込みの日

(注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合は、月応当日とします。(2)において同様とします。

- (3) (1)の規定にかかわらず、継続特約第9条〔継続後契約の第1回共済掛金の払込みおよび払込猶予期間〕に規定する共済掛金の払込みの場合には、(2)の規定を準用します。
- (4) 共済契約が失効した場合で、普通約款第3章基本条項第13条〔共済契約の復活〕により共済契約が復活した場合は、組合は、前条(2)に規定する共済掛金が払い込まれなかったために振り替えられなかった振替払掛金を復活の日に振り替えます。

第5条〔共済掛金の払込みおよび共済契約の継続にかかる普通約款および特約の規定の適用上の特則〕

- (1) この特約を付加した共済契約については、普通約款第3章基本条項第1条〔用語の説明〕、第4条〔第1回共済掛金の払込み〕、第6条〔第2回以後の共済掛金の払込み〕、第8条〔共済掛金の払いもどし〕、第9条〔共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由が生じた場合の取扱い〕、第10条〔共済掛金の払込方法の変更〕、第11条〔共済掛金の払込経路〕および動産損害担保特約第12条〔共済掛金の払込みおよび払込猶予期間〕の規定は、第3条〔振替払掛金の額等〕(2)に規定する共済掛金について適用します。
- (2) この特約および継続特約を付加した共済契約については、継続特約第7条〔共済契約が継続されない場合〕、第8条〔共済契約が継続されない場合の返れい金の支払〕、第9条〔継続後契約の第1回共済掛金の払込みおよび払込猶予期間〕、第13条〔普通約款および特約の規定の適用上の特則〕および第14条〔共済契約継続証の交付〕の規定は、第3条(2)に規定する共済掛金について適用します。

第6条【共済掛金振替払特約を付加した共済契約における自動振替貸付および共済証書貸付】

- (1) この特約を付加した共済契約については、普通約款第3章基本条項第42条【共済掛金の自動振替貸付】の規定は、第3条【振替払掛金の額等】(2)に規定する共済掛金について適用します。
- (2) 組合は、普通約款第3章基本条項第42条(2)の規定にかかわらず、この特約を付加した共済契約における自動振替貸付(注1)については、次のいずれか低い額の80%に相当する額(注2)の範囲内である場合に行います。
- ① その貸付時の返れい金の額(注3)
 - ② 満期共済金額
 - ③ 次の算式により算出した額

共済契約の締結の際におけるこの特約の責任準備金の額(注4)

-

共済期間中に振り替えられる振替払掛金の合計額

+

満期共済金額

- (注1) 払い込むべき第3条(2)に規定する共済掛金に相当する額の自動的な貸付をいいます。この条において同様とします。
- (注2) 自動振替貸付による貸付金または(6)による貸付金がある場合は、(2)①から③までのいずれか低い額の80%に相当する額からこれらの貸付金の元利金を差し引いた残額とします。
- (注3) この特約の返れい金を含むものとし、払い込むべき共済掛金の払込みがあったものとして計算した額とします。
- (注4) 共済掛金振替払特約充当額(実持込)を含めた額とします。
- (3) この特約および継続特約を付加した共済契約については、共済契約の区分に応じて、(2)③の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

共済契約の区分	読みかえられる字句	読みかえる字句
継続後契約	共済契約の締結の際におけるこの特約の責任準備金の額(注4)	共済契約が継続した際におけるこの特約の責任準備金の額
	共済期間中に振り替えられる振替払掛金	継続後契約の共済期間中に振り替えられる振替払掛金
継続回数を継続する前の共済契約	満期共済金額	共済掛金積立共済金額

- (4) この特約、修理費給付特約および継続特約を付加した共済契約については、(2)および(3)の規定中の次の表の字句は、同表のとおり読みかえます。

規定	読みかえられる字句	読みかえる字句
(2)②および③	満期共済金額	満期共済金額から修理費給付特約第3条【修理費共済金の支払】により支払われた修理費共済金の額(修理費給付特約第3条(3)の利息は含みません。)を差し引いた額
(3)	共済掛金積立共済金額	共済掛金積立共済金額から修理費給付特約第3条により支払われた修理費共済金の額(修理費給付特約第3条(3)の利息は含みません。)を差し引いた額

- (5) 普通約款第3章基本条項第42条(7)による取扱いが行われた場合には、その行われなかったものとされる貸付に対応して振り替えられた振替払掛金は、振り替えられなかったものとして取り扱います。
- (6) 共済契約者は、普通約款第3章基本条項第43条【共済証書貸付】(1)および(2)の規定にかかわらず、組合の定める手続に基づき、本条(2)から(4)までによる自動振替貸付を行う額の範囲内で、同条による貸付を受けることができます。
- (7) この特約を付加した共済契約については、普通約款第3章基本条項第44条【貸付を原因とする共済契約の失効】に規定する返れい金の額は、この特約の返れい金の額を含むものとします。

第7条【共済掛金振替払特約の無効、取消し、解約、解除および消滅】

- (1) 共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。
- (2) 主契約が無効の場合、または取消し、解約、解除され、もしくは消滅した場合は、同時にこの特約も無効となり、または取消し、解約、解除され、もしくは消滅します。
- (3) (2)により、この特約が解約、解除され、または消滅した場合は、組合は、この特約の返れい金を共済契約者に支払います。ただし、次の場合には、この特約の返れい金は支払いません。
- ① 普通約款第3章基本条項第15条【告知義務違反による解除】(5)において、共済の対象に追加された部分について解除した場合で返れい金が支払われないとき
 - ② 普通約款第3章基本条項第26条【共済契約の転換】(3)により返れい金が支払われない場合
 - ③ 普通約款第3章基本条項第28条【解約】(3)により返れい金が支払われない場合
 - ④ 普通約款第3章基本条項第31条【詐欺または強迫による取消し】(5)により返れい金が支払われない場合
 - ⑤ 普通約款第3章基本条項第32条【重大事由による解除】(7)により返れい金が支払われない場合
 - ⑥ 普通約款第3章基本条項第33条【共済契約の消滅】(2)により返れい金が支払われない場合

第8条【共済掛金振替払特約の責任準備金の額および振替払掛金の額の減額】

- (1) 普通約款第3章基本条項第22条【共済契約者の任意による共済金額の減額】または第23条【時価共済契約となった場合の共済金額の減額】により共済金額が減額された場合に、この特約の責任準備金の額が、減額された共済金額に基づき算出した組合の定める額を超えることとなるときは、この特約の責任準備金は、その減額された共済金額に基づき算出した組合の定める額まで減額されたものとみなします。
- (2) (1) によりこの特約の責任準備金が減額された場合は、その減額された部分は解約されたものとみなし、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。
- (3) (2) の場合は、振替払掛金の額は、組合の定める取扱いに基づき、減額されたこの特約の責任準備金の額に基づき算出された振替払掛金の額まで減額されます。
- (4) (1) から (3) までの規定は、普通約款第3章基本条項第34条【共済掛金の精算】による共済掛金の変更に伴うこの特約の責任準備金の額および振替払掛金の額の減額について、準用します。

第9条【解約、解除および消滅における返れい金】

第7条【共済掛金振替払特約の無効、取消し、解約、解除および消滅】(3) による返れい金は、共済契約の区分に応じ、次の表の額とし、組合の定める取扱いに基づき計算します。

共済契約の区分		返れい金の額	
継続特約を付加しない共済契約		次により計算したこの特約の責任準備金の残額	
継続特約を付加した共済契約	当初の共済契約	共済契約の締結におけるこの特約の責任準備金の額（注）	－ 既に共済掛金に振り替えられた振替払掛金の合計額
	継続後契約	次により計算したこの特約の責任準備金の残額	－ 継続後契約において既に共済掛金に振り替えられた振替払掛金の合計額

（注）共済掛金振替払特約充当額（実持込）を含めた額とします。ただし、第3条【振替払掛金の額等】(2) に規定する第1回共済掛金が払い込まれないまま、第7条(2) によりこの特約が解約、解除され、または消滅した場合は、共済掛金振替払特約充当額（実持込）は含まれません。

第10条【継続特約を付加した共済契約が継続されない場合の返れい金】

- (1) 組合は、継続回数を継続する前のこの特約および継続特約を付加した共済契約が継続されない場合（注）には、返れい金を共済契約者に支払います。
- （注）継続前契約（継続特約第1条【用語の説明】に規定する継続前契約をいいます。（1）において同様とします。）の共済期間が満了する日の属する共済年度の第3条【振替払掛金の額等】(2) に規定する共済掛金が払い込まれていない場合および継続前契約が失効している間に、その共済契約の共済期間が満了した場合を除きます。
- (2) (1) により支払われるこの特約の返れい金の額は、前条の規定にかかわらず、継続されたとした場合に、その継続の際にこの特約の共済掛金積立金（注）となるべきであった額と同額とします。
- （注）将来の共済金の支払のために、共済掛金の中から積み立てた積立金をいいます。
- (3) (1) により返れい金を支払う場合には、組合は、第7条【共済掛金振替払特約の無効、取消し、解約、解除および消滅】(3) による返れい金は支払いません。

第11条【共済掛金振替払特約の責任準備金の額および振替払掛金の額が減額された場合の返れい金】

第8条【共済掛金振替払特約の責任準備金の額および振替払掛金の額の減額】による返れい金は、共済契約の区分に応じ、次の表の額とし、組合の定める取扱いに基づき計算します。

共済契約の区分		返れい金の額			
継続特約を付加しない共済契約		次により計算したこの特約の責任準備金の残額			
	当初の共済契約	$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{共済契約の締結の際におけるこの特約の責任準備金の額（注）} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{ c } \hline \text{既に共済掛金に振り替えられた振替払掛金の合計額} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{ c } \hline \text{減額後の振替払掛金に対応する共済契約の締結の際におけるこの特約の責任準備金の額（注）} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{ c } \hline \text{既に共済掛金に振り替えられているべき減額後の振替払掛金の合計額} \\ \hline \end{array} \right)$			
継続特約を付加した共済契約		次により計算したこの特約の責任準備金の残額			
	継続後契約	$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{共済契約が継続した際におけるこの特約の責任準備金の額} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{ c } \hline \text{継続後契約において既に共済掛金に振り替えられた振替払掛金の合計額} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{ c } \hline \text{減額後の振替払掛金に対応する共済契約が継続した際におけるこの特約の責任準備金の額} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{ c } \hline \text{継続後契約において既に共済掛金に振り替えられているべき減額後の振替払掛金の合計額} \\ \hline \end{array} \right)$			

（注）共済掛金振替払特約充当額（実持込）を含めた額とします。ただし、第3条〔振替払掛金の額等〕（2）に規定する第1回共済掛金が払い込まれないまま、第8条によりこの特約の責任準備金が減額された場合は、共済掛金振替払特約充当額（実持込）は含まれません。

第12条〔普通約款および特約の規定の適用上の特則〕

この特約を付加した共済契約については、普通約款第3章基本条項第5条〔第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除〕、第7条〔第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の失効〕、第13条〔共済契約の復活〕、第24条〔臨時費用共済金の支払割合の引上げ〕、第25条〔臨時費用共済金の支払割合の引下げ〕、第30条〔超過共済による一部取消し〕、第35条〔返れい金〕、転換契約条項第4条〔転換契約の取消し〕、第5条〔第1回共済掛金が払い込まれないまま転換契約が解約された場合の取扱い〕、第6条〔普通約款の規定の適用上の特則〕、実損てん補特約第2条〔実損てん補特約の付加〕、修理費給付特約第6条〔修理費給付特約の解約、解除および消滅〕、動産損害担保特約第2条〔動産損害担保特約の付加〕、第13条〔動産損害担保特約の無効、取消し、解約、解除および消滅〕、第14条〔共済金額の増額〕、家財費用共済金等不担保特約第2条〔家財費用共済金等不担保特約の付加〕および第4条〔家財費用共済金等不担保特約の解約〕の規定は、第3条〔振替払掛金の額等〕（2）に規定する共済掛金について適用します。

第13条〔普通約款の規定の適用除外〕

この特約を付加した共済契約には、普通約款第3章基本条項第12条〔共済掛金の前納または一括払い〕の規定は、適用しません。

別表１ 請求書類

(１) 共済金にかかる請求書類

共済金の区分	必要書類
火災共済金 損害防止費用共済金 残存物とりかたづけ費用共済金 水道管凍結修理費用共済金 ドアロック交換費用共済金 臨時費用共済金 失火見舞費用共済金 盗難再発防止費用共済金 特別費用共済金 持ち出し家財共済金 通貨等盗難共済金 火災等による共済金（動産損害担保特約）	ア. 組合所定の請求書 イ. 共済証書（継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されている場合は、共済証書および共済契約継続証） ウ. 関係官署の罹災証明書（損害が盗難によるものである場合は、警察官署の盗難届出証明書） エ. 被共済者の印鑑証明書
風水災等共済金 地震共済金 自然災害による共済金（動産損害担保特約）	ア. 組合所定の請求書 イ. 共済証書（継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されている場合は、共済証書および共済契約継続証） ウ. 関係官署の罹災証明書 エ. 被共済者の印鑑証明書
満期共済金 修理費共済金	ア. 組合所定の請求書 イ. 共済証書（継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されている場合は、共済証書および共済契約継続証） ウ. 満期共済金受取人の印鑑証明書
傷害共済金	ア. 組合所定の請求書 イ. 共済証書（継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されている場合は、共済証書および共済契約継続証） ウ. 組合所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書（死亡の場合） エ. 組合所定の様式による医師または歯科医師の診断書（後遺障害の場合） オ. 組合所定の様式による医師もしくは歯科医師の診断書または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師の証明書（治療または施術の場合） カ. あんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師の施術についての医師の同意書（施術の場合） キ. 被害者の印鑑証明書（後遺障害または治療もしくは施術の場合） ク. 被害者の法定相続人の印鑑証明書（死亡の場合）

(２) その他の請求書類

項 目	必要書類
共済契約の復活	ア. 組合所定の申込書 イ. 共済証書（継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されている場合は、共済証書および共済契約継続証）
共済の対象の譲渡の通知	
臨時費用共済金の支払割合の引上げ	
共済契約の引継	
共済金額の増額（動産損害担保特約）	
共済の対象の再取得価額の増加または減少の申出	ア. 組合所定の通知書 イ. 共済証書（継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されている場合は、共済証書および共済契約継続証）
通知義務事項の通知	
組合の変更または追加	
被共済者の変更	ア. 組合所定の通知書 イ. 共済契約者の印鑑証明書 ウ. 共済証書（継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されている場合は、共済証書および共済契約継続証）
共済契約者の変更	
満期共済金受取人の変更	

項 目	必要書類
共済の対象の追加	ア. 組合所定の通知書（動産損害担保特約の共済の対象の追加の場合は、組合所定の申込書） イ. 共済証書（継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されている場合は、共済証書および共済契約継続証）
共済の対象の除外	ア. 組合所定の通知書（動産損害担保特約の共済の対象の除外の場合は、組合所定の申込書） イ. 共済契約者の印鑑証明書 ウ. 共済証書（継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されている場合は、共済証書および共済契約継続証）
共済掛金の払込方法の変更	ア. 組合所定の申込書 イ. 共済契約者の印鑑証明書 ウ. 共済証書（継続特約が付加された共済契約で共済契約継続証が交付されている場合は、共済証書および共済契約継続証）
共済金額の減額	
臨時費用共済金の支払割合の引下げ	
解約および返れい金の請求	
超過共済による一部取消しおよび払いもどし金の請求	
共済証書貸付	
割りもどし金の請求	
据え置かれた返れい金の請求	

(3) 請求書類にかかる注意事項

注意事項
① 組合は、これらの書類のほか特に必要と認める書類の提出を求めることがあります。 ② 組合所定の請求書、申込書または通知書以外の書類については、組合が認めた場合は、提出する必要はありません。 ③ 主契約による共済金の請求と同時に動産損害担保特約による共済金の請求をする場合に重複する書類があるときは、その重複する書類については、主契約による共済金の請求にかかる書類の提出をもってかえることができます。 ④ 必要書類の提出については、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機の使用をもって書類の提出にかえることができます。

別表2 後遺障害等級表

「後遺障害の状態」とは、傷害または疾病が治癒した後に残存する精神的または身体的な損傷状態であって、将来回復見込みのない、次のものをいいます。

等級	後遺障害の状態	支払割合
第1級	1. 両眼の視力が0.02以下になったもの 2. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 3. そしゃくの機能を廃したもの 4. 言語の機能を廃したもの 5. 両上肢の用を全廃したもの 6. 両手の手指の全部を失ったもの 7. 両下肢を足関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの 9. 精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもの 10. 神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもの 11. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもの 12. 終身にわたり全く労務につくことができないもの	100%
第2級	12. 両眼の視力が0.06以下になったもの 13. 両耳の聴力を全く失ったもの 14. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 15. 1上肢を腕関節以上で失ったもの 16. 両手の手指の全部の用を廃したもの 17. 1下肢を足関節以上で失ったもの 18. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%
第3級	19. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 20. 1上肢の用を全廃したもの 21. 1下肢の用を全廃したもの 22. 両足の足指の全部を失ったもの 23. 精神に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 24. 神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 25. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの	70%
第4級	26. 両眼の視力が0.1以下になったもの 27. 1眼の視力が0.02以下になったもの 28. 両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 29. そしゃくの機能に著しい障害を残すもの 30. 言語の機能に著しい障害を残すもの 31. せき柱に著しい奇形を残すもの 32. せき柱に著しい運動障害を残すもの 33. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 34. 1手の母指および示指を含み4の手指を失ったもの 35. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	60%
第5級	36. 両耳の聴力が40cm以上では普通の話声を解することができないもの 37. 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 38. 1手の母指および示指を失ったもの 39. 1手の母指を含み3以上の手指を失ったもの 40. 1手の示指を含み3以上の手指を失ったもの 41. 1手の母指および示指を含み3の手指の用を廃したもの 42. 1手の4の手指の用を廃したもの 43. 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 44. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 45. 両足の足指の全部の用を廃したもの 46. 精神に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 47. 神経系統の機能に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 48. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 49. 両側のこう丸を失ったもの 50. 外ぼうに特に著しい醜状を残すもの	50%

適用上の注意事項

- (1) 「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。
- (2) 「労働能力」とは、「労務」を遂行する能力をいいます。
- (3) 「終身にわたり全く労務につくことができないもの」、「極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの」および「単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの」における制限の程度は、日常生活動作の制限の程度、四肢の麻痺の程度、高次脳機能障害の程度等の精神または身体の状況により判定されます。
- (4) 傷害または疾病が治癒する前であっても、その障害の状態が第1級の状態に該当し、将来回復見込みのないものは、後遺障害の状態とみなす場合があります。この場合には、第1級9.、10.および11.中「労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの」とあるのは「終身常時介護を要するもの」と読みかえます。
- (5) 同一の事故によって2以上の後遺障害の状態に該当した場合の傷害共済金の支払割合は、次のとおりとします。
 - ① それらの後遺障害の状態が身体の同一部位に生じたものである場合は、それらのうち最も上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払割合とします。
 - ② それらの後遺障害の状態が身体のおもな部位に生じたものである場合は、100%とします。ただし、次の表の区分に該当する場合は、同表の支払割合とします。

区 分	支払割合
ア. 別表に1の後遺障害の状態として規定されている場合	その1の後遺障害の状態に対応する支払割合
イ. 器質障害であって、外ぼうの醜状障害にも該当する場合	いずれか高い障害の支払割合
ウ. 精神・神経障害とそれに関連のあるその他の部位の機能障害が併存する場合	精神・神経障害に対応する支払割合
エ. 胸腹部臓器障害とそれに関連のあるその他の部位の機能障害が併存する場合（注）	胸腹部臓器障害に対応する支払割合

（注）ウ. に該当する場合を除きます。

- (6) 既に後遺障害の状態にある身体のおもな部位と同一部位に後遺障害の状態が加重して生じた場合の傷害共済金の支払割合は、既に生じていた後遺障害の状態が次のいずれかに該当するときは、それに対応する支払割合を新たな後遺障害の状態に対応する支払割合から差し引いて得た支払割合とします。
 - ① 傷害共済金が支払われたものまたは支払われることとなったもの
 - ② 責任開始時前または共済契約が失効している間にその原因が発生していたため傷害共済金が支払われないもの
 - ③ 疾病を原因とした後遺障害の状態もしくは傷害を原因としない後遺障害の状態のため、または傷害を原因としたものであっても傷害を受けた日以後200日経過後に後遺障害の状態となったため傷害共済金が支払われないもの
 - ④ ②および③のほか、この共済約款の規定するところにより傷害共済金が支払われないもの
- (7) (5) および (6) でいう身体のおもな部位は、眼、耳、そしゃく・言語、外ぼう、精神・神経、胸腹部臓器、せき柱、上肢（注1）および下肢（注2）とし、両眼および両耳についてはそれぞれ同一部位とし、上肢および下肢については左右はそれぞれ他部位とします。

（注1）手指を含みます。

（注2）足指を含みます。
- (8) 備 考
 - ① 眼の障害

ア. 視力の測定は、万国式試視力表により、矯正視力について測定します。

イ. 「失明」とは、明暗だけがようやく区別できるもの以下のものをいいます。
 - ② 耳の障害

ア. 聴力の測定は、オーディオメーターにより測定します。

イ. 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが90dB以上のものをいいます。

ウ. 「聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの」とは、聴力レベルが80dB以上90dB未満のものをいいます。

エ. 「聴力が40cm以上では普通の話声を解することができないもの」とは、聴力レベルが70dB以上80dB未満のものをいいます。
 - ③ そしゃく（注1）・言語の障害

ア. 「そしゃくの機能を廃したもの」とは、流動食以外は摂取できないものをいいます。

イ. 「そしゃくの機能の著しい障害」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できない程度のものをいいます。

ウ. 「言語の機能を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

 - （ア） 語音構成機能の障害により4種の語音（注2）のうち、3種以上の発音ができないもの
 - （イ） 声帯の全部の摘出により発音ができないもの
 - （ウ） 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が全くできないもの

エ. 「言語の機能の著しい障害」とは、語音構成機能の障害により4種の語音のうち、2種の発音ができないものをいいます。

（注1） えん下を含みます。

（注2） 口唇音、歯舌音、口がい音およびこう頭音をいいます。エ. において同様とします。
 - ④ 外ぼうの醜状障害

「外ぼうの特に著しい醜状」とは、原則として顔面の1／3以上にはんこんを残し、他人の注目を特に強く引く程度以上のものをいいます。
 - ⑤ せき柱の障害

ア. 「せき柱の著しい奇形」とは、通常の衣服を着用しても明らかにせき柱の変形がわかる程度以上のものをいいます。

イ. 「せき柱の著しい運動障害」とは、せき柱の運動範囲が生理的運動範囲の1／2以下のものをいいます。

⑥ 上肢・手指の障害

ア.「上肢の用を全廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(ア) 上肢に完全麻痺を残すもの

(イ) 上肢の3大関節(注1)に完全強直またはそれに近い状態を残すもの

イ.「上肢の関節の用を廃したもの」とは、上肢の関節に完全強直またはそれに近い状態を残すものをいいます。

ウ.「上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(ア) 上腕骨に仮関節を残したもの

(イ) とう骨および尺骨に仮関節を残したもの

エ.「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

オ.「手指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(ア) 手指の末節の1/2以上を失ったもの

(イ) 手指の中手指節関節または近位指節間関節(注2)の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下のもの

(注1) 肩関節、ひじ関節および腕関節をいいます。

(注2) 母指にあっては指節間関節をいいます。

⑦ 下肢・足指の障害

ア.「下肢の用を全廃したもの」および「下肢の関節の用を廃したもの」の解釈は、⑥に準じます。この場合、下肢の3大関節とは、股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

イ.「下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(ア) 大腿骨に仮関節を残したもの

(イ) けい骨およびひ骨に仮関節を残したもの

ウ.「足指を失ったもの」とは、足指の基節の1/2以上を失ったものをいいます。

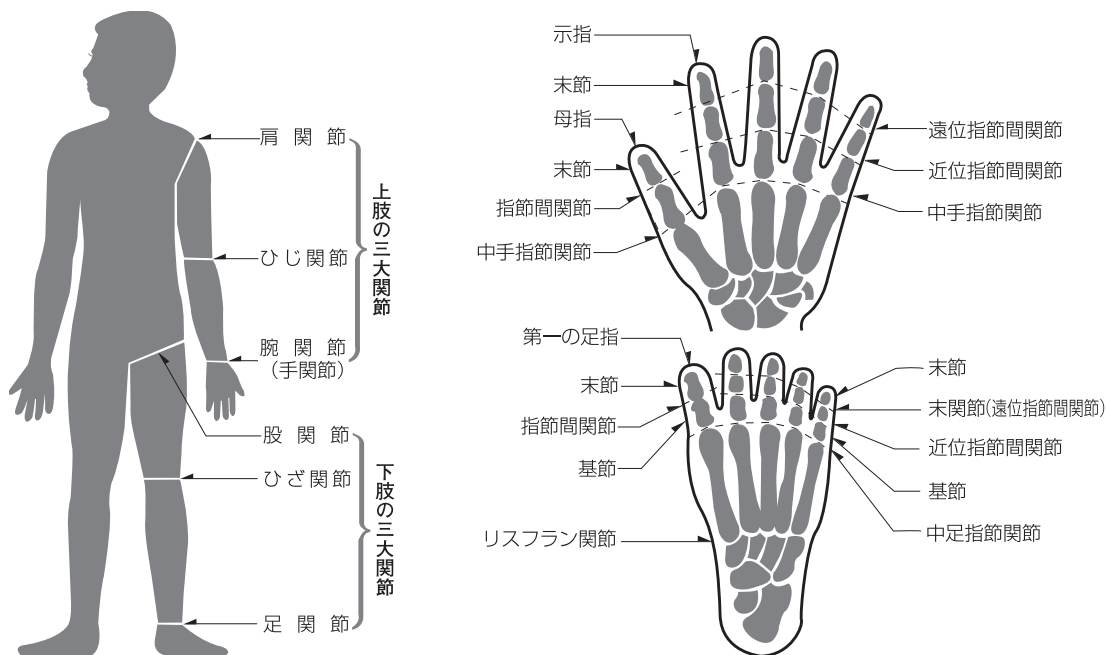
エ.「足指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(ア) 第1の足指にあっては末節の1/2以上、その他の足指にあっては末関節以上を失ったもの

(イ) 中足指節関節または近位指節間関節(注)の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下のもの

(注) 第1の足指にあっては指節間関節をいいます。

関節などの説明図



別表3 公的医療保険制度

公的医療保険制度とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

公的医療保険制度の法律	
1.	健康保険法
2.	国民健康保険法
3.	国家公務員共済組合法
4.	地方公務員等共済組合法
5.	私立学校教職員共済法
6.	船員保険法
7.	高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 支払限度額

共済金の種類		支払限度額
火災共済金 風水災等共済金	全損以外の場合	損害の額 (他の共済契約等にこの共済契約の損害の額を算出する基準と異なるものがある場合は、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い額)
	全損の場合	共済価額×1.3 (他の共済契約等に限度額が共済価額×1.3を超えるものがある場合は、その限度額のうち最も高い限度額)
地震共済金		損害の額 (他の共済契約等にこの共済契約の損害の額を算出する基準と異なるものがある場合は、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い額)
損害防止費用共済金		損害防止費用の額
残存物とりかたづけ費用共済金		残存物とりかたづけ費用の額
水道管凍結修理費用共済金		水道管凍結修理費用の額
ドアロック交換費用共済金		ドアロック交換費用の額
臨時費用共済金		1回の事故について1建物または1特定建築物ごとに、250万円 (他の共済契約等に限度額が250万円を超えるものがある場合は、その限度額のうち最も高い限度額)
失火見舞費用共済金		50万円に被災世帯の数を乗じて得た額 (他の共済契約等にその1被災世帯あたりの支払額が50万円を超えるものがある場合は、その支払額のうち最も高い支払額に被災世帯の数を乗じて得た額)
盗難再発防止費用共済金		5万円
特別費用共済金		1回の事故について1建物または1特定建築物ごとに、200万円 (他の共済契約等に限度額が200万円を超えるものがある場合は、その限度額のうち最も高い限度額)
持ち出し家財共済金		次のア. またはイ. のうちいずれか低い額 ア. 損害の額 (他の共済契約等にこの共済契約の損害の額を算出する基準と異なるものがある場合は、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い額) イ. 100万円 (他の共済契約等に限度額が100万円を超えるものがある場合は、その限度額のうち最も高い限度額)
通貨等盗難共済金	通貨の場合	次のア. またはイ. のうちいずれか低い額 ア. 損害の額 イ. 30万円 (他の共済契約等に限度額が30万円を超えるものがある場合は、その限度額のうち最も高い限度額)
	預貯金証書の場合	次のア. またはイ. のうちいずれか低い額 ア. 損害の額 イ. 300万円 (他の共済契約等に限度額が300万円を超えるものがある場合は、その限度額のうち最も高い限度額)
傷害共済金	死亡した場合または後遺障害の状態になった場合	「火災共済金額×30%」を「1,000万円」と読みかえて普通約款第1章建物条項第20条〔傷害共済金の支払額〕または第2章動産条項第22条〔傷害共済金の支払額〕により算出した額
	治療または施術を受けた場合	30万円

適用上の注意事項

- (1)「全損の場合」とは、普通約款第1章建物条項第18条〔火災共済金・風水災等共済金・地震共済金の支払額〕(2)、第2章動産条項第20条〔火災共済金・風水災等共済金・地震共済金・持ち出し家財共済金・通貨等盗難共済金の支払額〕(3)または実損てん補特約第4条〔火災共済金・風水災等共済金の支払額〕(3)の規定により、火災共済金または風水災等共済金を支払う場合をいいます。
- (2)「損害の額」、「損害防止費用の額」、「残存物とりかたづけ費用の額」、「水道管凍結修理費用の額」および「ドアロック交換費用の額」とは、その共済金の算出の基礎となったそれぞれの額をいいます。
- (3)「他の共済契約等」とは、普通約款第1章建物条項第1条〔用語の説明〕または第2章動産条項第1条〔用語の説明〕に規定する「他の共済契約等」をいいます。ただし、臨時費用共済金、失火見舞費用共済金および特別費用共済金の支払限度額においては、次の建物または動産について締結された臨時費用、失火見舞費用または特別費用に対して共済金または保険金を支

払うべき他の共済契約または保険契約を含みます。

① この共済契約の共済の対象である建物または特定建築物に収容されている動産

② この共済契約の共済の対象である動産を収容する建物またはその建物に収容されている共済の対象以外の動産

(4) 「被災世帯」とは、所有物を滅失、損傷または汚損された者の属する世帯または法人をいいます。

(5) 「預貯金証書」とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

(6) 傷害共済金において、後遺障害の状態になった後に死亡した場合の支払限度額は、死亡したことによる傷害共済金の額と後遺障害の状態になったことによる傷害共済金の額の合計額が「死亡した場合または後遺障害の状態になった場合」の額を超える場合は、「死亡した場合または後遺障害の状態になった場合」の額とします。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことから記載したものですので、かならずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

なお、後ほどお送りする共済証書とともに大切に保管し、ご活用ください。

適正な火災共済金額の設定について……………	P12
告知義務等について……………	P14
責任（保障）の開始について……………	P16
クーリング・オフ制度について……………	P18
共済金をお支払いできない場合……………	P40
共済掛金のお払込み……………	P44
失効したご契約の復活……………	P46
共済掛金の払込方法……………	P47
ご契約の解約について……………	P51
などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら、ご加入先のJAまでお問い合わせください。	